

平成 24 年度

# 包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

子育て支援に係る財務事務について

東大阪市包括外部監査人

公認会計士 酒井 清



## 目 次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件（監査テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】監査の視点及び監査要点	2
【5】主な監査手続	3
【6】監査対象	3
【7】外部監査実施期間	4
【8】外部監査人補助者	4
【9】利害関係	4
【10】監査の結果と意見について	4
第2 監査対象の事業概要	5
【1】子育て施策の概要	5
【2】市の子育てを取り巻く環境の動向	13
【3】市における子育て支援事業の概要	29
第3 監査対象事業に関連した市外郭団体等の概要	67
【1】社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団	67
【2】社会福祉法人公共社会福祉事業協会	69
【3】社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会	71
第4 監査の結果及び意見のまとめ	73
【1】事業成果の評価のあり方	73
【2】指定管理者や委託先との関係のあり方	73
【3】債権管理の強化	74
【4】保育所や幼稚園のあり方（子ども・子育て新システムへの対応）	74
【5】支援を要する子どもに対する体制整備	75
【6】関係主体間の連携強化	75
第5 監査の結果及び意見	78
（地域における子育て支援サービスの充実）	78
【1】地域子育てスクラム事業（担当：子育て支援課）	78
【2】地域子育て支援拠点事業（センター型）（担当：子育て支援課）	85
【3】地域子育て支援拠点事業（ひろば型）（担当：子育て支援課）	88
【4】ファミリー・サポート・センター事業（担当：子育て支援課）	93
【5】子育て短期支援事業（担当：子育て支援課）	94
【6】子育て支援相談事業（担当：子ども見守り課）	95

【7】 留守家庭児童育成事業（担当：青少年スポーツ室）	97
（子どものすこやかな成長及び発達支援）	113
【8】 保育研究経費（担当：子ども見守り課）	113
【9】 支援を要する児童への対策（担当：子ども見守り課、保育課）	115
【10】 通園等発達支援事業（子ども家庭課）	118
【11】 児童デイサービス事業（担当：子育て支援課）	121
（子育てを支援する生活環境の整備）	123
【12】 入院助産事業（子ども家庭課）	123
【13】 幼稚園問題検討委員会の提言への対応（担当：学事課）	125
【14】 公立幼稚園の運営体制（担当：学事課）	127
【15】 関係部局間の連携（担当：学事課）	128
【16】 幼稚園の保育料等（担当：学事課）	129
【17】 母子生活支援施設への入所事業（子ども家庭課）	131
【18】 母子寡婦福祉資金の貸付事業（子ども家庭課）	133
【19】 保育課が実施している補助金事業（担当：保育課）	134
【20】 保育課が実施している委託事業（担当：保育課）	138
【21】 待機児童関連の諸問題（担当：保育課、福祉事務所）	140
【22】 保育所における保育料（担当：保育課）	143
【23】 公立保育所の施設整備（担当：保育課）	146
【24】 保育所に対する指導監査の実施（担当：法人指導課）	148
第6 過去の包括外部監査報告書の「監査の結果」・「意見」への措置状況の検討	149

（注1）報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

（注2）報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 第1 包括外部監査の概要

### 【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

### 【2】選定した特定の事件（監査テーマ）

#### 1. 包括外部監査の対象

子育て支援に係る財務事務について

#### 2. 監査対象期間

原則として平成23年度（必要に応じて、平成22年度以前の各年度及び平成24年度についても対象とした。）

### 【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

わが国において歴史的に類をみないスピードで進行する少子高齢化は東大阪市（以下、「市」という。）にとっても無縁ではなく、平成22年からの10年間で、65歳以上の高齢人口は約22.1%増加するのに対し、14歳以下の年少人口は約25.6%減少することが見込まれている。市では、平成22年3月に策定した第2次総合計画後期基本計画において「安心して子どもを生み、育てられるまち」を目標として掲げるとともに、平成22年3月に「東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」を、平成23年3月には「第二次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、子育て支援に係るさまざまな施策を実施している。

しかしながら、子育て支援における代表的な課題である保育所の待機児童問題については、施設の整備拡充などを順次進めているものの、平成24年4月時点での待機児童は214人と「保育計画」で定めた目標値を達成できていない。また、近年クローズアップされている発達障害を抱えた児童・生徒及びその保護者に対する支援のあり方や虐待を受けている児童の保護など、子育て支援を取り巻く環境は複雑さを増しているといえる。市では平成24年4月に「子どもすこやか部」を新設して体制を強化し、このような状況に対応しようとしている。

平成20年7月に実施された市民意識調査において、「安心して子どもを生み、育てることができる」という項目は、「雇用が安定し、働きやすい環境が整備されている」に次いで重要な市の取組みであると市民が考えていることが明らかになっている。また、平成23年度における子育て支援関連予算は約100億円にのぼっている。

以上の点を総合的に勘案し、子育て支援に係る財務事務を監査テーマとすることは、重要性かつ適時性があり、市民の関心も高いものと考え、これを監査対象として選定した。

## 【4】 監査の視点及び監査要点

### 1. 監査の視点

子育て支援業務の財務事務の監査を行うにあたり、重要な監査の視点としては「合規性」、「経済性、効率性、有効性」、「公平性」「適切な事業評価」、「透明性の確保・情報開示」の5点に着目した。

#### ① 合規性

・子育て支援に係る収入・支出に関する事務手続が、関連諸法令に準拠し、適正に執行されているか

#### ② 経済性、効率性、有効性

・子育て支援に係る事業の収入・支出は適切な水準であるか、効果的な支出がなされているか  
・子育て支援に係る事業のサービス向上、経費削減努力は十分であるか

#### ③ 公平性

・子育て支援に係る事務の執行は、公平に実施されているか

#### ④ 適切な事業評価

・子育て支援に係る事業に対する的確な評価を行い、次の事業の見直しを行う仕組み、いわゆる PDCA サイクルが整備されているか

#### ⑤ 透明性の確保・情報開示

・市民、特に子育てを行う者にとって多岐・複雑な子育て支援制度を理解しやすく、かつ制度を利用しやすいよう、情報提供方法の工夫をしているか

### 2. 監査要点

上記1. 監査の視点を踏まえた監査要点としては、具体的には次のとおりである。

- (1) 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているかどうか
- (2) 関連するサービスが公平に提供されているかどうか
- (3) 関連する事業が経済性、効率性、有効性の観点で実施され、適切な事業評価がなされているかどうか
- (4) 関連する補助金や委託費が適切に執行されているかどうか
- (5) 関連する施設の管理が適切に実施されているかどうか
- (6) 関連する事業の情報公開が適切に実施されているかどうか

## 【5】主な監査手続

子育て支援の各種事務等について、対象機関（子どもすこやか部、教育委員会、出先機関及び関連外郭団体等）に対してヒアリングと保管する文書の閲覧、謄写を行う。

市が所有する子育て支援に関連する施設に対する視察を行う。視察先は次のとおり。

施設名
旭町子育て支援センター
つどいの広場（きらりっこ）
荒本子育て支援センター
高井田保育所
母子生活支援施設
療育センター
東大阪市青少年補導センター
留守家庭児童育成クラブ（長瀬東）
東大阪市立枚岡幼稚園
東大阪市立玉串幼稚園
東大阪市立金岡保育所
（民間）木の実保育園
（民間）さくらい保育園
西福祉事務所
東福祉事務所

## 【6】監査対象

子どもすこやか部（子ども家庭課、子育て支援課、子ども見守り課、保育課）、福祉部（東・中・西の各福祉事務所の子育て支援係）、教育委員会（学校管理部、社会教育部）を中心とした子育て支援施策に関連する部局。

なお、一般に「子育て」とは、様々な年齢の子供の養育全般を指すものであるが、当報告書における「子育て支援施策」とは妊婦を支援する施策から、幼稚園に関する施策、保育所に関する施策、地域での子育て支援施策のほか、小学生に対する施策（ただし小学校施設における義務教育を除く）まで、とする。市民生活部が実施する子ども医療費助成制度等については対象外とする。

## 【7】外部監査実施期間

平成24年4月1日より平成25年3月28日まで

## 【8】外部監査人補助者

公認会計士	4名（牧野康幸、奥谷恭子、倉本正樹、西村満紀子）
税理士	1名（金田光世）
会計士試験合格者	1名（黒田真吉）
大学教授	1名（稲澤克祐）

## 【9】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 【10】監査の結果と意見について

当報告書において指摘した内容については、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、一定の措置がとられることとなるが、適切な措置がとられているかどうかを市が自ら事後的に検証することは重要である。そうした事後的な検証を容易にするために、当報告書では次のように「監査の結果」及び「意見」の記載を明確にした。

### 1. 「監査の結果」と「意見」

結論部分の記載において、地方自治法の規定に従い「監査の結果」と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	①合規性、②3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、是正・改善を求めるもの。
意見	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。

### 2. 表記の方法

「監査の結果」と「意見」を特に端的に表現している箇所に対して下線を引いた。また、結論部分の末尾には、（ ）で「結果」（監査の結果）若しくは「意見」と明示したうえで、通番を付し、事後的に措置状況を検証しやすいようにした。

## 第2 監査対象の事業概要

### 【1】子育て施策の概要

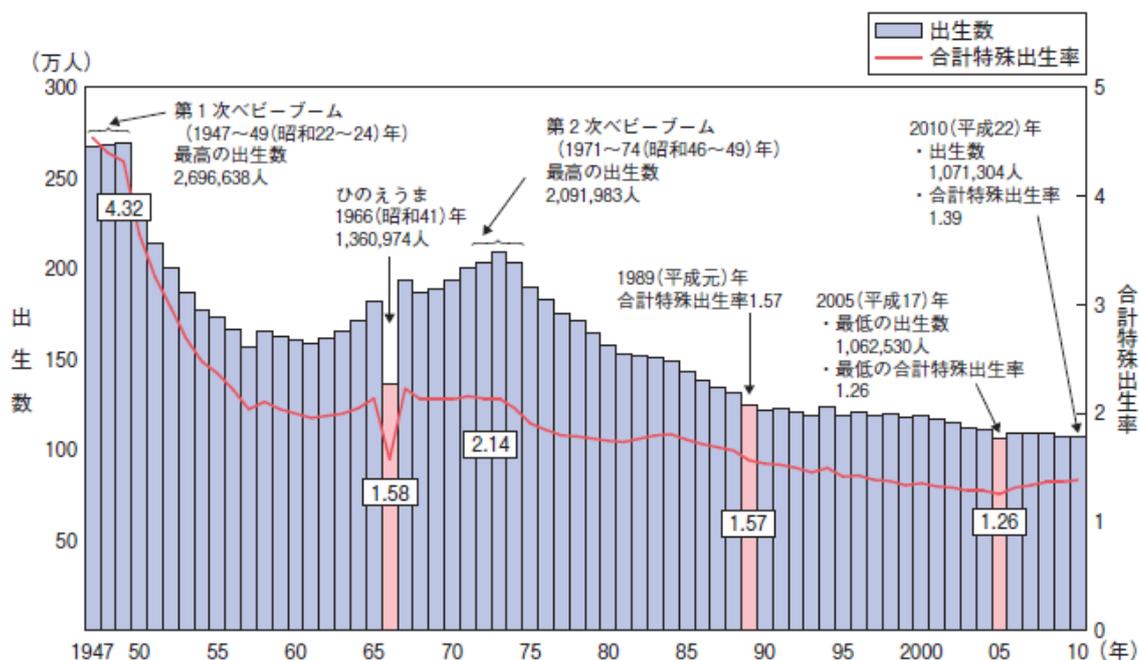
市の子育て支援に係る施策を検討するにあたり、まずわが国における子育てをとりまく環境について概観する。

#### (1) わが国における出生数、合計特殊出生率の推移

わが国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人であったが、その後はほぼ一貫して減少を続けている。一方、合計特殊出生率（注1）をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950年以降急激に低下し、2005年に過去最低である1.26まで落ち込んだあと、ほぼ横ばいで推移している。

（注1）合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

#### 【出生数及び合計特殊出生率の推移】



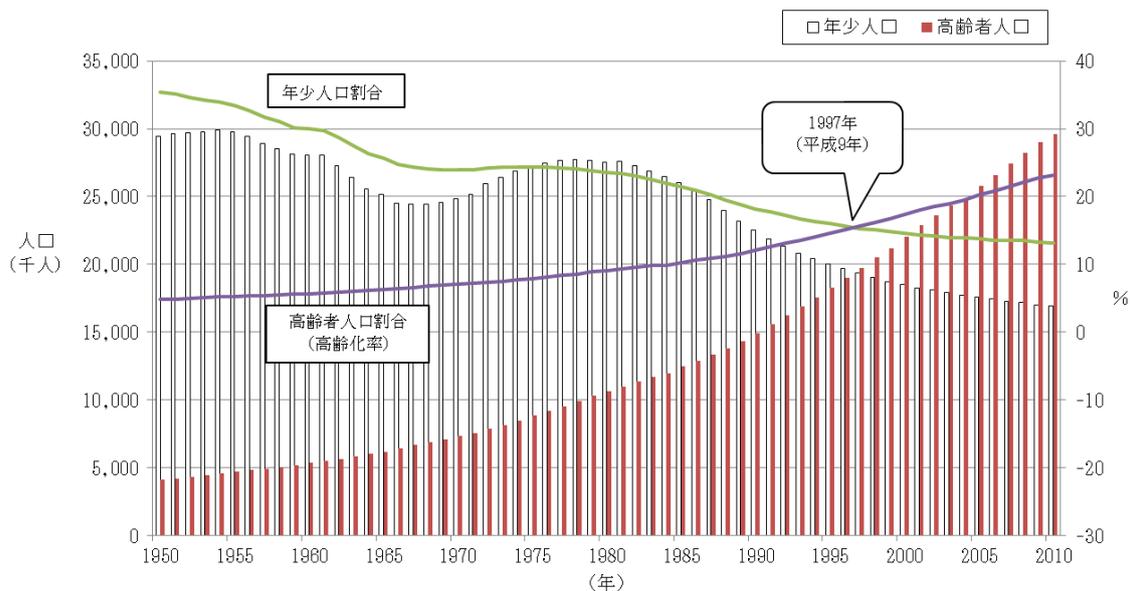
（出所：厚生労働省「人口動態統計」（2010年））

（注）1947年～1972年は沖縄県を含まない。

出生数の減少は、わが国における年少人口（0～14歳）の減少をもたらしてお

り、1997年には総人口に占める高齢者人口（65歳以上）の割合が年少人口の割合を上回るに至っている。

【年少人口と高齢者人口の年次推移】



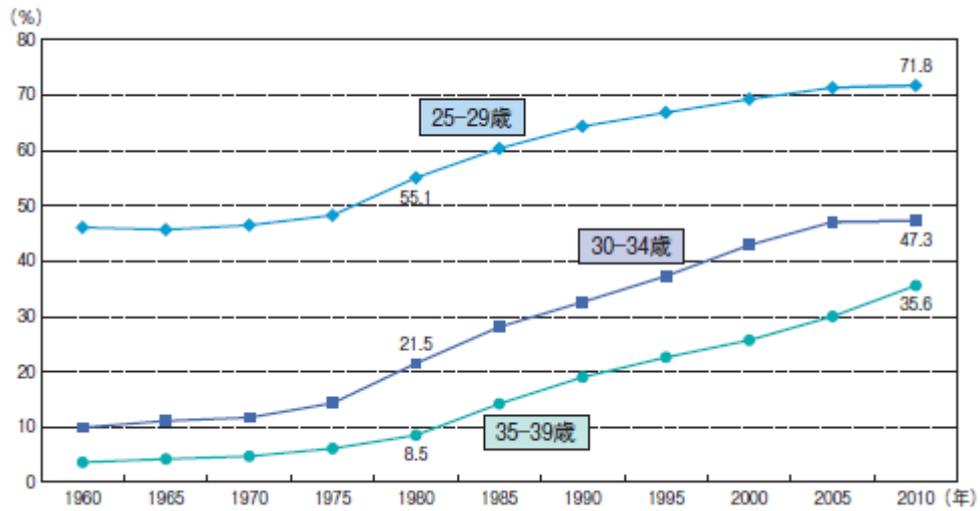
(出所：総務省「国勢調査」、「人口推計」を基に、内閣府において作成された資料)  
 (注) 国勢調査年については、年齢不詳分を按分している。

(2) わが国における婚姻・出産等の状況

出生数の減少及び合計特殊出生率低下の理由として①未婚化・非婚化の進行、②晩婚化・晩産化の進行、が考えられる。

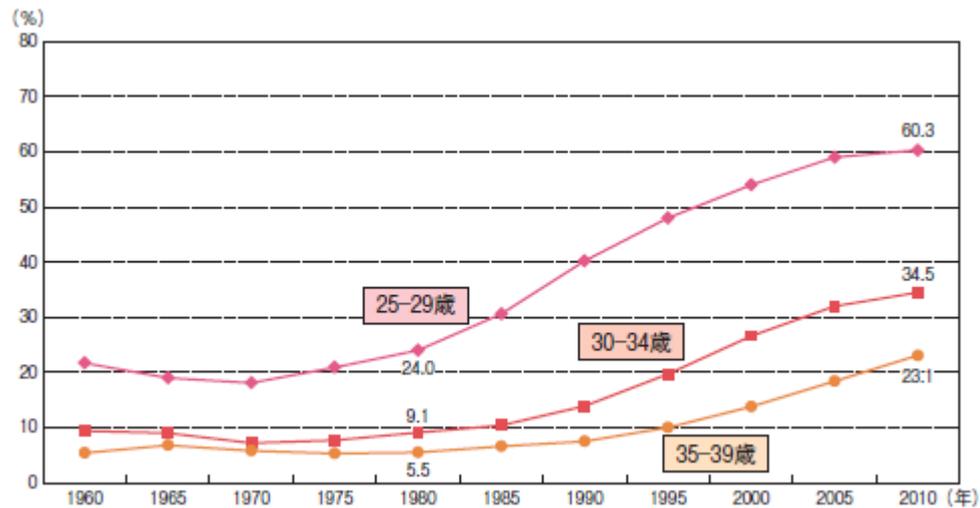
年齢別未婚率の推移をみると、特に25～29歳の女性の未婚率が1960年代には20%程度であったものが2010年には60.3%にまで増加している。

【年齢別未婚率の推移（男性）】



(出所：総務省「国勢調査」(2010年))  
 (注) 1947年～1972年は沖縄県を含まない。

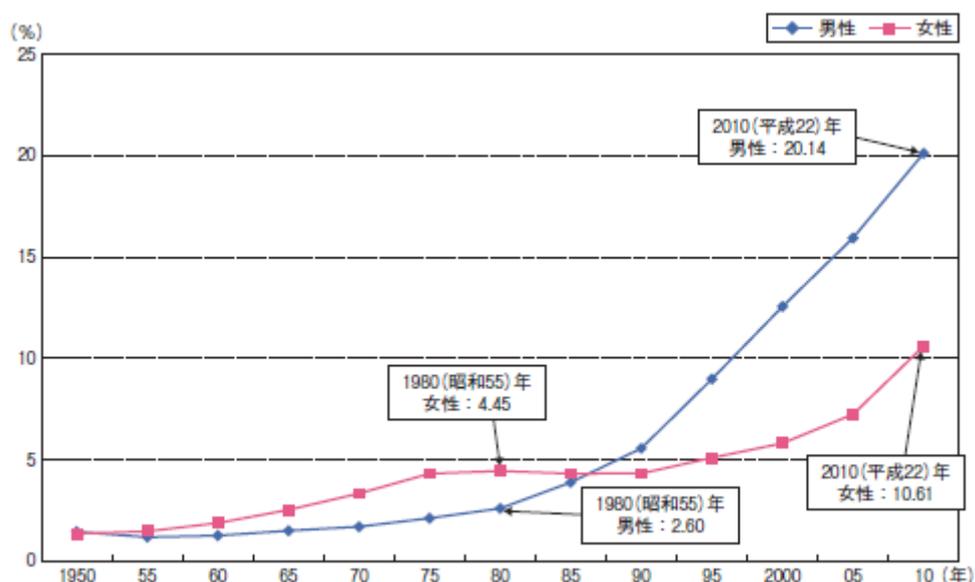
【年齢別未婚率の推移（女性）】



(出所：総務省「国勢調査」(2010年))  
 (注) 1947年～1972年は沖縄県を含まない。

また、1990年ごろから男性の生涯未婚率は急激に上昇しており、2010年においては男性の5人に1人が生涯結婚しない状況となっている。

### 【生涯未婚率の年次推移】



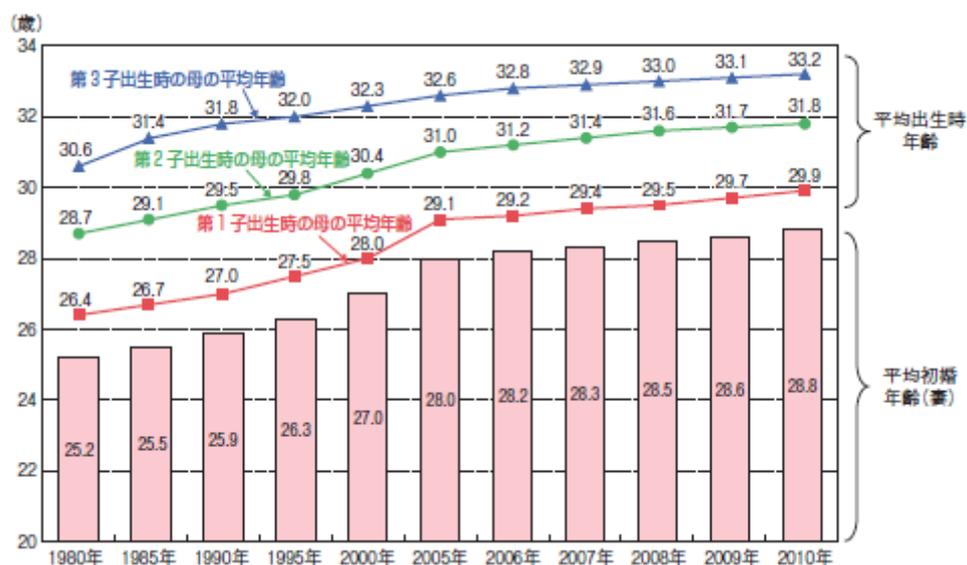
(出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 (2012年版)」)

(注) 生涯未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率。

1980年には平均初婚年齢が夫は27.8歳、妻は25.2歳であったものが、2010年には夫が30.5歳、妻が28.8歳となっており、30年間で夫は2.7歳、妻は3.6歳平均年齢が上昇している。

また、出産したときの母親の平均年齢をみると、2010年には第1子が29.9歳、第2子が31.8歳、第3子が33.2歳となっており、1980年と比較すると、それぞれ3.5歳、3.1歳、2.6歳上昇している。

【平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の年次推移】



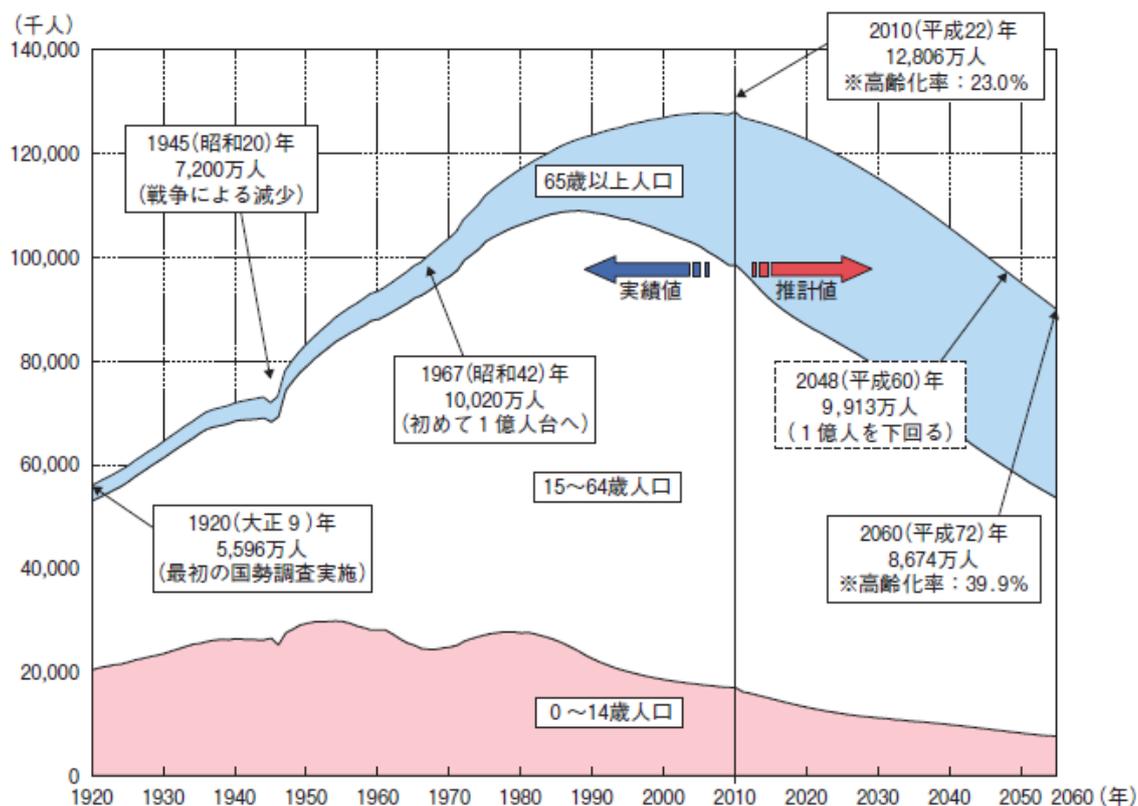
(出所：厚生労働省「人口動態統計」(2010年))

(3) 将来の人口見通し

国立社会保障・人口問題研究所では国勢調査や人口動態統計を踏まえ、全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について一定の仮定を設け、これらに基づいて、わが国の将来の人口の推移をおおむね5年ごとに推計している。一般に将来推計人口として利用されている中位推計(出生中位、死亡中位)によると、わが国の総人口は2010年の1億2,806万人から長期の人口減少過程に入り、2048年には1億人を割り込み、50年後の2060年には8,674万人となることが見込まれている。

また、年齢3区分別の人口規模及び全体に占める割合をみると、将来的には総人口が減少するだけでなく、人口構造そのものが大きく変化していく見通しであることがわかる。

## 【わが国の人口構造の推移と見通し】



(出所：実績値（1920年～2010年）は総務省「国勢調査」、「人口推計」、「昭和20年人口調査」、推計値（2011年～2060年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）中位推計による）

(注) 1941年～1943年は、1940年と1944年の年齢3区分人口を中間補間した。1945～1971年は沖縄県を含まない。また、国勢調査年については、年齢不詳分を按分している。

### (4) 国における「少子化対策」

平成2年の「1.57ショック」(注)を契機として出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策を始めた。

まず、平成6年12月に、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向性について（エンゼルプラン）」を策定するとともに、その実施のために、保育の量的拡大や低年齢児保育、延長保育など多様な保育の環境整備が進められた（「緊急保育対策等5か年事業」）。

また、平成11年12月には「少子化対策推進基本方針」及びこの基本方針に基づく重点施策の具体的な実施計画である「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定された。この新エンゼルプランは従

来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、達成すべき目標数値の項目として、これまでの保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容であった。

その後も、地方公共団体及び事業主に次世代育成支援の取組みを促すための「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）、少子化に的確に対処するために制定された「少子化社会対策基本法」（平成15年）に基づく「少子化対策大綱」（平成16年）に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るための「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」（平成16年）などが次々と策定・実施された。

このような対策を講じたにもかかわらず、平成17年には、明治32年に人口動態の統計を取り始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録した。

こうした予想以上の少子化の進行に対処すべく「新しい少子化対策について」（平成18年）、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年）が取りまとめられ、重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するため「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）の実現」が提唱された。また、重点戦略を踏まえ、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、保育施策を質量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年）が公表された。

（注）1.57ショックとは、1989年の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃のこと。

#### （5）国における「子育て支援施策」

平成22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」は、保育サービスの拡充を中心としたそれまでの「少子化対策」から、家庭で子育てをしている家庭を含めた総合的な「子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すことを政府が明確化したものとして大きな転換点となるものであった。すなわち、「子ども・子育てビジョン」は、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、子どもと子育てを全力で応援することを目的として、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という考え方のもと、「目指すべき社会への政策4本柱」「12の主要施策」を示している。

## 【子ども・子育てビジョン概要】

「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）



（出所：内閣府資料）

このような流れの中で、平成24年8月10日に子ども・子育て新システム関連3法が参議院本会議で可決・成立し、「幼児期の学校教育・保育」と「地域の子ども・子育て支援」を総合的に推進していくこととされている。

子ども・子育て新システムの主なポイントは、①認定こども園制度の改善②認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模型保育等への給付（地域型保育給付）の創設③地域子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）にある。これらを担保するための仕組みとして、市町村が主体となった「子ども・子育て会議」の設置等が盛り込まれている。

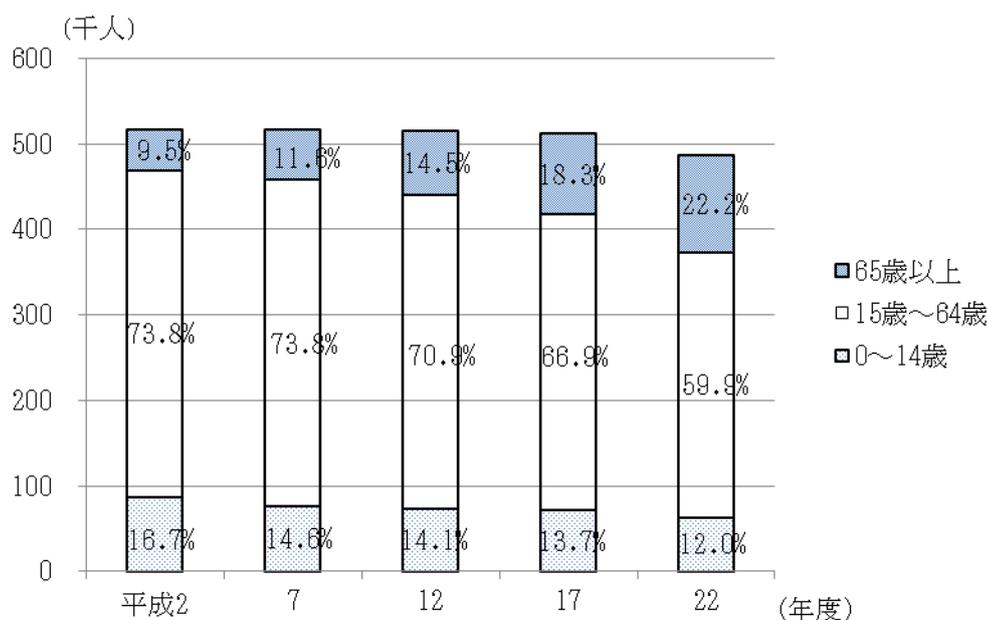
## 【2】市の子育てを取り巻く環境の動向

### 1. 市の人口及び世帯数の状況

#### (1) 市の年齢別人口推移

市の年齢別人口推移は次のとおりである。

【市の年齢別人口推移】（各年10月1日現在）



(出所：市ウェブサイトで公開されている平成23年版統計書より作成)

(注) 割合計算上、総数には年齢不詳は含んでいない。

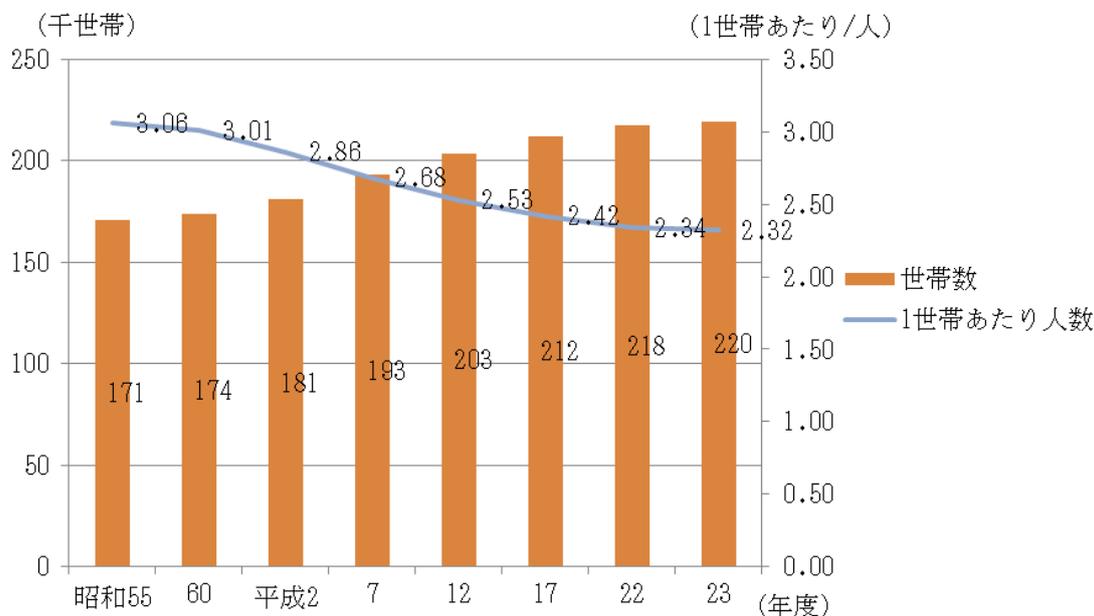
【1】の子育て施策の概要で概観しているように、わが国の年少人口（0～14歳）は減少しており、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にある。市においても、同様に年少人口は減少傾向・高齢者人口は増加傾向であり、平成12年以降の国勢調査においては、高齢者人口の割合が年少人口の割合を上回る結果となっている。

また、平成22年度の国勢調査における全国の年齢別の人口割合は、年少人口約13%、生産年齢人口（15～64歳）約63%、高齢者人口約23%となっている（政府統計ポータルサイトe-startより）。市の平成22年度における年齢別の人口割合は、年少人口12.0%、生産年齢人口59.9%、高齢者人口22.2%となっており、全国割合と近似した結果となっている。

## (2) 市の世帯数の動向

市の世帯数の動向と一世帯当たりの人数の動向は次のとおりである。

【市の世帯数及び一世帯当たり人数の推移】(各年10月1日時点)



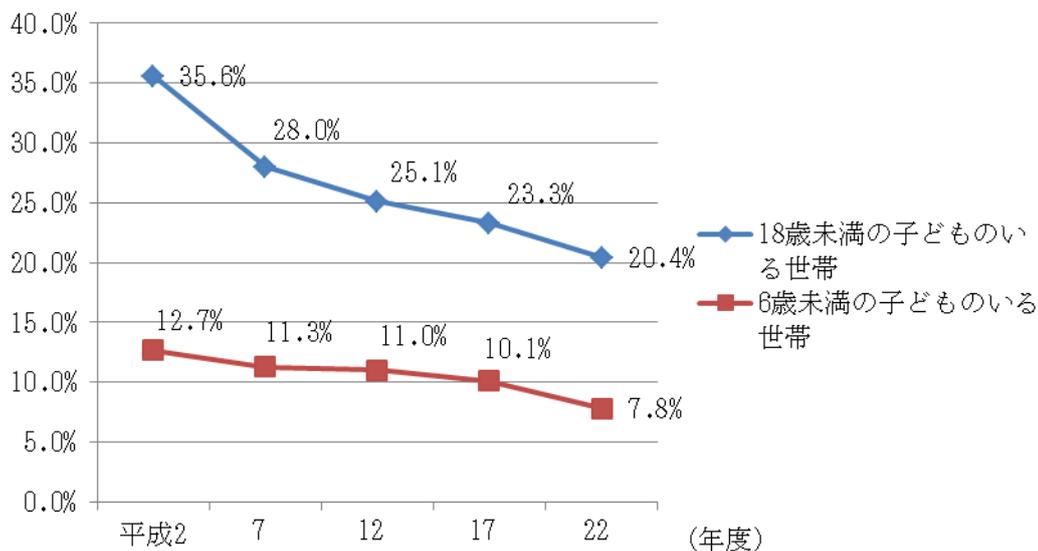
(出所：市ウェブサイトで開催されている平成23年版統計書より作成)

(注) 平成22年度までは「国勢調査」、平成23年度は推計人口

市の世帯数は年々増加しているものの、一世帯当たりの人数は年々減少傾向にある。昭和55年と直近の平成23年を比較すると、世帯数は171千世帯から220千世帯と約28%程度増加しているものの、一世帯当たりの人数は、3.06人から2.32人まで減少している。これは、市において、単身世帯あるいは、夫婦、夫婦と子どものみにより構成される世帯が増加、すなわち、核家族化が進行しているものといえる。

次に、市の子どものいる世帯数について考察する。

【6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯割合の推移】各年10月1日時点



(出所：東大阪市次世代育成支援行動計画(後期)第7章(平成17年まで)、国勢調査(平成22年)より加工・作成)

【6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯割合の市・府・国の比較】

(各年10月1日時点)

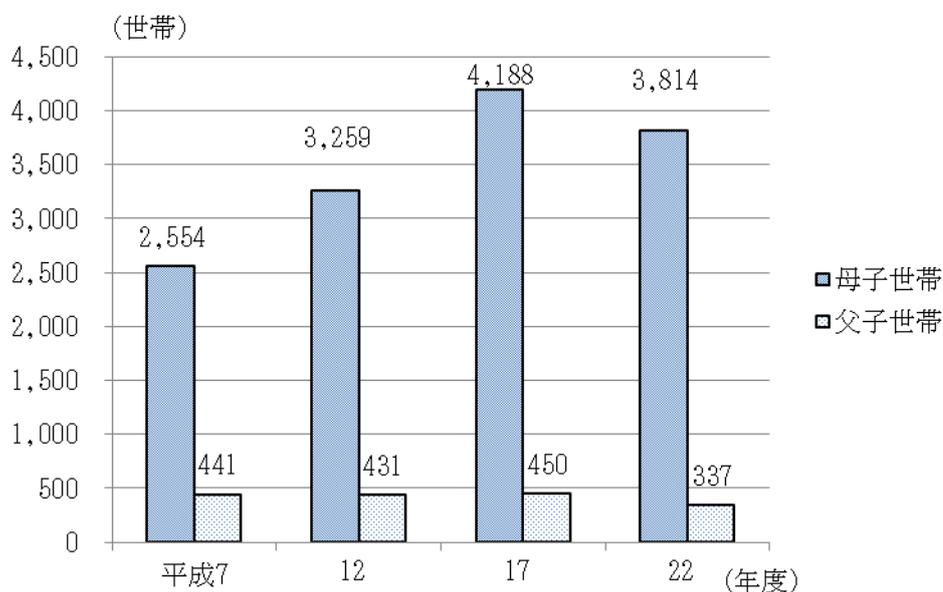
区分	東大阪市		大阪府		全国	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	209,631	217,564	3,590,593	3,823,279	49,062,530	51,842,307
6歳未満の子どものいる世帯	21,151	17,073	365,950	336,831	5,171,707	4,877,321
一般世帯に対する割合	10.1%	7.8%	10.2%	8.8%	10.5%	9.4%
18歳未満の子どものいる世帯	48,912	44,410	847,507	826,999	12,403,146	11,989,891
一般世帯に対する割合	23.3%	20.4%	23.6%	21.6%	25.3%	23.1%

(出所：東大阪市次世代育成支援行動計画(後期)第7章(平成17年まで)、国勢調査(平成22年)より加工・作成)

市において、6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の割合は、一般世帯総数に比して、年々減少傾向にあることがわかる。また、直近2回の国勢調査の結果を基に、6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の割合を比較すると、国及び大阪府に対して、市における子どものいる世帯割合は総じて低い水準であることがみてとれる。

市の一人親家庭の状況は次のとおりである。

【市の母子世帯・父子世帯の推移】各年10月1日時点



(出所：東大阪市次世代育成支援行動計画(後期)第7章(平成17年まで)、国勢調査(平成22年)より加工・作成)

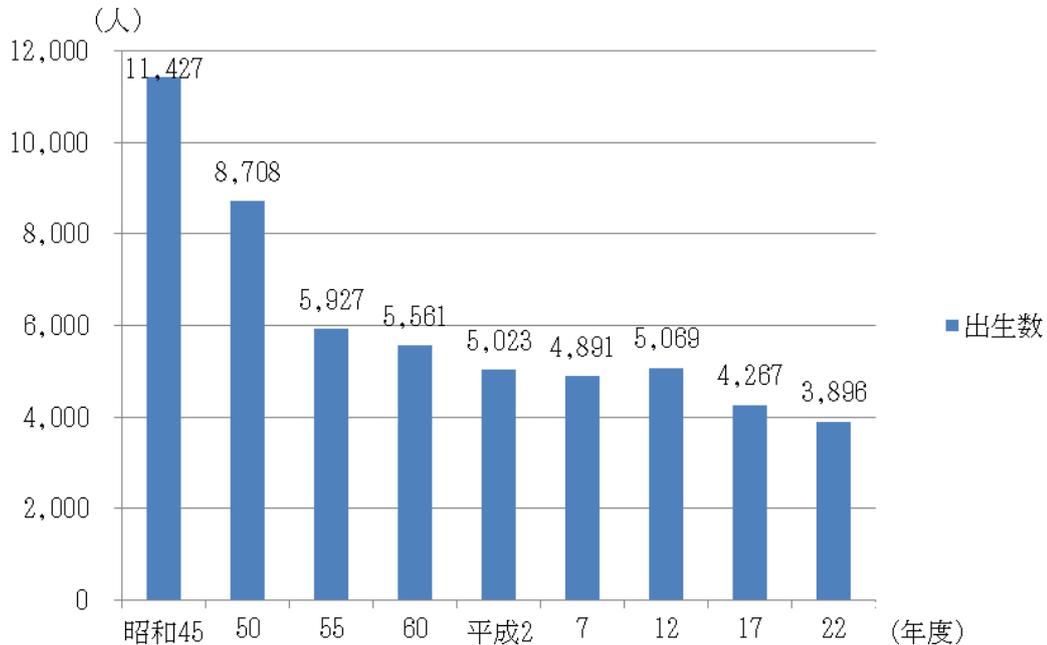
市における一人親家庭の推移であるが、平成7年と平成22年を比較したところ、父子世帯は若干の減少に転じているものの、母子世帯については、2,554世帯から3,814世帯へと1.49倍になっている。すなわち、母子世帯や父子世帯も含めた核家族化の傾向も進んでいることが伺える。そのため、子育てに対する疑問や不安等を気軽に相談できるような身近な親族の協力を得るのが難しい状況にあるといえる。

以上から考えると、市における子どものいる世帯数割合は減少しているといえども、子育て支援を要する家庭は増加しているものと考えられる。

## 2. 市の出生の動向

市の出生数の推移は次のとおりである。

### 【出生数の推移】



(出所：市ウェブサイトで公開されている平成23年版統計書より作成)

(注) 出生・死亡の数は、届出があった日が属する年月日により集計しているもの

【1】の子育て施策の概要で概観しているように、わが国の出生数は年々減少傾向にあり、市においても、上記の推移表で明らかとなっており、出生数は年々減少傾向であり、少子化の一途をたどっていることが伺える。上記推移表で考察すると、昭和45年の出生数は、11,427人であったが、平成22年では、3,896人となり、66%減少している。

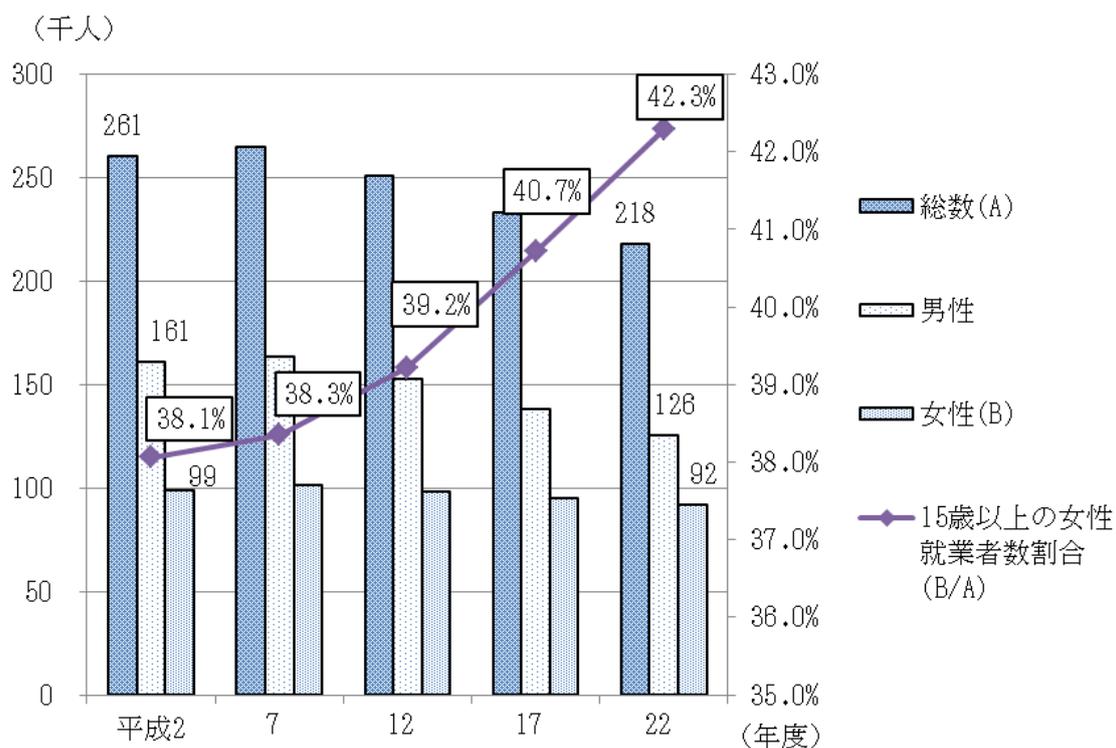
## 3. 市の女性就業の状況

次は、市における15歳以上の労働力人口（就業者のみ）の男女別の推移と、15歳以上の労働力人口（就業者のみ）に占める女性就業者の割合の推移表である。この推移表を考察すると、15歳以上の労働力人口（就業者のみ）は減少傾向にあるものの、これに占める女性就業者の割合は年々増加していることがわかる。15歳以上の労働力人口（就業者のみ）に占める女性就業者の割合は、平成2年においては、38.1%であったが、平成22年においては、42.3%であり、実に15歳以上労働力人口（就業者のみ）の4割強を占めている。

以上より、「2. 市の出生の動向」で見たように、出生数の減少があるものの、

市における女性就業者の割合は高まっており、子育て支援を要する家庭は増加傾向にあることが見受けられる。

【15歳以上労働力人口（就業者のみ）の男女別及び15歳以上労働力人口（就業者のみ）に占める女性就業者の割合の推移】各年10月1日時点



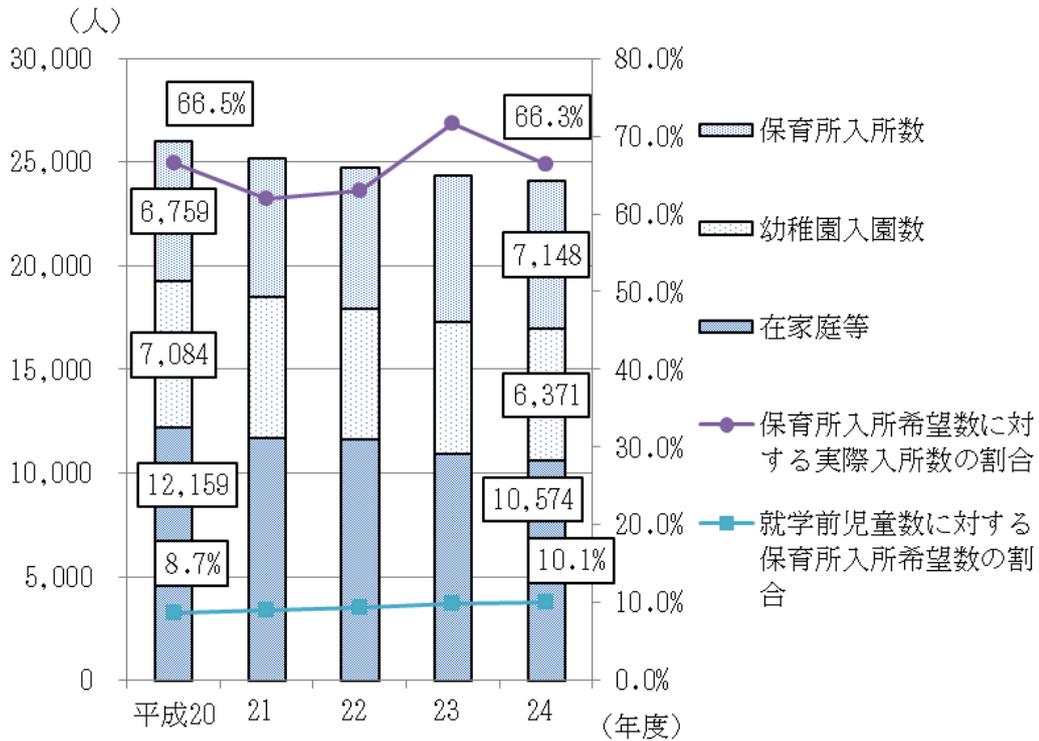
(出所：市ウェブサイトで開催されている平成23年版統計書より作成)

#### 4. 市の保育等の状況

##### (1) 就学前児童の状況

市における就学前児童の状況の5ヵ年推移は次のとおりである。

##### 【就学前児童の状況の5ヵ年推移】



(出所：保育課・学事課提示資料より作成)

(注) 保育所入所希望数は、毎年の保育所入所申請数を用いている。

市における就学前児童数は、平成20年度では、26,002人であるが、少子化傾向を受けて、平成24年度には24,093人となっている。ここで、上記表を考察すると、幼稚園に入園している児童数は同様に減少傾向ではあるが、保育所に入所している児童数は増加傾向にある。また、保育所へ入所希望している児童数の割合であるが、平成20年度においては8.7%、平成24年度においては10.1%であり、グラフを見るかぎり、年々増加傾向にあることがわかる。これに対して、保育所に入所を希望しながら、実際に入所できた児童数の割合は、平成23年度において、一時的に高まったものの、平成20年度では66.5%、平成24年度では66.3%であり、5年比較において、割合にあまり変化はない。以上より、市民にとって、保育所への入所希望が高いものの、その需要が満たされていないことがうかがえる。

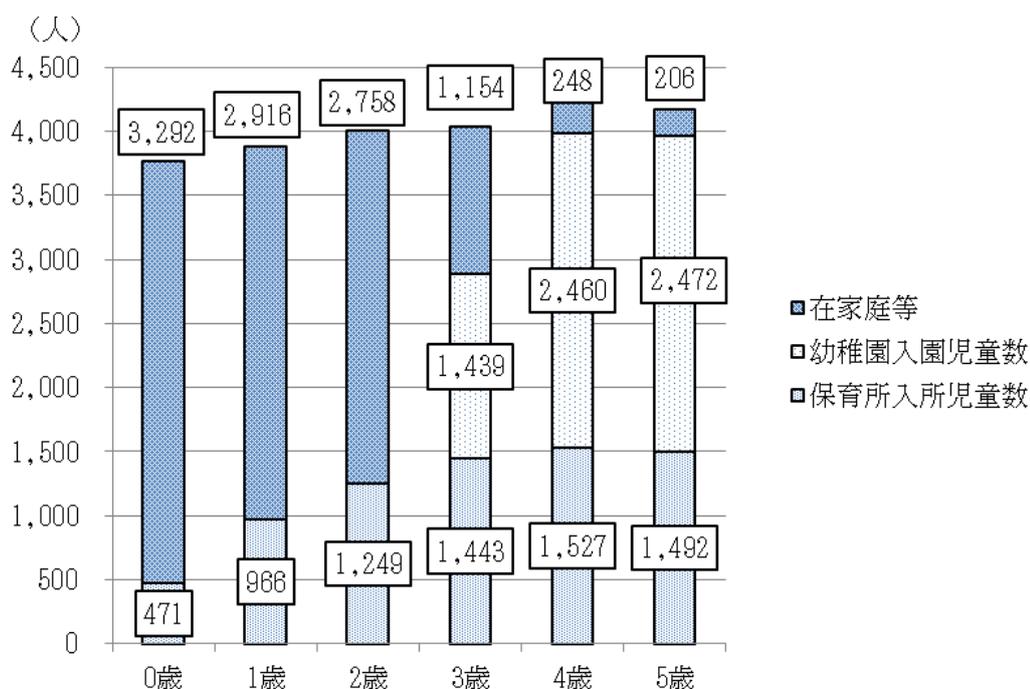
(2) 就学前児童の居場所

平成 24 年度の市における就学前児童の居場所別の状況は次のとおりである。保育所の利用児童割合は、0 歳児は 12.5%、1 歳児は 24.9%、2 歳児は 31.2%と、急増している。これは、産後 1 年間前後の育児休業後、母親が働きに出るために保育所を利用する家庭が多いためであると推測される。

次に、幼稚園の利用児童の割合は、3 歳児で 35.7%、4 歳児で 58.1%、5 歳児で 59.3%である。

以上より、4 歳児・5 歳児では就学前児童の 90%以上が保育所又は幼稚園を利用していることがわかる。

【就学前児童の居場所別の状況】



(出所：保育課・学事課提示資料より作成)

(単位:人)

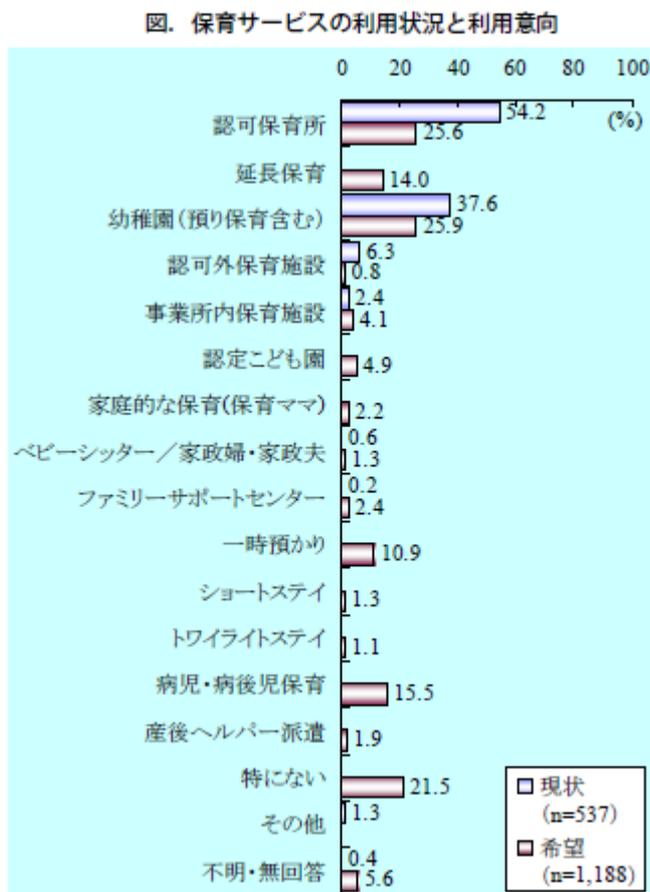
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所入所児童数 (A)	471	966	1,249	1,443	1,527	1,492	7,148
幼稚園入園児童数 (B)	0	0	0	1,439	2,460	2,472	6,371
在家庭等	3,292	2,916	2,758	1,154	248	206	10,574
就学前児童数 (C)	3,763	3,882	4,007	4,036	4,235	4,170	24,093
入所割合 (A/C)	12.5%	24.9%	31.2%	35.8%	36.1%	35.8%	29.7%
入園割合 (B/C)	0.0%	0.0%	0.0%	35.7%	58.1%	59.3%	26.4%
入所・入園割合 ((A+B)/C)	12.5%	24.9%	31.2%	71.4%	94.1%	95.1%	56.1%

(出所：保育課・学事課提示資料より作成)

(3) 子育てサービスの利用状況と利用意向

市は、「東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」（平成 22 年 3 月） 第 7 章の「2. 次世代育成支援に関するニーズ調査分析結果の概要」において、市民による子育てサービス等の利用状況や利用意向について調査し、分析している。

① 保育サービスの利用状況と利用意向（利用希望）



(出所：「東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」（平成 22 年 3 月）の一部を加工)

現在、市民が利用している保育サービスは、「認可保育所」(54.2%) が最も多く、次いで「幼稚園（預かり保育を含む）」(37.6%)、「認可外保育施設」(6.3%) の順に多い。今後の意向（「今は利用していないが、できれば利用したい」、あるいは「(利用日数・回数などが) 足りていないと思う保育サービス」）は、「幼稚園」(25.9%) と「認可保育所」(25.6%) に加えて、「病児・病後児保育」(15.5%)、「延長保育」(14.0%)、「一時預かり」(10.9%) と、多様な保育サービスを求めていることがわかる。

② 留守家庭児童育成クラブの利用状況と利用意向

図. 小学1年生～3年生の留守家庭児童育成クラブの利用状況

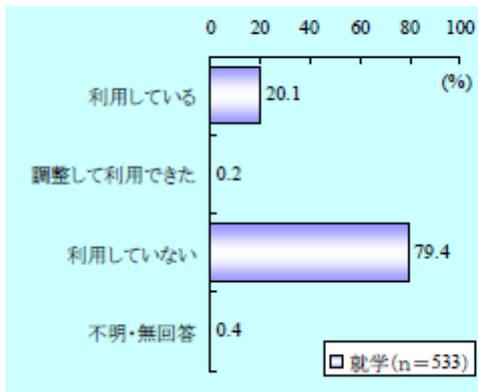
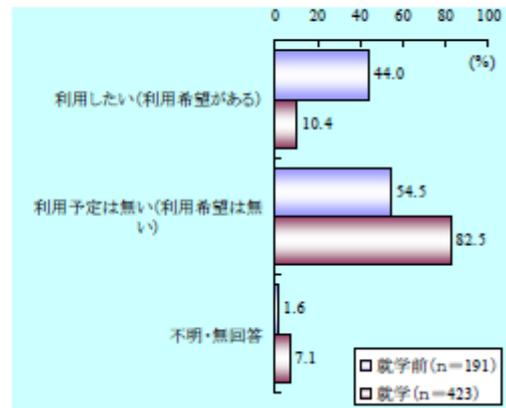


図. 留守家庭児童育成クラブを現在利用していない小学1年生～6年生と来年度小学校に入学予定の就学前児童の利用希望

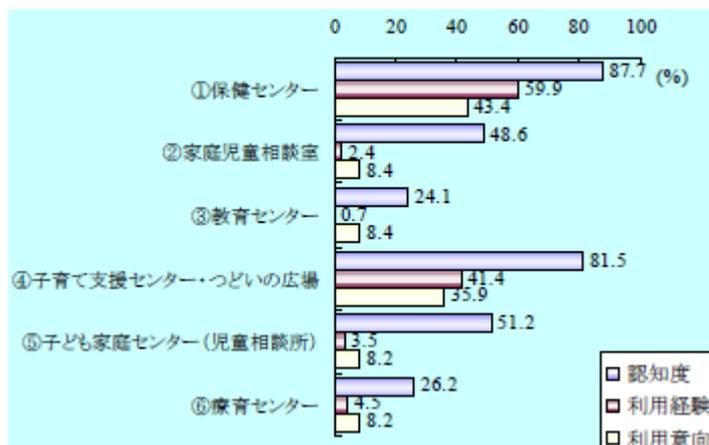


(出所：「東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」（平成22年3月）より）

就学児童の小学1年生～3年生で、留守家庭児童育成クラブを現在利用しているのは、2割である。また、現在、留守家庭児童育成クラブを「利用していない」就学児童の小学1年生～6年生のうち、今後、同クラブを「利用したい」児童は、1割である。なお、当該調査時点での次年度小学校に入学予定の就学前児童で、「利用したい」は4割を占めており、現状の就学児童の利用を上回っていることがわかる。

③ 子育て支援サービスの利用意向

図. 子育て支援に関する機関の認知度・利用経験・利用意向

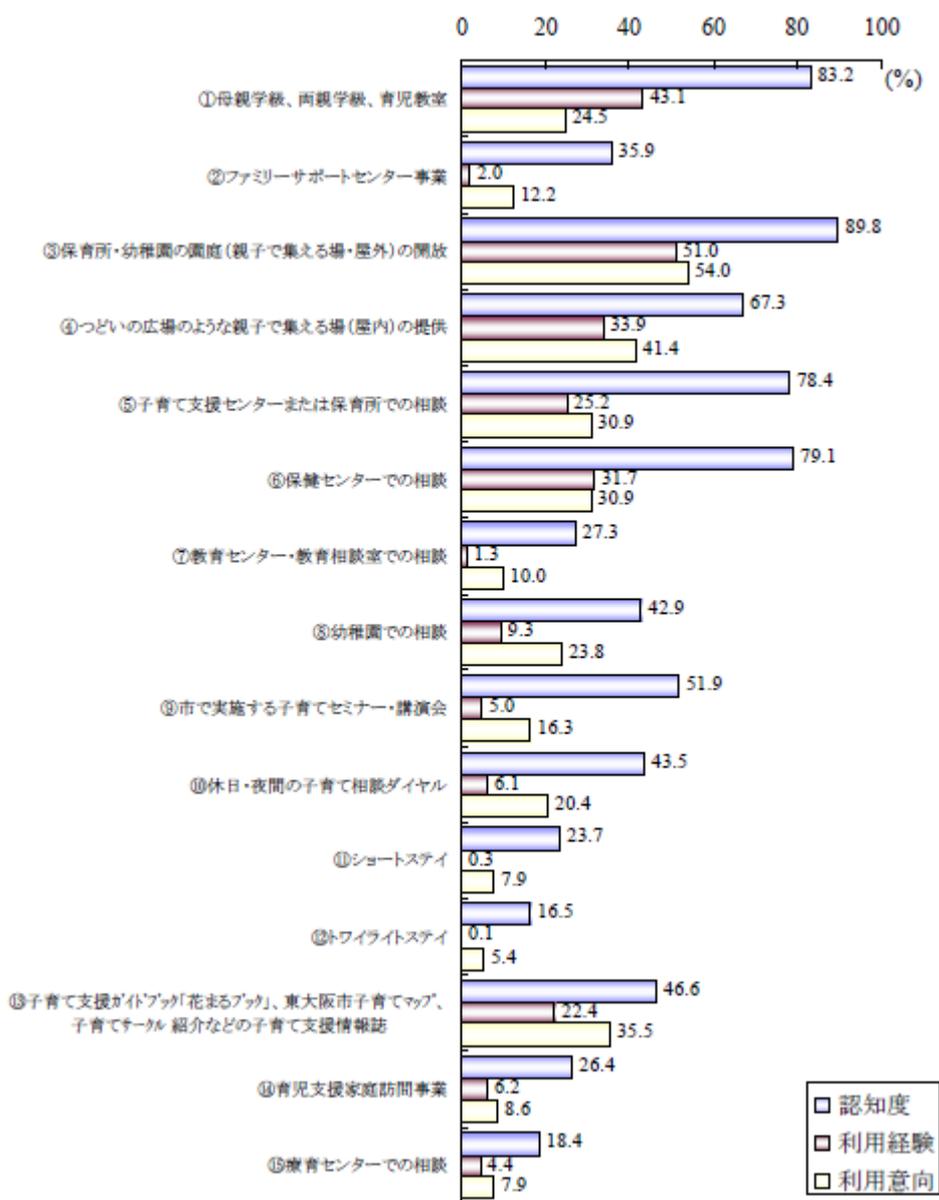


(出所：「東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」（平成22年3月）より）

子育て支援に関する機関の認知度では、「保健センター」、「子育て支援センター・つどいの広場」は、ともに8割以上と、最も多くなっている。利用経験も、「保健センター」、「子育て支援センター・つどいの広場」が最も多く、なかでも「保健センター」はほぼ6割を占めている。

利用意向についても、「保健センター」、「子育て支援センター・つどいの広場」が多く、それぞれ4割、3割以上となっている。

図. 子育て支援に関するサービスの認知度・利用経験・利用意向



(出所:「東大阪市次世代育成支援行動計画(後期)」(平成22年3月)より)

子育て支援に関するサービスに関する利用意向の上位5位は、①「保育所・幼稚

園の園庭（親子で集える場・屋外）の開放」（54.0%）、②「つどいの広場のような親子で集える場（屋内）の提供」（41.4%）、③「子育て支援ガイドブック「花まるブック」、東大阪市子育てマップ、子育てサークル 紹介などの子育て支援情報誌」（35.5%）、④「子育て支援センターまたは保育所での相談」（30.9%）、⑤「保健センターでの相談」（30.9%）と、なっている。このなかでも「子育て支援ガイドブック「花まるブック」、東大阪市子育てマップ、子育てサークル 紹介などの子育て支援情報誌」は、利用経験に比べ、利用意向の割合が多くなっている。

#### ④ 行政に期待する子育て支援

表. 行政に対して望む支援策

	<就学前>		<就学>	
	(件)	(%)	(件)	(%)
親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する	572	48.1	524	46.9
親子が安心して集まれる保育所・幼稚園の園庭開放を充実する	246	20.7	109	9.8
親子が安心して集まれる集いの場等の屋内の施設を整備する	401	33.8	288	25.8
子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道等の段差解消等の「子育てのバリアフリー化」に取り組む	539	45.4	209	18.7
子育てに困ったときの相談体制を充実する	108	9.1	98	8.8
子育て支援に関する情報提供を充実する	258	21.7	118	10.6
子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識・技能の取得に役立つ親子教室の開催回数の増と内容の充実を図る	153	12.9	72	6.4
子育てサークル活動への支援を充実する	72	6.1	54	4.8
保育所、留守家庭児童育成クラブ等の働きながら子どもを預ける施設を増やす	445	37.5	292	26.1
幼稚園の保育サービスを充実する	280	23.6	124	11.1
専業主婦・主夫など誰でも気軽に利用できるNPOや民営等による保育サービスの支援を行う	158	13.3	136	12.2
安心して子どもが医療機関（小児医療など）を利用できる体制を整備する	591	49.7	498	44.6
子どもの安全を確保する対策を充実する	381	32.1	407	36.4
子育ての講座など子育てについて学べる機会をつくる	75	6.3	39	3.5
子育て世帯への経済的援助の拡充	669	56.3	538	48.2
公営住宅の優先入居・広い部屋の割り当て等、住宅面での配慮・支援に取り組む	177	14.9	149	13.3
その他	33	2.8	42	3.8
特になし	7	0.6	42	3.8
不明・無回答	9	0.8	29	2.6
合計	5,174		3,768	

（出所：「東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」（平成22年3月）より）

行政に対して望む子育て支援策については、就学前児童、就学児童に共通して「子育て世帯への経済的援助の拡充」、「安心して子どもが医療機関（小児医療など）を利用できる体制を整備する」「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する」、「保育所、留守家庭児童育成クラブ等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」が上位を占めている。就学前児童では、これらに次いで「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道等の段差解消等の「子育てのバリアフリー化」に取り組む」、就学児童では「子どもの安全

を確保する対策を充実する」となっている。

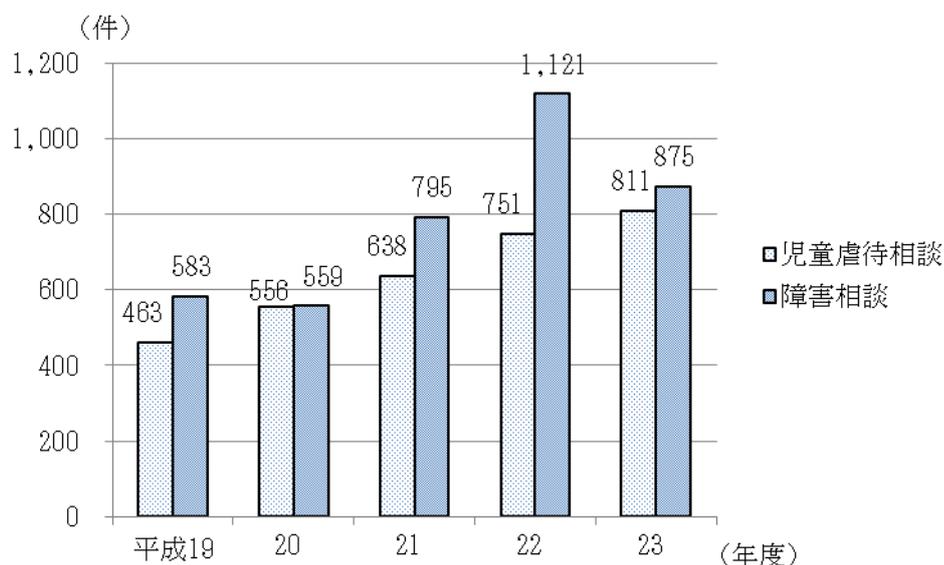
就学前児童、就学児童に共通して、「子育て世帯への経済的援助の拡充」は、第1位を占めるなど、行政に望む支援策として、割合が最も高くなっている。また、就学前児童では、「バリアフリー化」、就学児童では「子どもの安全確保」が、支援策でも特徴となっている。

## 5. 市の特別に支援を要する子どもの状況

### (1) 市の児童虐待相談及び障害相談の状況

市において、家庭児童相談室が対応した児童虐待相談及び障害相談の推移は次のとおりである。

#### 【児童虐待相談及び障害相談の推移】



(出所：子どもすこやか部子ども家庭室子ども見守り課「児童家庭相談件数調査票」「家庭児童相談室における相談件数と体制」)

平成23年度には若干減少しているものの、児童虐待相談及び障害相談とも増加する傾向にある。更に、児童虐待相談件数については、平成19年度の463件に対し、平成23年度は811件と1.75倍になっており、障害相談においては、平成19年度の583件に対し、平成23年度では875件であり、1.50倍になっている。

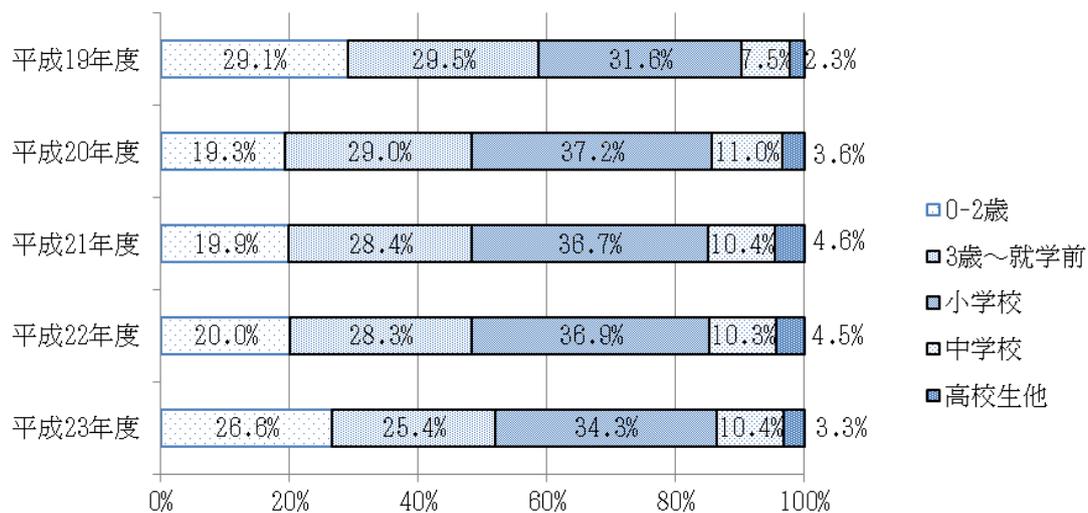
市において特別に支援を要する子どもに対する子育て支援の充実が望まれる状況であることがうかがえる。

### (2) 市の児童虐待の状況

#### ① 被虐待児童の年齢構成

市における被虐待児童の年齢構成の推移は次のとおりである。

### 【被虐待児童の年齢構成推移】

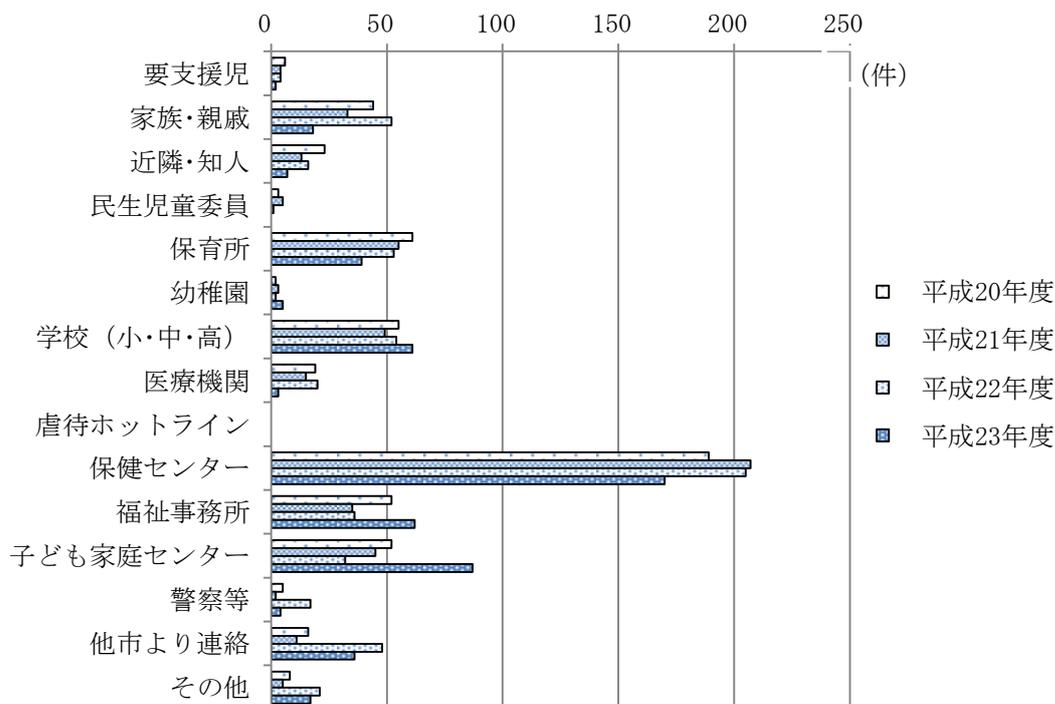


(出所：(平成20年度まで) 東大阪市次世代育成支援行動計画(後期)第7章、(平成21年度～平成23年度) 子どもすこやか部子ども家庭室子ども見守り課)

これを見ると、平成23年度においては被虐待児童の半数以上が就学前の児童となっていることがわかる。

### ② 児童虐待の通報経路

市における児童虐待の通報経路は次のとおりである。



(単位：件)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比
要支援児	6	1.1%	4	0.8%	4	0.7%	2	0.4%
家族・親戚	44	8.2%	33	6.8%	52	9.3%	18	3.5%
近隣・知人	23	4.3%	13	2.7%	16	2.9%	7	1.4%
民生児童委員	3	0.6%	5	1.0%	1	0.2%	0	0.0%
保育所	61	11.4%	55	11.4%	53	9.4%	39	7.6%
幼稚園	2	0.4%	3	0.6%	2	0.4%	5	1.0%
学校（小・中・高）	55	10.3%	49	10.2%	54	9.6%	61	11.9%
医療機関	19	3.6%	15	3.1%	20	3.6%	3	0.6%
虐待ホットライン	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保健センター	189	35.3%	207	42.9%	205	36.5%	170	33.3%
福祉事務所	52	9.7%	35	7.3%	36	6.4%	62	12.1%
子ども家庭センター	52	9.7%	45	9.3%	32	5.7%	87	17.0%
警察等	5	0.9%	2	0.4%	17	3.0%	4	0.8%
他市より連絡	16	3.0%	11	2.3%	48	8.6%	36	7.0%
その他	8	1.5%	5	1.0%	21	3.7%	17	3.3%
合計	535	100.0%	482	100.0%	561	100.0%	511	100.0%

(出所：(平成20年度) 東大阪市次世代育成支援行動計画(後期)第7章、

(平成21年度～平成23年度) 子どもすこやか部子ども家庭室子ども見守り課)

保健センターからの通報が最も多く、次いで、子ども家庭センター、福祉事務所、学校、保育所等となっている。

## (2) 市の就学前児童に対する障害児の状況

市における就学前児童の障害児の居場所別の5ヵ年推移は次のとおりである。これによると、平成19年度における施設を利用する障害児数は、保育園、保育所が350名、幼稚園が20名、療育センターが104名の総数474名であり、平成23年度においては、保育園、保育所が433名、幼稚園が38名、療育センターが95名の総数566名となっている。総数では施設を利用する障害児数は増加傾向にあることがわかる。

(単位：人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保育園・保育所	350	357	370	414	433
幼稚園	20	30	36	39	38
療育センター	104	109	112	114	95
合計	474	496	518	567	566

(出所：保育課・学事課・子ども見守り課提出資料)

(注1)幼稚園：診断をされて、保護者より申し出のある児童

(注2)療育センター：年間平均人数

## 6. 子育て支援の必要性の増加

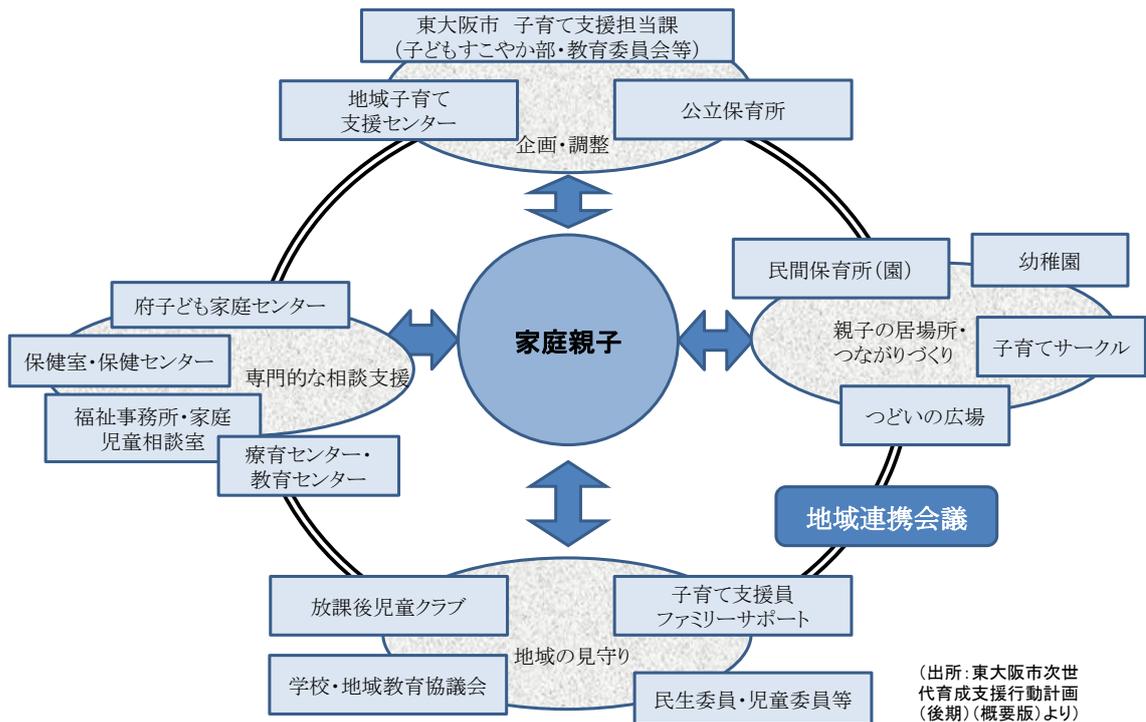
以上、考察してきたように、市においては、子育て中の女性の就労率が高まると共に、母子世帯や父子世帯も含めた核家族化の傾向も進んでいると見受けられる。そのため、子育てに対する疑問や不安等を気軽に相談できるような身近な親族の協力を得るのが難しい状況にあるといえる。

また、家庭内ではフォローしきれない特別に支援を要する子どもも年々増加傾向であると言える。

こういった背景を基に、少子化傾向にあるといえども、市においては、子どものセーフティーネット的な役割も含めた子育て支援の必要性は近年高まっていると考えられる。

### 【参考：東大阪市における地域子育て支援ネットワーク】

「東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」において、次のイメージ図のような地域子育て支援ネットワークの構築を目指している。



### 【3】市における子育て支援事業の概要

#### 1. 市における子育て支援事業の実施主体の概要

##### 【児童福祉に関すること】

平成 23 年度までは福祉部の中にあるこども家庭室（こども家庭課、子育て支援課、保育課）が担当していた。

しかし、平成 24 年度より、児童福祉に関する施策を重視する方針を踏まえて、市では子どもすこやか部を別途設け、旧こども家庭室を組成していた 3 課（こども家庭課、子育て支援課、保育課）に、子ども見守り課を新たに設けて編成した。

##### 【学校教育に関すること】

教育委員会では、教育企画室、学校教育推進室、教育総務部、学校管理部、社会教育部、人権教育室を設けている。このうち当報告書で定義した「子育て支援施策」を実施する部門は学校教育推進室、学校管理部 学事課、社会教育部 青少年スポーツ室である。

監査テーマに係るそれぞれの担当業務は次のとおりである（市の事務分掌規則より）。

##### 【子どもすこやか部】

課・室名	主な事務
子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法の施行（他の課の所管に属するものを除く。）及び母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の施行並びにこれらの法律に係る事務の総括に関すること。</li> <li>・前号のほか児童福祉及びひとり親家庭の福祉に係る事務の総括に関すること。</li> <li>・保健医療福祉の連携に係る企画及び調整に関すること。</li> <li>・市立の児童福祉施設（保育所、子どもデイセンター及び児童遊園並びに教育委員会に係るものを除く。）の増改築及び維持修繕に関すること。</li> <li>・児童福祉施設（保育所を除く。）及び母子福祉施設の整備、運営等に係る許可、指導、助成等に関すること。</li> <li>・児童委員及び主任児童委員に関すること。</li> <li>・母子家庭自立支援給付金に関すること。</li> <li>・母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関すること。</li> <li>・社会福祉法人社会福祉事業団に関すること。</li> <li>・母子生活支援施設高井田ホーム並びに心身障害児通園施設第 1 はばたき園及び第 2 はばたき園に関すること。</li> <li>・社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。</li> <li>・児童福祉及びひとり親家庭の福祉に関する計画の策定及び推進に関すること。</li> <li>・他の室、課等の主管に属しないこと。</li> </ul>
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援事業に関すること。</li> <li>・乳幼児の健全育成に関すること。</li> <li>・子どもデイセンターに関すること。</li> </ul>

課・室名	主な事務
子ども見守り課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の予防、防止等に関する事</li> <li>・子どもの発達支援に関する事</li> <li>・家庭児童相談室に係る事務の総括に関する事</li> </ul>
保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立保育所の管理運営の総括に関する事</li> <li>・市立保育所の増改築及び維持修繕に関する事</li> <li>・保育所の整備、運営等に係る許可、指導、助成等に関する事</li> <li>・簡易保育施設の指導、助成等に関する事</li> <li>・認可外保育所の指導等に関する事</li> <li>・保育所の保育の調査研究に関する事</li> <li>・保育所職員の保育研修に関する事</li> <li>・保育料（階層区分の決定を除く。）に関する事</li> <li>・運営費に関する事</li> <li>・社会福祉法人公共社会福祉事業協会に関する事</li> <li>・高井田保育所、春宮保育所及び島之内保育所に関する事</li> <li>・認定こども園に関する事</li> <li>・その他保育業務に関する事</li> </ul>

#### 【教育委員会】

課・室名	今回の監査の範囲に関する事務のうち主な事務を記載
学校教育推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な幼児教育及び子育て支援施策の企画に関する事</li> </ul>
学校管理部 学事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の適正規模化及び適正配置に関する事</li> <li>・学校園の設置及び廃止に関する事</li> <li>・就学区域の設定及び変更に関する事</li> <li>・幼児、児童及び生徒の就園、就学及び月末統計に関する事</li> <li>・児童及び生徒の教科書無償給与に関する事</li> <li>・授業料、入学受験料、保育料及び入園料に関する事</li> <li>・幼稚園に係る事業(教育内容に係る部分を除く。)の推進に関する事</li> <li>・児童生徒の就学援助に関する事</li> <li>・児童生徒の就学奨励に関する事</li> <li>・園児の就園奨励に関する事</li> </ul>
社会教育部 青少年スポーツ室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成推進計画の推進に係る企画、調査研究及び連絡調整に関する事</li> <li>・青少年教育の振興に関する事</li> <li>・青少年の育成に係る学校、家庭及び地域社会の連携施策の推進に関する事</li> <li>・青少年問題協議会に関する事</li> <li>・青少年関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>・青少年教育関係団体の育成に関する事</li> <li>・青少年指導員及び少年補導員に関する事</li> <li>・留守家庭児童育成クラブに関する事</li> </ul>

一方、市が直接実施するだけではなく、市が出捐した外郭団体等に市の事業の一部を担わせている。各団体の詳細は報告書第3を参照。

## 2. 子育て支援事業の概要

市では平成 22 年から平成 26 年の 5 年間を計画期間とする「東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」を作成している。

当計画の基本的な考え方は次のとおりである。

<p><b>【理念】</b> すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪</p>
<p><b>【基本的視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次代の社会を担う子どもたちの一人ひとりの権利を保障します。</li> <li>○ 子どもがたくましく生きる力を養えるような環境を整備します。</li> <li>○ 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りをもって子育てができるような支援を行います。</li> <li>○ 家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体がそれぞれの役割を担い、子どもが健やかに育つ環境を整えます。</li> <li>○ 家庭や地域の生活などにおいて、働き方の見直しができ、子育て期など年齢期に応じて多様な選択ができるような支援を行います。</li> </ul>
<p><b>【施策展開の基本的方向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの権利を守る社会づくり</li> <li>(2) 地域における子育て支援の充実</li> <li>(3) 子どものすこやかな成長及び発達支援</li> <li>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</li> </ul>

さらに、市長は「第 2 期市政マニフェスト」（平成 24 年 4 月）を策定・公表され、次のとおり、子育て支援に関する施策を重点的に設定している。

公約番号	市政マニフェスト事業の内容（一部抜粋。括弧は担当課名）
02	<p>行財政改革の更なる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子寡婦福祉資金貸付金返還金の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。（子ども家庭課）</li> <li>・保育料未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。（保育課）</li> </ul>
08	<p>開かれた学校園づくり【地域と連携で学校運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域教育協議会の活動が、家庭教育・学校教育活動へ重点的に展開できるよう支援します。（青少年スポーツ室）</li> <li>・地域活動の場として活用可能な教室を開放します。（施設整備課）</li> </ul>

公約番号	市政マニフェスト事業の内容（一部抜粋。括弧は担当課名）
20	<p><b>【安心して子育てできるまち】</b>子どもや家庭の状況に応じた子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「子ども・子育て新システム」に速やかに対応するとともに、保育所待機児童の解消に向けた取組みを進めます。（保育課）</li> <li>・国の「子ども・子育て新システム」の動向を注視し、庁内の連携強化を図りながら、子育て支援にかかる幼稚園施策を実施します。（学事課）</li> <li>・楠根リージョンセンターに子育て支援センターを設置します。（子育て支援課）</li> <li>・公立保育所・子育て支援センターを中心とした地域の子育てネットワークを拡充します。（子育て支援課）</li> </ul>
28	<p><b>【地域が元気なまち】</b> 高齢者や障害のある人を地域で支え合い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもに対し、成長段階に応じた決め細かな支援を進めます。（子育て支援課）</li> <li>・障害者（児）ライフステージに応じた専門的な支援サービスを提供する新障害者児支援拠点施設を整備します。（子ども家庭課）</li> </ul>
30	<p>人間を尊重し、子どもをいじめ・虐待から守る総合施策を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV 被害防止対策を強化します。（子ども家庭課）</li> <li>・児童虐待を防止するための対策を強化します。（子ども見守り課）</li> <li>・児童虐待防止、いじめ防止のため、学校園での早期発見、早期対応への対策を進めます。（学校教育推進室）</li> <li>・児童虐待防止、いじめ防止のため、教職員への研修を進め、相談機能を充実させます。（教育センター）</li> <li>・児童虐待防止、いじめ防止のため、児童・生徒・教職員・保護者へ啓発活動を実施します。（人権教育室）</li> </ul>

### 3. 事務事業の対比表

施策別の事務事業の一覧表は次のとおりである。これらの事務事業のうち平成23年度予算額100万円以上の事業費であるものを監査対象としたが、そのうち「監査の結果」又は「意見」が発見されたものについては「監査の結果」又は「意見」との対比も併せて記載した。

なお、事務事業に対応しない「監査の結果」又は「意見」は当表に記載していない。

東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）より		担当課（注1）	事務事業名（注2）	平成23年度事業費（決算） （単位：千円）	報告書第5における「監査の結果」「意見」の記載場所（注3）	
<b>(1) こどもの権利を守る社会づくり</b>						
1-1	子どもの権利の周知徹底	監査対象外としたため、記載省略				
1-2	子どもの意思表明の機会の確保	監査対象外としたため、記載省略				
<b>(2) 地域における子育て支援サービスの充実</b>						
2-1	地域における子育て支援の充実	子育て支援課	地域子育てスクラム事業	46,500	【1】	
		子育て支援課	地域交流事業	9,200		
		保育課	異年齢交流事業	8,216		
		保育課	一時預かり事業	54,979		
		保育課	乳幼児健診フォロー教室等	8,216		
		保育課	保育所体験特別事業	5,088		
		子育て支援課	地域子育て支援拠点事業（センター型）	14,131	【2】	
		子育て支援課	地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	51,014	【3】	
		保育課	緊急保育事業	—		
		子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業	3,639	【4】	
健康福祉企画課	小地域ネットワーク事業	21,300				
子育て支援課	子育て短期支援事業	2,649	【5】			
2-2	子育て支援の情報・相談の充実	子ども見守り課、保育課、健康づくり課、保健センター	子育て情報の提供及び相談の充実	3,047	【6】	
		家庭児童相談室、保育課、健康づくり課、保健センター	子育てに関する相談	—		
		健康づくり課、保健センター、子育て支援課、保育課	育児教室	1,953		
		子ども見守り課	休日・夜間子育て支援相談事業	1,652	【6】	
		保育課	家庭支援推進保育所事業	12,871		
		健康づくり課、保健センター	家庭訪問指導事業	3,187		
		健康づくり課、保健センター	対象者別育児教室	2,934		
		健康づくり課、保健センター	子どもの事故予防	67		
		教育センター	教育相談・発達相談、子どもの悩み相談	7,228		
		2-3	子育て支援の情報・相談の充実ネットワークの充実	子育て支援課、社会福祉協議会、保育課	子育てサークル支援事業	248
子育て支援課、保育課	地域連携会議の開催	—				
2-4	子どもの生きる力の育成に向けた環境づくりの推進	学校教育推進室	幼小中の連携	—		
		2-4-1 幼児教育の推進	企画室、学校教育推進室、教育企画室、学事課、保育課	幼児教育のあり方研究事業	—	
		2-4-2 確かな学力の向上	監査対象外としたため、記載省略			
		2-4-3 豊かな心を育む	監査対象外としたため、記載省略			
		2-4-4 職業観・勤労観の育成	監査対象外としたため、記載省略			
		2-4-5 子どもの健全育成の充実	青少年スポーツ室	青少年非行化防止活動事業	769	
			青少年スポーツ室	すこやかテレホン事業	1,789	
			青少年スポーツ室	青少年育成推進事業	4,062	
			青少年スポーツ室	留守家庭児童対策事業	338,683	【7】
		2-5	家庭の養育力や地域の教育力の向上	荒本青少年センター、長瀬青少年センター	放課後児童健全育成事業	9,665
<b>(3) 子どものすこやかな成長及び発達支援</b>						
3-1	子どもや母親の健康の増進	監査対象外としたため、記載省略				
3-2	3-2-1 早期対応に向けたサービス供給体制の見直し	子ども見守り課、家庭児童相談室、健康づくり課、保健センター	すこやかテレホン事業教室事業	—		
		子ども見守り課、家庭児童相談室	児童相談事業（児童虐待・発達相談・子育て相談・学校生活等に関する相談）	931	【8】	
		子ども見守り課	保育相談、保育観察	—		
		子ども見守り課、福祉事務所、保育課	要保護児童・障害児研修の実施	90	【8】	
		療育センター	心身障害児の福祉の増進についての相談事業	—		
	3-2-2 発達支援のネットワークの充実	子ども見守り課	のびのび教室事業	1,958	【6】	
		子ども家庭室、家庭児童相談室、療育センター、健康づくり課、保健センター、教育委員会	心身障害児の福祉の増進についての機関連携の強化	—		
		子ども見守り課、療育センター	保育所巡回指導訓練業務	1,760	【8】	
	3-2-3 地域での生活支援	障害者支援室、療育センター	相談支援事業	96,000		
		子ども家庭課、療育センター	通園等発達支援事業	531,711	【10】	
子育て支援課、療育センター		児童デイサービス事業	16,815	【11】		
子ども見守り課、家庭児童相談室、保育課、福祉事務所		障害児保育所（園）入所事業	—			
障害者支援室	障害児タイムケア事業	5,634				

東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）より		担当課（注1）	事務事業名（注2）	平成23年度事業費（決算） （単位：千円）	報告書第5における「監査の結果」「意見」の記載場所（注3）
3-3	3-3-1 発生子防、早期発見、早期対策の充実	健康づくり課、保健センター	こんには赤ちゃん事業	589	
		子ども見守り課、家庭児童相談室	虐待に係る相談・支援事業	22,705	【6】
		健康づくり課、保健センター、子ども見守り課	マザーサポート教室	2,934	
		子ども見守り課	親子支援プログラム事業	11,218	【6】
	3-3-2 関連機関との連携の充実	子ども見守り課	児童虐待防止事業（東大阪市要保護児童地域協議会）	1,934	
		子ども見守り課	児童虐待発生子防システム構築事業	78	
		子ども見守り課、療育センター、健康づくり課、健康センター、学校教育推進室他	虐待ハイリスクケースへの取り組み（ケース検討会）	—	
		福祉事務所、子ども見守り課、保育課	要保護児童保育所（園）入所	—	
3-4	思春期保健対策の充実				
3-5	小児医療の充実	監査対象外としたため、記載省略			
3-6	食育の推進	監査対象外としたため、記載省略			
（4）子育てを支援する生活環境の整備					
4-1	住環境の確保	監査対象外としたため、記載省略			
4-2	安心して外出できる環境の整備	監査対象外としたため、記載省略			
4-3	子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進	監査対象外としたため、記載省略			
4-4	子どもの居場所作りの推進	監査対象外としたため、記載省略			
4-5	子育ての経済的負担の軽減	子ども家庭課、福祉事務所	入院助産制度	53,563	【12】
		医療保険室保険料課	多子世帯支援奨励金	10,476	
		学事課	私立幼稚園就園補助金	67,592	
		学事課	私立幼稚園就園奨励費補助金	424,080	
		学事課	公立幼稚園就園奨励費補助金	5,775	
4-6	4-6-1 家庭の養育を支えるサービスの充実	保育課	保育所（園）への優先入所	—	
		子ども家庭課	母子家庭等日常生活支援事業	437	
		子ども家庭課、福祉事務所	母子生活支援施設への入所	22,181	【17】
		保育課	延長保育事業	257,059	【19】
	4-6-2 自立支援の充実	福祉企画課、生活福祉課、子ども家庭課	地域における相談機能の充実	78,966	
		子ども家庭課	母子家庭等就業・自立支援センター事業	4,000	
		子ども家庭課	母子家庭自立支援給付金事業	87,451	
		子ども家庭課	母子家庭自立支援プログラム策定事業	—	
		子ども家庭課、福祉事務所	母子自立支援員による相談活動	8,833	
		子ども家庭課、福祉事務所	母子福祉資金の貸付	69,332	【18】
4-7	4-7-1 仕事と家庭生活との両立につながる	監査対象外としたため、記載省略			
		保育課	通常保育事業	7,037,889	【19】 【20】
	4-7-2 保育サービスの充実	保育課	夜間保育事業	2,460	【19】
		保育課、子育て支援課	病児・病後児保育事業	33,609	【20】
		保育課	民間保育所整備補助事業	11,301	【19】
合 計				9,482,448	

（注1）課名は平成24年度の組織変更後の課名である。

（注2）再掲事業は記載省略している。

（注3）次の報告書記載項目は、事業区分の枠から外れた検討を行っているため事業と紐付かない。

【9】支援を要する児童への対策、【13】幼稚園問題検討委員会の提言への対応、【14】公立幼稚園の運営体制、【15】関係部局間の連携、

【16】幼稚園の保育料等、【21】待機児童関連の諸問題、【22】保育所における保育料、【23】公立保育所の施設整備、

【24】保育所に対する指導監査の実施

子育て支援業務の大部分は法律や国等の通知に従った事務であり、事業内容も他自治体と同様のものが多い。しかし、市の子育て支援施策の特徴が顕著に現れると思われる重要な事業につき、以下、【3】4.～6.において紹介する。

#### 4. (特徴的な事業の概要 その1) 保育所関連事業

##### (1) 制度の概要

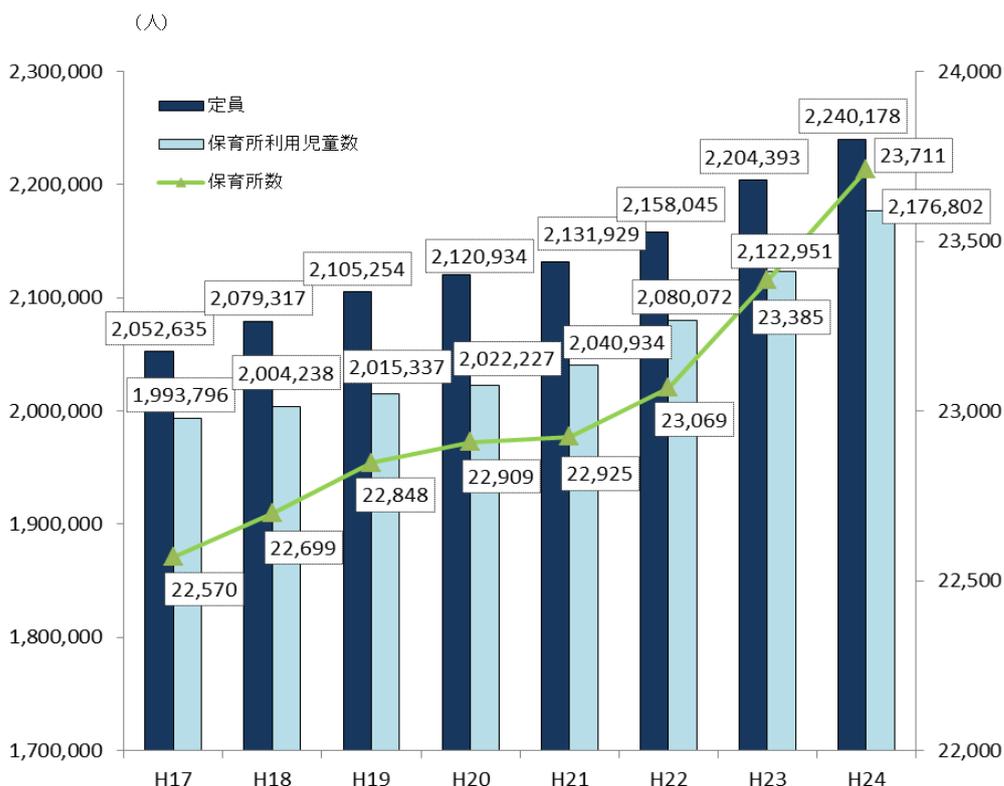
保育所は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気などのため、家庭で保育することができない乳幼児（保育に欠ける児童）を、日々保護者の委託を受けて保育することを目的とする児童福祉施設である（児童福祉法第39条第1項）。保育所は大きく「認可保育所」と「認可外保育施設」とに分類される。「認可保育所」は、乳幼児の保育業務を目的とする施設で、施設の構造、保育士の数など厚生労働省が定める基準を満たし、児童福祉法に基づく児童福祉施設として認可を受けているものをいい、保育料は市区町村が定めている。それ以外のものを総称して「認可外保育施設」といい、事業所内保育所やいわゆる託児所と呼ばれる法人又は個人が開設した託児施設などであり、施設ごとに保育料や入所の条件が異なる。

##### (2) 待機児童の状況

###### ① わが国の状況

保育所定員数、利用児童数及び保育所数の推移は次のとおりである。

【保育所定員数、利用児童数及び保育所数の推移】

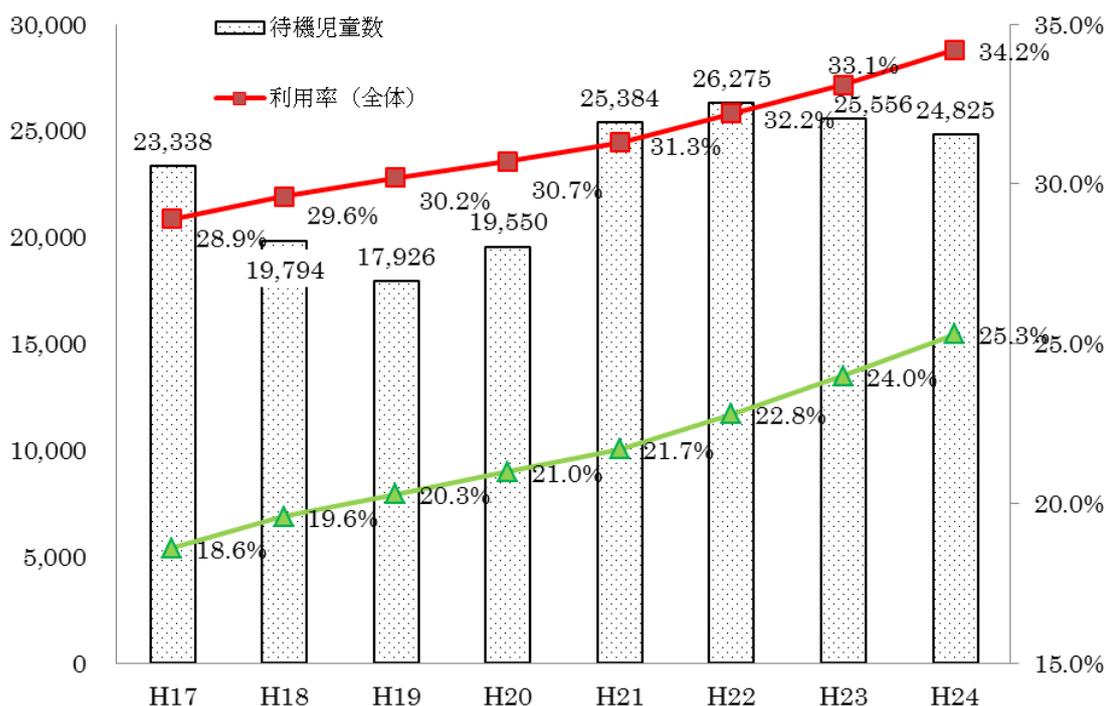


(出所：「保育所関連状況取りまとめ（平成24年4月1日時点）」（平成24年9月28日 厚生労働省）

保育所定員は224万人であり、平成23年4月から平成24年4月への増加数は3万6千人となっている。

また、保育所を利用する児童の数は、平成24年4月時点では、前年比53,851人の増加となっている。また、これは、平成6年の保育所入所待機児童数調査以降、過去最高の増加数となっている。

【保育所待機児童数及び保育所利用率】



(出所：「保育所関連状況取りまとめ（平成24年4月1日時点）」（平成24年9月28日 厚生労働省）

平成24年4月における待機児童数は、24,825人でありこの1年間で、731人減少している。

一方、平成24年4月1日時点の政令指定都市・中核市別の保育所待機児童数は次のとおりである。

【政令指定都市・中核市における保育所待機児童数（平成24年4月1日時点）】

（平成24年4月1日現在）

政令指定都市	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数	(参考) 地方単独保育施策	中核市計	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数	(参考) 地方単独保育施策
札幌市	218	20,198	21,233	929	0	旭川市	58	4,381	4,712	94	12
仙台市	133	12,425	13,069	410	157	函館市	47	3,610	3,302	0	0
さいたま市	139	12,141	12,287	126	592	青森市	87	5,680	6,444	0	0
千葉市	116	11,278	11,883	123	66	盛岡市	59	5,334	5,489	48	0
横浜市	507	43,607	43,332	179	997	秋田市	54	4,909	4,408	0	0
川崎市	203	17,490	18,074	615	1,100	郡山市	38	3,099	3,155	9	0
相模原市	82	8,773	8,961	244	144	いわき市	65	5,970	5,010	0	0
新潟市	217	19,450	19,651	0	0	宇都宮市	75	6,805	7,458	0	0
静岡市	104	11,365	11,197	155	26	前橋市	60	6,135	6,266	0	0
浜松市	87	8,790	9,275	166	57	高崎市	84	7,730	7,950	0	0
名古屋市	306	34,560	35,008	1,032	4	川越市	38	3,141	3,175	94	71
京都市	253	25,335	28,087	122	0	船橋市	69	7,725	8,363	183	0
大阪市	388	44,160	44,669	664	74	柏市	41	4,467	4,201	133	95
堺市	104	12,872	14,285	457	128	横須賀市	41	3,864	3,816	36	0
神戸市	200	20,073	20,943	531	0	富山市	86	10,415	9,731	0	0
岡山市	115	13,097	13,779	0	996	金沢市	110	11,275	11,559	0	0
広島市	181	23,287	22,361	335	0	長野市	83	8,390	8,004	0	0
北九州市	158	15,838	15,580	0	0	岐阜市	46	5,260	4,964	0	0
福岡市	185	26,169	27,793	893	0	豊橋市	57	8,390	8,583	0	0
熊本市	153	15,245	16,256	119	0	岡崎市	53	7,560	6,625	0	0
政令指定都市計	3,849	396,153	407,723	7,100	4,341	豊田市	59	9,138	6,168	26	13
						大津市	52	5,438	5,966	147	0
						高槻市	44	4,645	5,107	70	107
						<b>東大阪市</b>	<b>62</b>	<b>6,517</b>	<b>7,247</b>	<b>214</b>	<b>16</b>
						豊中市	51	4,605	4,852	41	92
						姫路市	84	10,056	9,768	12	0
						西宮市	54	4,969	5,478	81	0
						尼崎市	81	6,147	6,363	47	0
						奈良市	43	5,983	5,300	115	0
						和歌山市	57	7,145	6,354	0	12
						倉敷市	89	10,295	10,789	18	0
						福山市	115	11,726	11,860	0	0
						下関市	56	5,197	5,069	0	0
						高松市	76	8,684	8,507	0	0
						松山市	66	6,175	5,978	25	0
						高知市	85	9,215	9,148	31	0
						久留米市	74	7,845	7,813	13	0
						長崎市	102	8,280	8,357	43	0
						大分市	64	6,286	6,745	45	0
						宮崎市	118	9,175	10,369	0	0
						鹿児島市	108	9,253	10,092	177	0
						中核市計	2,791	280,914	280,545	1,702	418

(注)  
 (参考) 地方単独保育施策は、保育所の入所申込が提出され入所要件に該当しているが、地方公共団体の単独保育施策（いわゆる保育室）に入所しているため待機児童に含まれない児童数

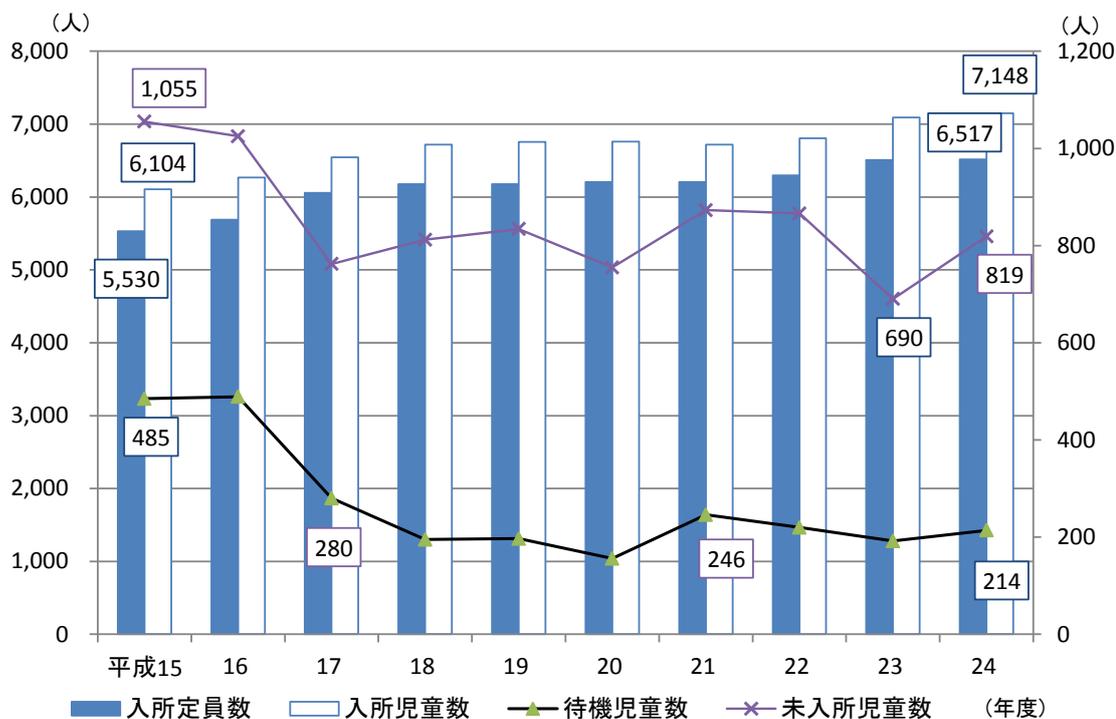
(出所：「保育所関連状況取りまとめ（平成24年4月1日時点）」（平成24年9月28日 厚生労働省）を加工）

市は中核市の中で最も待機児童数が多く、政令指定都市及び中核市 61 都市のうち、12 番目に待機児童数が多い。

## ② 市の状況

市における平成15年度以降の待機児童等の状況は次のとおりである。

【入所定員・入所児童数・待機児童数・未入所児童数の推移】各年4月1日時点



(出所：東大阪市子どもすこやか部保育室保育課資料)

(注1)待機児童数・・・入所要件を充足し、複数の保育所を希望している児童数

(注2)未入所児童数・・・第1希望の保育所のみを入所希望している児童数。また、入所要件を充足しない児童数も含まれる。

「入所定員」と「入所児童数」は年々増加しており、「待機児童数」は平成21年度の246人をピークとして、平成18年度以降は、200人前後を推移している。また、「未入所児童数」は平成23年度に690人まで減少したものの、平成24年度では、819人となっており、潜在的な待機児童と考えられる。

なお、「入所児童数」が「入所定員」を上回っているが、これは、「保育所定員の弾力化」によるものである。これは、平成10年「保育所への入所の円滑化について」(厚生省児童家庭局保育課長通知、平成22年2月17日雇児保発0217第1号により改定)により、児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件に定員を超えて保育の実施を行っても差し支えない「弾力運用分」を適用している。

すなわち、待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにした受入枠の増加分であり、定員枠の120%を限度としている(なお、120%を超過している場

合もその状態が2年連続続かなければ問題ないものとされている)。

また、待機児童数の年齢別の過去5年間の推移状況と待機率は次のとおりである。

【待機児童数の年齢別内訳及び待機率の推移】(各年4月1日時点)

	待機児童数(人)							待機率
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
平成20年	15	45	33	47	14	3	157	2.3%
平成21年	20	112	61	22	27	4	246	3.7%
平成22年	37	51	88	39	2	3	220	3.2%
平成23年	22	84	31	40	11	4	192	2.7%
平成24年	55	63	59	22	13	2	214	3.0%

(出所：東大阪市子どもすこやか部保育室保育課資料)

(注)待機率は、待機児童数÷入所児童数×100(%)で計算している。

待機児童は0・1・2歳児がその合計の過半数を占めており、産後休業・育児休業明けに認可保育所に預けて職場復帰することの難しさを示しているものとする。

以上により、市では、「入所定員」の増設により、「待機児童数」の急激な増加は食い止められていると考えられるものの、平成24年4月1日時点で、待機児童は214人、また、潜在的な待機児童と考えられる未入所児童は819人いる。そのため、市としての待機児童対策は依然として求められるものである。児童福祉法では、4月1日現在の待機児童数が50人を超える市区町村については、保育の供給体制の確保に関する計画を定めることが求められている。これに従い作成している平成24年度の「待機児童解消に向けた取組状況調書」によると、平成25年度において、民間保育園の4箇所の開園及び既存保育所2園の増改築に伴う290名の定員増加により待機児童の解消を予定している。

### (3) 市の状況

#### ① 施設の状況と入所者数

市における認可保育所としては、平成24年4月1日時点、公立保育所14箇所、私立保育園48箇所を設置している。

認可保育所の定員数・入所数及び定員充足率について、全体の充足率は109.7%(うち、公立保育所の充足率は100.8%、私立保育園の充足率は112.8%)と定員枠を上回る児童数を受け入れており、これは既述の保育所定員の弾力化によるものである。

しかしながら、公立保育所のうち、6園において入所児童数は定員枠を下回って

いる。これは市において、公立保育所は特別に支援を要する児童の緊急受入先としてのいわゆるセーフティーネット的な役割をもたせているため、とのことである。

これについては、平成 19 年 2 月「今後の保育行政のあり方について」の意見具申が東大阪市社会福祉審議会で採択され、この意見具申に基づき、今後の市における保育・子育て支援についての施策方針の具体化を図っていくため、平成 20 年 9 月に「保育行政にかかる施策方針について」を策定している。この「保育行政にかかる施策方針について」において次のとおり記載されており、支援を要する児童への対策を講じることとしている。

### 3. 公立保育所の役割（2）要保護児童への対応

「公立保育所は、虐待を受ける恐れのある児童や発達支援を要する児童など処遇困難な児童を積極的に受け入れ、児童がともに育ち合い、すこやかに育成されるよう支援していくこと。以下、省略」

【認可保育所一覧】平成24年4月1日時点

	公立保育所					私立保育所				
	保育所名	定員(人)	入所数(人)	充足率		保育所名	定員(人)	入所数(人)	充足率	
	1	石切保育所	120	128	106.7%	1	石切山手保育園	90	101	112.2%
	2	鳥居保育所	120	127	105.8%	2	善根寺保育園	120	138	115.0%
	3	六万寺保育所	90	96	106.7%	3	西若宮保育園	120	143	119.2%
	4	鴻池子育て支援センター	150	155	103.3%	4	若宮保育園	150	179	119.3%
	5	岩田保育所	90	90	100.0%	5	さくらい保育園	120	145	120.8%
	6	荒本子育て支援センター	150	145	96.7%	6	白鳩保育園	150	178	118.7%
	7	御厨保育所	90	91	101.1%	7	めだか保育園	120	140	116.7%
	8	長瀬子育て支援センター	150	136	90.7%	8	若宮森の子保育園	90	107	118.9%
	9	友井保育所	150	149	99.3%	9	四季の風保育園	90	103	114.4%
	10	金岡保育所	60	57	95.0%	10	愛保育園	149	149	100.0%
	11	大蓮保育所	120	116	96.7%	11	はるか保育園	130	155	119.2%
	12	島之内保育所	120	129	107.5%	12	本庄保育園	90	101	112.2%
	13	春宮保育所	150	149	99.3%	13	ポッポ保育園	20	22	110.0%
	14	高井田保育所	120	126	105.0%	14	ポッポ第2保育園	90	93	103.3%
		計	1,680	1,694	100.8%	15	みるく保育園	90	114	126.7%
						16	エンゼル保育園	120	129	107.5%
						17	春日保育園	60	71	118.3%
						18	くすのき保育園	120	123	102.5%
						19	くるみ保育園	20	23	115.0%
						20	しらゆき保育園	148	170	114.9%
						21	すずな保育園	90	91	101.1%
						22	たいよう保育園	90	102	113.3%
						23	玉串保育園	120	140	116.7%
						24	花園保育園	180	206	114.4%
						25	花園第二保育園	30	35	116.7%
						26	若江保育園	110	110	100.0%
						27	くすのきめぐみ保育園	60	70	116.7%
						28	第二愛保育園	30	30	100.0%
						29	稲田保育所	150	149	99.3%
						30	さわらび保育園	120	141	117.5%
						31	むぎの穂第二保育園	90	106	117.8%
						32	フタバ学園	120	144	120.0%
						33	あいせん保育園	50	50	100.0%
						34	青葉学園	60	63	105.0%
						35	おりづる保育園	90	106	117.8%
						36	恵果保育園	90	106	117.8%
						37	どんぐり保育園	60	70	116.7%
						38	東大阪ヒマワリ保育園	120	134	111.7%
						39	マーヤ保育園	120	124	103.3%
						40	むぎの穂保育園	120	143	119.2%
						41	やまゆり保育園	120	120	100.0%
						42	累徳学園	90	105	116.7%
						43	菊水園保育所	90	88	97.8%
						44	木の実保育園	160	194	121.3%
						45	長瀬菊水園保育所	90	94	104.4%
						46	ひしの美保育園	90	102	113.3%
						47	ひしの美東保育園	90	106	117.8%
						48	弥刀さつき保育園	120	141	117.5%
							計	4,837	5,454	112.8%
							合計	6,517	7,148	109.7%

(出所)東大阪市子どもすこやか部保育室保育課資料  
 (注1)他市受託児を含まない。  
 (注2)充足率は入所児童数÷定員数×100(%)で計算している。

また、市においては、保育所としての認可施設ではないが、市の要綱に基づき、付近に保育所がないなど、やむを得ない事由により保育に欠ける児童を簡易保育施設にあっせんし、施設に対しては、市から補助を行っている。簡易保育施設の概要は次のとおりである。

施設名	定数	対象児童
谷本ベビーセンター	20	0歳児～2歳児

## ② 保育料

### (ア) 市の保育料の設定について

保育料は、児童福祉法第56条第3項により、「本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢に応じて定める額を徴収することができる。」とされている。

市における保育料は「保育の実施による費用の徴収に関する条例」で決まっており、国基準の72.5%で設定されている。以下は、「保育の実施による費用の徴収に関する条例」よりの抜粋である。

「第3条 前条第1項の規定により徴収金を納入しなければならないこととなる者（以下、「納入義務者」という。）から徴収する徴収金の月額、厚生労働省が示した前年度における保育所徴収金（保育料）基準額表（以下「徴収金（保育料）基準額表」という。）を適用して各納入義務者について算定した徴収金基準額に0.725を乗じて得た額とする。」

### (イ) 保育料の近隣市との比較

市の近隣市との保育料の比較は次頁のとおりである。

（出所：各市のウェブサイトで開催されている保育料月額表を加工して作成）

（注：一人目の保育料のみを比較）

近隣市との保育料の比較（3歳未満児）

平成24年度：徴収金（保育料）基準額（月額）（単位：円）

階層区分	各日初日の入所児童の属する世帯の階層区分		東大阪市	高槻市	豊中市	八尾市	柏原市	大阪市	堺市	西宮市	姫路市	尼崎市	
			中核市	中核市	中核市	特例市・近隣	近隣	政令指定都市	政令指定都市	中核市・近隣	中核市・近隣	中核市・近隣	
010	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
02A	23年度分（22年所得に係る）の市町村民税額が次の区分に該当する世帯（生活保護世帯等及び所得税課税世帯を除く）	市町村民税非課税	母子（父子）世帯等	4,000	1,500	0	900	0	0	0	0	0	
02B			上記以外	6,520		4,500		5,000	4,500	7,000	5,300		
03A		課税世帯	母子（父子）世帯等	13,410									
03B			上記以外	14,130	10,000	8,100	9,800	8,000	7,800	10,000	10,400	13,500	12,200
			均等割額のみ 所得割額あり			9,600	11,700	11,100	9,800	12,000	11,500	13,500	15,200
D01	23年分（23年所得に係る）の所得税課税世帯であってその所得税額が次の区分に該当する世帯（生活保護世帯等を除く）	～40,000	～799	21,750	13,000	17,000	19,400	17,000	17,000	16,500	19,600	21,000	
800～													
4,200～													
8,500～													
9,500～													
11,100～													
14,000～													
17,000～													
19,000～													
22,200～													
25,000～													
27,000～													
30,000～													
33,300～													
40,000～													
44,400～													
45,000～													
50,000～													
55,000～													
56,000～													
57,000～													
60,000～													
66,700～													
70,000～													
75,000～													
77,800～													
80,000～													
84,000～													
94,000～													
D02	103,000～ ～413,000	40,000～ ～103,000	32,260	23,300	28,000	33,000	21,000	25,900	27,800	35,600	33,000	36,100	
103,000～													
124,800～													
129,000～													
136,000～													
153,000～													
165,000～													
169,200～													
183,000～													
203,000～													
220,000～													
235,900～													
263,000～													
303,000～													
403,000～													
413,000～													
469,200～													
540,000～													
578,000～													
603,000～													
D03	413,000～ ～734,000	103,000～ ～413,000	44,220	45,800	45,900	35,600	48,800	49,100	44,600	56,100	48,000	54,900	
103,000～													
124,800～													
129,000～													
136,000～													
153,000～													
165,000～													
169,200～													
183,000～													
203,000～													
220,000～													
235,900～													
263,000～													
303,000～													
403,000～													
D04	734,000～	413,000～ ～734,000	58,000	56,600	57,700	60,000	63,000	60,000	56,700	79,200	56,500	72,000	
413,000～													
469,200～													
540,000～													
578,000～													
603,000～													
D05	734,000～	734,000～ 1,234,000～	63,500	69,000	78,000	63,000	62,000	62,000	67,000	98,800	61,000	93,600	
734,000～													
1,234,000～													

（注1）堺市734,000～は平成25年度から新設分

（注2）大阪府下の政令指定都市・中核市・近隣市及び近隣県の中核市を中心に抽出している。

近隣市との保育料の比較（3歳児）

平成24年度：徴収金（保育料）基準額（月額）（単位：円）

階層区分	各日初日の入所児童の属する世帯の階層区分		東大阪市 中核市	高槻市 中核市	豊中市 中核市	八尾市 特例市・近隣	柏原市 近隣	大阪市 政令指定都市	堺市 政令指定都市	西宮市 中核市・近隣	姫路市 中核市・近隣	尼崎市 中核市・近隣		
O10	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
O2A	23年度分（22年所得に係る）の市町村民に所属する世帯（生活保護世帯等及び所得税課税世帯を除く）	市町村民税非課税	母子（父子）世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
O2B			上記以外	4,350	3,700	1,500	3,000	600	0	3,000	3,000	6,000	3,900	
O3A			母子（父子）世帯等	11,230										11,400
O3B			上記以外	11,960										12,400
			均等割額のみ		8,500	6,600	8,300	5,400	6,700	8,000	8,800	8,800	11,000	
				8,400	9,900	8,500	10,100	10,000	13,000					
D01	23年分（23年所得に係る）の所得税課税世帯であってその所得税額が次の区分に該当する世帯（生活保護世帯等を除く）	～40,000	～799	19,570	11,000	15,300	12,400	15,000	15,000	14,800	16,900	18,300		
			800～										14,700	
			4,200～										17,000	
			8,500～										19,200	
			9,500～										21,500	
			11,100～										23,000	
			14,000～										23,000	
			17,000～										24,100	
			19,000～										26,400	
			22,200～										27,000	
			25,000～										30,500	
			27,000～										32,200	
			30,000～										33,800	
			33,300～										35,400	
D02	40,000～ ～103,000		40,000～	27,710	29,000	18,900	23,300	26,600	27,600	30,000	30,800	27,900	33,400	
			44,400～											
			45,000～											
			50,000～											
			55,000～											
			56,000～											
			57,000～											
			60,000～											
			66,700～											
			70,000～											
D03	103,000～ ～413,000		75,000～	32,200	37,000	31,500	27,600	28,600	30,000	32,200	35,400	32,500	42,000	
			77,800～											
			80,000～											
			84,000～											
			94,000～											
			103,000～											
			124,800～											
			129,000～											
			165,000～											
			183,000～											
D04	413,000～ ～734,000		203,000～	36,500			29,600	32,200	35,400	37,300	38,100			
			403,000～											
D05	734,000～													
									35,000					
										41,000				

（注1）堺市734,000～は平成25年度から新設分

（注2）西宮市・尼崎市は3歳以上児

（注3）大阪府下の政令指定都市・中核市・近隣市及び近隣県の中核市を中心に抽出している。

近隣市との保育料の比較（4歳以上児）

平成24年度：徴収金（保育料）基準額（月額）（単位：円）

階層区分	各日初日の入所児童の属する世帯の階層区分		東大阪市	高槻市	豊中市	八尾市	柏原市	大阪市	堺市	西宮市	姫路市	尼崎市
			中核市	中核市	中核市	特例市・近隣	近隣	政令指定都市	政令指定都市	中核市・近隣	中核市・近隣	中核市・近隣
010	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
02A	23年度分（22年所得に係る）の市町村民税非課税	母子（父子）世帯等	0			0		0	0	0	0	0
02B		上記以外	4,350	3,700	1,500	3,000	600	0	3,000	3,000	6,000	3,900
03A	23年度分（23年所得に係る）の所得税課税世帯であってその所得税額が次の区分に該当する世帯（生活保護世帯等及び所得税課税世帯を除く）	母子（父子）世帯等	11,230									11,400
03B		上記以外	11,960	8,500	6,600	8,300	5,400	6,700	8,000	8,800	11,000	12,400
		均等割額のみ										
		所得割額あり			8,400	9,900	8,500	8,800	10,100			
								12,000				
								13,600				
								15,700				
				11,000		15,300	12,400		15,000	14,800	16,900	18,300
D01	～40,000	～799	19,570	15,000	18,000	18,900	23,200	17,600	23,000	21,600	20,800	19,600
		800～										
		4,200～										
		8,500～										
		9,500～										
		11,100～										
		14,000～										
		17,000～										
		19,000～										
		22,200～										
		25,000～										
		27,000～										
	30,000～											
	33,300～											
	40,000～											
	44,400～											
	45,000～											
	50,000～											
	55,000～											
	56,000～											
	57,000～											
	60,000～											
	66,700～											
	70,000～											
	75,000～											
	77,800～											
	80,000～											
	84,000～											
	94,000～											
	103,000～											
	124,800～											
	129,000～											
	136,000～											
	165,000～											
	183,000～											
	203,000～											
	220,000～											
	263,000～											
	303,000～											
	403,000～											
	413,000～											
	413,000～											
	603,000～											
	734,000～											
	734,000～											
	1,234,000～											
D02	40,000～ ～103,000		22,920	25,900	30,300	22,900	23,200	21,600	25,000	33,800	26,000	33,400
D03	103,000～ ～413,000			26,500	32,000	26,100	24,000	24,500	28,000	35,400	27,000	42,000
				27,500			24,600	27,400		37,300		
							26,000	28,900				
D04	413,000～ ～734,000						27,000	30,300		38,100		
								32,300				
D05	734,000～			30,300				33,300	32,000	41,000		
								34,300				

（注1）堺市734,000～は平成25年度から新設分

（注2）西宮市・尼崎市は3歳以上児

（注3）大阪府下の政令指定都市・中核市・近隣市及び近隣県の中核市を中心に抽出している。

当該、近隣市との比較表を考察すると、所得税課税世帯については、3歳未満児、3歳児、4歳以上児の保育料は、他市と比較して低い水準であることがわかる。さらに、3歳児、4歳以上児の保育料については、所得税課税世帯の階層区分に対する保育料の設定は大括り（区分が荒い）であり、また、特に、所得税が4万円以上の世帯については、他市と比較し、かなり低い水準であることがわかる。

(ウ) 保育料の未納

平成21年度から平成23年度までの、保育料の収入未済額は次のとおりである。収納率は3ヵ年共に8割前後であり、裏返すと未収納率は、2割前後で推移している。

【調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移】

(単位：千円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	1,430,597	1,432,650	1,476,892
	過年度分	293,293	320,594	338,332
	計	1,723,890	1,753,244	1,815,224
収入額	現年度分	1,360,948	1,371,378	1,421,938
	過年度分	20,465	24,489	28,491
	計	1,381,413	1,395,867	1,450,429
不納欠損額	現年度分	—	—	—
	過年度分	19,746	17,980	35,594
	計	19,746	17,980	35,594
収入未済額	現年度分	69,649	61,272	54,954
	過年度分	253,082	278,125	274,247
	計	322,731	339,397	329,201
収納率	現年度分	95.1%	95.7%	96.3%
	過年度分	7.0%	7.6%	8.4%
	計	80.1%	79.6%	79.9%

(出所：東大阪市子どもすこやか部保育室保育課資料) ※還付未済額を除く

③ 公立保育所管理運営事業について

(ア) 事業費等の推移

公立保育所については、従来は、公立保育所運営に充当すべき経費として、国が2分の1、都道府県と市町村が各々4分の1(政令指定都市と中核市の場合都道府県の負担はなく、市が2分の1)負担していたが、平成16年度から国の直接的な負

担はなくなり、公立保育所の運営に用途が特定されない地方交付税として交付されることになった。これにより、公立保育所の運営費のうち保育料を超過する部分は基本的に地方公共団体が一般財源から負担することになっている。

平成21年度から平成23年度の公立保育所の保育事業に関する事業費等の推移は次のとおりである。

【公立保育所管理運営事業】		(単位:千円)		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
①	人件費	2,663,738	2,522,670	2,490,427
②	補助金	—	—	—
③	委託料	465,754	468,936	479,185
④	その他	268,864	272,078	270,171
合計		3,398,356	3,263,684	3,239,783
内、委託3保育所運営経費		460,943	463,240	473,676
差引(委託3保育所運営経費除く)		2,937,413	2,800,444	2,766,107
ア	財源(国、府支出金)	—	—	—
イ	財源(地方債)	—	—	—
ウ	財源(使用料、手数料)	324,835	318,537	326,630
エ	財源(一般財源)	3,073,521	2,945,147	2,913,152
オ	財源(その他)	—	—	—
合計		3,398,356	3,263,684	3,239,783

平均児童数	1,681人	1,692人	1,688人
平均児童数(委託3保育所)	400人	396人	401人
平均児童数(委託3保育所除く)	1,281人	1,296人	1,287人
児童一人当たり事業費A	2,021,628円	1,928,891円	1,919,303円
児童一人当たり事業費B	2,293,062円	2,160,836円	2,149,267円
児童一人当たり一般財源負担額	1,828,388円	1,740,630円	1,725,801円
児童一人当たり受益者負担額	193,239円	188,261円	193,501円

(出所：東大阪市子どもすこやか部保育室保育課資料)

(注1)平均児童数=毎月1日在籍人数累計÷12

(注2)児童一人当たり事業費A：事業費合計÷平均児童数

(注3)児童一人当たり事業費B：事業費合計(委託3保育所運営経費除く)÷平均児童数(委託3保育所除く)

公立保育所のうち、島之内保育所、春宮保育所、高井田保育所の3保育所については、社会福祉法人公共社会福祉事業協会に運営を委託している。その運営委託料は、上記表のとおりである。

上記表を考察すると、3保育所の運営委託を除く公立保育所11園に対する純粋な事業費合計に占める人件費の割合は次のとおりである。まず、平成23年度の公立保育所管理運営事業の事業費合計(3保育所運営委託を除く)2,766,107千円の内、人件費が2,490,427千円を占めており、その割合は実に90.0%にも及んでいる。同様に、平成21年度では90.7%、平成22年度では、90.1%になっている。

ここで、後述する民間保育園の保育事業に関する事業費等と見比べると、公立保育所と民間保育園について、児童一人当たりのコストに大きな開きがあることがわかる。平成23年度について、児童一人当たり事業費であるが、社会福祉法人公共社会福祉事業協会に運営委託している3保育所を含む公立保育所14園では、年間一人当たり1,919千円である。委託3保育所を除く公立保育所11園では、児童一

人当たり事業費は年間2,149千円であり、民間保育園では、1,136千円となっており、1.89倍の開きが生じている。

(イ) 保育士配置について

保育所を運営するために最低限必要とされる保育士の人数については、国が入所児の年齢別に概ねの目安となる基準(「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項)を定めている。

市では、独自に公立保育所、民間保育園の配置基準について次のとおり定めている。

【保育士の配置基準】

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
東大阪市	公立保育所	3:1	4:1	6:1	20:1	25:1	30:1
	民間保育所	3:1	5:1	6:1	20:1	30:1	30:1
国の最低基準		6:1	6:1	6:1	20:1	30:1	30:1

(出所：東大阪市子どもすこやか部保育室保育課資料)

市の1歳児に対する保育士配置状況については、国基準は6:1であるのに対し、民間保育園は5:1であり、公立保育所は4:1となっており、公立保育所・民間保育園共に、国基準よりも手厚い配置基準となっている。また、4歳児については、国基準及び民間保育園の配置基準は30:1であるが、公立保育所は25:1となっている。すなわち、1歳児と4歳児の配置基準は民間保育園よりも公立保育所で手厚い配置基準となっており、民間保育園に比べて公立保育所での児童一人当たり事業費が高くなっている一因と考えられる。

なお、公立保育所の内、運営委託をしている3保育所については、民間基準と同一としている。

ただし、この点、市においては、「東大阪市児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例」が平成24年12月28日に公布され、平成25年4月1日に施行されることが決定し、同一の保育料の算定方法の下、民間保育園の基準で公民統一とすることで、公立・民間の格差をなくす予定である。

(ウ) 職員配置について

平成23年4月1日時点における公立保育所(運営委託をしている3保育所を除く)の職員配置状況及び年齢構成は次のとおりである。

【職員の配置状況】

(単位：人)

	保育所長	保育所次長	保育士	看護師	栄養士	調理員	その他	合計
正規職員	11	11	172	12	0	15	7	228
嘱託職員	—	—	20	0	0	14	0	34
臨時職員	—	—	171	0	0	31	0	202

(出所：東大阪市子どもすこやか部保育室保育課資料)

保育所長・保育所次長及び看護師については、各保育所に1名ずつ配置されていることがわかる。また、保育士・調理員については、市が定める配置基準に従い、各保育所に配置されている。

また、年齢構成については次のとおりである。

【職員の年齢別構成】

(単位：人)

	20代	30代	40代	50代	60代	合計
正規職員	33	23	51	114	7	228
嘱託職員	9	15	7	3	0	34
臨時職員	64	36	49	46	7	202

(出所：東大阪市子どもすこやか部保育室保育課資料)

正規職員については、40代50代の構成割合が高くなっており、公立保育所の事業費の人件費を押し上げる要因となっているものと考えられる。また、その他臨時職員については比較的20代の構成割合が高い。

④ 民間保育園管理運営事業について

(ア) 事業費等の推移

平成21年度から平成23年度の民間保育園の保育事業に関する事業費等の推移は次のとおりである。

【民間保育園運営補助等事業】

(単位:千円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
①	人件費	—	—	—
②	補助金	1,422,386	1,452,547	1,494,020
③	委託料	4,449,296	4,555,099	4,769,502
④	その他	57,043	42,448	43,287
合計		5,928,725	6,050,094	6,306,809
ア	財源(国、府支出金)	1,496,895	1,874,467	2,049,268
イ	財源(地方債)	28,100	—	700
ウ	財源(使用料、手数料)	1,058,559	1,077,407	1,123,802
エ	財源(一般財源)	3,345,171	2,955,509	3,133,039
オ	財源(その他)	—	142,711	—
合計		5,928,725	6,050,094	6,306,809

平均児童数	5,271人	5,361人	5,550人
児童一人当たり事業費	1,124,782円	1,128,538円	1,136,362円
児童一人当たり一般財源負担額	634,637円	551,298円	564,511円
児童一人当たり受益者負担額	200,827円	200,971円	202,487円

(出所：東大阪市子どもすこやか部保育室保育課資料)

(注1)平均児童数＝毎月1日在籍人数累計÷12

(注2)施設整備補助金は除く

(注3)他市民間保育園委託の運営費を含む

民間の認可保育所の運営費は、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(厚生事務次官通知)において「市町村が児童福祉法第24条本文による保育所での保育の実施を行った場合における法第51条第4号に規定する保育の実施につき法第45条の最低基準を維持するための費用」とされている。また、当該運営費に対する補助金については、国が2分の1、都道府県と市町村が各々4分の1(政令指定都市と中核市の場合都道府県の負担はなく、市が2分の1)負担している。すなわち、民間保育園に対する運営費補助金は、保護者が負担する保育所保育料のほか、国と市が支出する負担金でまかなわれており、市から民間保育園へ運営費補助金等として支弁されている。

市の保育所関連事業に関する「監査の結果及び意見」については第5【19】～【24】において記載している。

## 5. (特徴的な事業の概要 その2) 幼稚園関連事業

### (1) 概要

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を促すことを目的とする教育機関である。幼稚園は、市町村の設置義務がない点で義務教育機関である小学校や中学校と異なっている。幼稚園の入園対象児は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とされており、標準の保育時間は4時間とされている。幼稚園の保育料については、公立幼稚園は市が設定し、私立幼稚園は各園が設定している。この点で、所得に応じて公立、民間で同一の保育料を設定している保育所と異なっている。

### (2) 公立幼稚園の状況

#### ① 概要

市域を3園区に区分して、合計19園の公立幼稚園が設置されている。市民は園区内のどの幼稚園でも申し込むことができるが、複数の公立幼稚園に対する重複出願はできない。また、入園できるのは、市内に住民登録もしくは外国人登録をしている保護者と同居する幼児で、4歳児（各園で定員あり）と5歳児（希望者全員）である。

入園料・保育料（以下、「保育料等」という。）は次のとおりである。

入園料	保育料
5,000円	6,500円
入園時のみ	毎月

公立幼稚園の保育料等については、生活保護を受けているなど一定の要件を満たした場合に免除を受けることができる。

免除対象者	免除に必要な書類
生活保護受給者	生活保護受給証明書
保護者が養護施設長	養護施設の在園証明書

保育時間は次のとおりである。

曜日	保育時間	お弁当
月・火・木・金	午前9時から午後2時	持参
水	午前9時から正午	なし

② 公立幼稚園の園児数及び定員充足率

公立幼稚園の園児数と定員充足率は次のとおりである。定員を設けている4歳児について一部の幼稚園で希望どおりに入園できない幼児がいるものの、多くの公立幼稚園で定員充足率が低くなっていることがわかる。

【平成24年5月1日時点における公立幼稚園の園児数及び学級数等】 (単位：人)

幼稚園名	4歳児			5歳児		
	園児数	学級数	定員充足率	園児数	学級数	定員充足率
縄手南	48	2	68.6%	46	2	65.7%
縄手	22	1	62.9%	34	1	97.1%
縄手北	21	1	60.0%	36	2	51.4%
枚岡	72	3	68.6%	103	3	98.1%
石切	52	2	74.3%	68	2	97.1%
孔舎衙	68	2	97.1%	77	3	73.3%
池島	34	1	97.1%	32	1	91.4%
北宮	66	2	94.3%	71	3	67.6%
若江	35	1	100.0%	38	2	54.3%
成和	35	1	100.0%	50	2	71.4%
英田	62	2	88.6%	63	2	90.0%
玉串	24	1	68.6%	28	1	80.0%
岩田	67	2	95.7%	57	2	81.4%
小阪	32	1	91.4%	42	2	60.0%
高井田	22	1	62.9%	34	1	97.1%
意岐部	35	1	100.0%	43	2	61.4%
弥刀東	26	1	74.3%	35	1	100.0%
長瀬西	22	1	62.9%	32	1	91.4%
菱屋西	20	1	57.1%	21	1	60.0%
合計	763	27	80.7%	910	34	76.5%

(出所：東大阪市教育委員会事務局学校管理部学事課資料)

(注1) 1学級は35名定員

(注2) 定員充足率：園児数÷定員数

③ 事業費等の推移

公立幼稚園の管理運営事業費の概要は次のとおりである。

【公立幼稚園管理運営事業】 (単位：千円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
①	人件費	834,071	829,831	812,039
②	補助金	5,247	6,589	5,775
③	委託料	6,323	6,323	6,323
④	その他	63,798	60,158	59,297
合計		909,438	902,900	883,434
ア	財源(国、県支出金)	1,746	1,930	2,117
イ	財源(地方債)	—	—	—
ウ	財源(保育料、入園料)	153,538	142,775	138,778
エ	財源(一般財源)	750,807	758,195	742,539
オ	財源(その他)	3,348	—	—
合計		909,438	902,900	883,434

園児数(延べ人数)	1,849人	1,733人	1,686人
5月1日時点園児数	1,849人	1,733人	1,686人
園児一人当たり事業費	491,854円	521,004円	523,982円
園児一人当たり一般財源負担額	406,061円	437,505円	440,415円
園児一人当たり受益者負担額	83,038円	82,386円	82,312円

園児一人当たりの事業費は 52 万円程度であるが、受益者である保護者の負担は 8 万円程度となっている。

④ 職員の状況

公立幼稚園の職員数及び年齢構成は次のとおりである。なお、主任教諭が 17 名しかいないのは、教育委員会に出向している教員が兼務しているためである。また、40 代の職員が極端に少なく、いびつな年齢構成になっていることがわかる(ただし、近年は年齢構成に配慮した採用が行われている)。

【公立幼稚園職員の職員配置状況(平成24年5月1日現在)】 (単位：人)

	園長	主任教諭	教諭	養護教諭	計
正規職員	19	17	32	4	72
臨時職員	—	—	33	13	46
合計	19	17	65	17	118

【公立幼稚園職員の年齢構成(平成24年5月1日現在)】 (単位：人)

	20代	30代	40代	50代	60代	計
正規職員	12	27	5	27	1	72
臨時職員	30	12	3	1	—	46
合計	42	39	8	28	1	118

⑤ 公立幼稚園就園奨励費補助金について

幼稚園教育の振興と保護者の負担軽減を図るため、一定の要件に該当する場合に保護者に対して補助金を支給している。なお、当該補助金は国の財源措置にもとづいて市が事業を実施するものである。

〈補助対象者〉

公立幼稚園に就園する4歳児及び5歳児の保護者で、東大阪市に住所を有し、当該年度に以下の要件を満たすもの（なお、同一世帯で2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する）。

- ・生活保護世帯
- ・市町村民税非課税世帯
- ・市町村民税所得割非課税世帯

〈補助金の額（平成23年度の年額）〉

年度途中で入園（退園）し、その年度に幼稚園に支払った保育料等の合計額が補助金額に満たない場合、当該支払額を限度額とする。

	A	B	C
第1子	20,000円	兄・姉が第1子扱い	兄・姉が第1子扱い
第2子	50,000円	35,000円	50,000円
第3子以降	79,000円	79,000円	79,000円

A・・・B・C以外の世帯

B・・・小学校1年生から3年生の兄・姉がいる世帯

C・・・保育所・認定こども園・特別支援学校の幼稚部・知的障害児通園施設・  
難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部・情緒障害児短期治療施設通所部・  
児童デイサービスに在園（通所）する兄・姉がいる世帯

⑥ 公立幼稚園で実施している特徴的な事業

〈預かり保育〉

預かり保育の利用料は1日300円であり、月・火・木・金曜日の午後2時から午後4時の間で、行事開催時等を除いて実施している。平成23年度における預かり保育の実施状況は次のとおりである。

## 【公立幼稚園における預り保育の実施状況】

(単位：人)

幼稚園名	4歳児			5歳児		
	実施日数	利用園児数	1回当たりの 利用園児数	実施日数	利用園児数	1回当たりの 利用園児数
縄手南	45	578	13	49	543	11
縄手	53	282	5	62	590	10
縄手北	44	261	6	49	432	9
枚岡	42	928	22	48	1,085	23
石切	50	641	13	59	828	14
孔舎衛	41	1,136	28	46	688	15
池島	37	239	6	45	530	12
北宮	32	481	15	37	970	26
若江	36	152	4	41	250	6
成和	41	445	11	46	742	16
英田	31	251	8	38	260	7
玉串	47	284	6	51	434	9
岩田	27	425	16	33	616	19
小阪	62	694	11	70	608	9
高井田	31	68	2	35	92	3
意岐部	52	740	14	60	300	5
弥刀東	44	362	8	49	480	10
長瀬西	49	577	12	57	688	12
菱屋西	52	114	2	57	106	2
平均	43	456	11	49	539	11

## ＜園庭開放＞

幼稚園の園庭を地域に開放する園庭開放事業を実施しており、平成23年度における実施状況は次のとおりである。

【公立幼稚園における園庭開放の実施状況】

(単位：人)

幼稚園名	実施日数	利用者数			
		在園児	未就園児	合計	1回当たり利用者数
縄手南	14	429	69	498	36
縄手	19	212	31	243	13
縄手北	27	22	6	28	1
枚岡	25	917	140	1,057	42
石切	23	675	93	768	33
孔舎衛	24	798	82	880	37
池島	23	485	129	614	27
北宮	8	308	41	349	44
若江	19	275	46	321	17
成和	17	257	61	318	19
英田	15	229	98	327	22
玉串	22	493	42	535	24
岩田	15	381	36	417	28
小阪	20	609	69	678	34
高井田	24	433	97	530	22
意岐部	23	449	77	526	23
弥刀東	24	454	144	598	25
長瀬西	23	485	69	554	24
菱屋西	24	234	60	294	12
平均	20			502	25

## (3) 私立幼稚園の状況

## ① 概要

私立幼稚園については園区がなく、市内に22園が設置されている。すべての園で3年保育を実施しているが、一部の幼稚園では満3歳児保育（翌年の4月を待たずに満3歳の誕生月から入園すること）を実施している。

## ② 私立幼稚園の園児数及び定員充足率

私立幼稚園の園児数と定員充足率は次のとおりである。

【私立幼稚園における園児数及び学級数等（平成24年5月1日現在）】 (単位：人)

No.	幼稚園名	定員	満3歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計		定員充足率
			園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	
1	青葉	285	-	-	20	2	26	2	25	1	71	5	24.9%
2	朝陽ヶ丘	310	-	-	75	3	60	3	63	3	198	9	63.9%
3	石切山手	630	-	-	125	6	158	5	149	6	432	17	68.6%
4	大阪樟蔭女子大学附属	175	-	-	43	2	44	2	52	2	139	6	79.4%
5	大阪商業大学附属	170	-	-	58	2	58	2	42	2	158	6	92.9%
6	恵徳	210	-	-	50	3	53	2	41	2	144	7	68.6%
7	源氏ヶ丘	285	-	-	60	3	86	3	51	2	197	8	69.1%
8	鴻池学園	760	-	-	205	8	214	8	188	7	607	23	79.9%
9	進修	120	1	-	19	2	40	2	18	1	78	5	65.0%
10	進修第二	255	2	-	66	3	62	3	77	3	207	9	81.2%
11	長栄	225	-	-	41	2	58	2	60	2	159	6	70.7%
12	徳庵愛知	315	-	-	69	3	90	4	88	3	247	10	78.4%
13	西堤	190	-	-	29	2	34	2	38	2	101	6	53.2%
14	花園	280	-	-	75	3	85	3	81	3	241	9	86.1%
15	東大阪大学附属	405	-	-	64	3	123	4	117	4	304	11	75.1%
16	枚丘カトリック	240	-	-	44	2	56	2	46	2	146	6	60.8%
17	松葉	350	-	-	100	4	121	4	117	4	338	12	96.6%
18	みどり	95	-	-	32	2	35	1	28	1	95	4	100.0%
19	森河内	155	-	-	33	2	48	2	40	2	121	6	78.1%
20	桃の里	360	3	1	97	4	104	3	99	3	303	11	84.2%
21	八戸の里	310	-	-	89	4	86	3	88	3	263	10	84.8%
22	四葉	280	-	-	39	2	56	2	54	2	149	6	53.2%
合計		6,405	6	1	1,433	67	1,697	64	1,562	60	4,698	192	73.3%

(出所：東大阪市教育委員会事務局学校管理部学事課資料)

(注1)定員充足率：園児数÷定員数

### ③ 私立幼稚園の園児数及び定員充足率

私立幼稚園就園奨励助成事業費の概要は次のとおりである。

【私立幼稚園就園奨励助成事業】 (単位：千円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
①	人件費	-	-	-
②	補助金	455,762	484,458	491,887
③	委託料	-	-	-
④	その他	284	284	284
合計		456,046	484,742	492,171
ア	財源(国支出金)	98,080	96,641	101,410
イ	財源(地方債)	-	-	-
ウ	財源(保育料、入園料)	-	-	-
エ	財源(一般財源)	357,966	388,101	390,388
オ	財源(その他)	-	-	373
合計		456,046	484,742	492,171

5月1日時点園児数	4,954人	4,620人	4,674人
園児一人当たり事業費	92,056円	104,922円	105,300円
園児一人当たり一般財源負担額	72,258円	84,005円	83,523円

(出所：東大阪市学事課資料)

私立幼稚園への公費投入額としては、上記の他に大阪府からも各園に対して補助金が交付されている。

④ 私立幼稚園就園奨励補助金について

市の私立幼稚園就園奨励補助金は私立幼稚園就園奨励費補助金と私立幼稚園就園補助金から構成される（東大阪市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱第2条より）。私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園の設置者が保育料等を減免する場合に、国から交付される補助金を財源として私立幼稚園の設置者に補助金を交付する市の事業である。これに対し、私立幼稚園就園補助金は、保護者の費用負担の軽減を行うことにより幼児教育の振興を図ることを目的として、市の単費で行われる事業である。

【私立幼稚園就園奨励費補助金】

〈補助対象者〉

当該幼稚園に就園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で東大阪市に居住する者に対し保育料等の減免を行う園の設置者（なお、同一世帯で2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する）。

〈補助金の額〉

年度途中での入園（退園）や住所変更（東大阪市から転出・東大阪市へ転入）などにより、幼稚園に支払った保育料等の合計額が補助金額に満たない場合、当該支払額を限度額とする。

世帯区分	多子区分	補助限度額（年額）		
		A：B・C以外の世帯	B：小学校1年生から3年生の兄・姉がいる世帯	C：保育所等（*）に通う兄・姉がいる世帯
生活保護世帯	第1子	223,200円	兄・姉が第1子扱い	
	第2子	264,000円	244,000円	264,000円
	第3子以降	303,000円	303,000円	303,000円
市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	第1子	193,200円	兄・姉が第1子扱い	
	第2子	249,000円	222,000円	249,000円
	第3子以降	303,000円	303,000円	303,000円
市町村民税所得割課税額 34,500円以下の世帯	第1子	109,200円	兄・姉が第1子扱い	
	第2子	207,000円	159,000円	207,000円
	第3子以降	303,000円	303,000円	303,000円
市町村民税所得割課税額 183,000円以下の世帯	第1子	46,800円	兄・姉が第1子扱い	
	第2子	175,000円	111,000円	175,000円
	第3子以降	303,000円	303,000円	303,000円

(\* ) 保育所等には、保育所・認定こども園・特別支援学校の幼稚部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童デイサービスを含む。

【私立幼稚園就園補助金】

〈補助対象者〉

私立幼稚園に就園する4歳児及び5歳児の保護者で、当該年度に以下の要件を満た

すもの（なお、当該補助金については、所得制限はなく、公立幼稚園との均衡を保つために満3歳児及び3歳児は対象外とされている）。

〈補助金の額〉

年度途中での入園（退園）や住所変更（東大阪市から転出・東大阪市へ転入）などにより、幼稚園に支払った保育料等の合計額が補助金額に満たない場合、当該支払額を限度額とする。

世帯区分	満3歳・3歳	4歳	5歳
生活保護世帯	—	5,000円	5,000円
市町村民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	—	5,000円	5,000円
市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	—	10,000円	10,000円
市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	—	29,000円	29,000円
市町村民税所得割課税額211,200円を超える世帯	—	15,000円	15,000円

市の幼稚園関連事業に関する「監査の結果及び意見」については第5【13】～【16】において記載している。

## 6. (特徴的な事業の概要 その3) 留守家庭児童育成事業

市が実施している留守家庭児童育成事業は、児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業であり、放課後児童健全育成事業とは、「小学校に就学している概ね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間にいない児童に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」である。平成23年4月に文部科学省、及び厚生労働省の連名で発出された「放課後児童健全育成事業等実施要綱」によると、次の活動を行うものとされている。

### 【活動内容】

- 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- 放課後児童の活動状況の把握
- 遊びの活動への意欲と態度の形成
- 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- その他放課後児童の健全育成上必要な活動

なお、市町村は当事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならないとされている（児童福祉法第21条の9）。

放課後児童健全育成事業は、一般的に児童育成クラブと呼ばれることが多いが、市においては留守家庭児童育成クラブという名称が使用されている。

児童育成クラブの実施箇所、入所児童数は全国的に増加傾向にあり、実施市町村の割合は9割を超えている。市においては、入所児童数につき、近年横ばいの状態であったが、平成23年度は独立施設を設置したことなどの理由から増加している。

【全国】過去5年間の実施箇所数、入所児童数、実施市町村数の推移

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
実施箇所数	16,685	17,583	18,479	19,946	20,561
増減	828	898	896	1,467	615
入所児童数（人）	749,478	794,922	807,857	814,439	833,038
増減	44,496	45,444	12,935	6,582	18,599
実施市町村割合 （実施市町村数）	88.2% (1,611)	88.8% (1,609)	89.3% (1,608)	90.3% (1,580)	90.7% (1,574)
〔全市町村数〕	〔1,827〕	〔1,811〕	〔1,800〕	〔1,750〕	〔1,735〕

（出所：厚生労働省放課後健全育成事業の実施状況）

【東大阪市】過去5年間の実施箇所数、入所児童数、実施市町村数の推移

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
実施箇所数	53	53	53	53	53
増減	0	0	0	0	0
入所児童数（人）	2,631	2,622	2,616	2,566	2,720
増減	8	△ 9	△ 6	△ 50	154

運営主体については、全国的には公立公営が4割を超えている状態にあるが、市において、留守家庭児童育成クラブは運営委員会方式により運営がなされている。運営委員会方式とは、自治会の代表、PTAの代表、青少年指導員・少年補導員などの社会教育関係者、保護者の代表、学校長などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式をいう。運営委員会方式は、「学校と地域の協力のもとで地域の実情、環境等に合わせた自主的な運営ができる」、「公立公営に比べて人件費などにつき比較的低コストで運営できる」といった利点がある反面、「全クラブの制度変更などの際に、運営委員会と協議が必要になり比較的時間を要する」、「指導者は各クラブで人材確保するため、指導者の資質がクラブにより差が出る可能性がある」といった課題もあると考えられる。

【児童育成クラブの運営主体】

運営主体	全国	
	平成23年	
	箇所数	割合
公立公営	8,179	40.5%
社会福祉協議会	2,124	10.5%
地域運営委員会	3,671	18.2%
父母会・保護者会	1,447	7.1%
法人等	4,402	21.8%
その他	381	1.9%
合計	20,204	100.0%

（出所：全国学童保育連絡協議会）

実施場所については、全国的に学校の余裕教室、学校敷地内専用施設が多くなっ

ている。市の留守家庭児童育成クラブは53クラブあり、学校の余裕教室が30、学校敷地内専用施設が23となっている。

【児童育成クラブの実施場所】

実施場所	全国	
	平成23年	
	箇所数	割合
学校の余裕教室	5,827	28.3%
学校敷地内専用施設	4,686	22.8%
児童館・児童センター	2,724	13.2%
公的利用施設	1,753	8.5%
民家・アパート	1,214	5.9%
保育所	981	4.8%
公有地専用施設	1,362	6.6%
私有地専用施設	970	4.7%
幼稚園	397	1.9%
団地集会室	118	0.6%
商店街空き店舗	87	0.4%
その他	442	2.1%
合計	20,561	100.0%

(出所：厚生労働省放課後健全育成事業の実施状況)

児童育成クラブの運営に関して厚生労働省が平成19年10月19日付けで「放課後児童育成ガイドライン」を策定しており、対象児童、規模、開所日・開所時間などについての記載がある。当該ガイドラインは、『各クラブの運営の多様性から、最低基準という位置付けではなく、放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである。』とされており、実際の運営に当たっては各自治体の裁量がある程度認められているということがいえる。

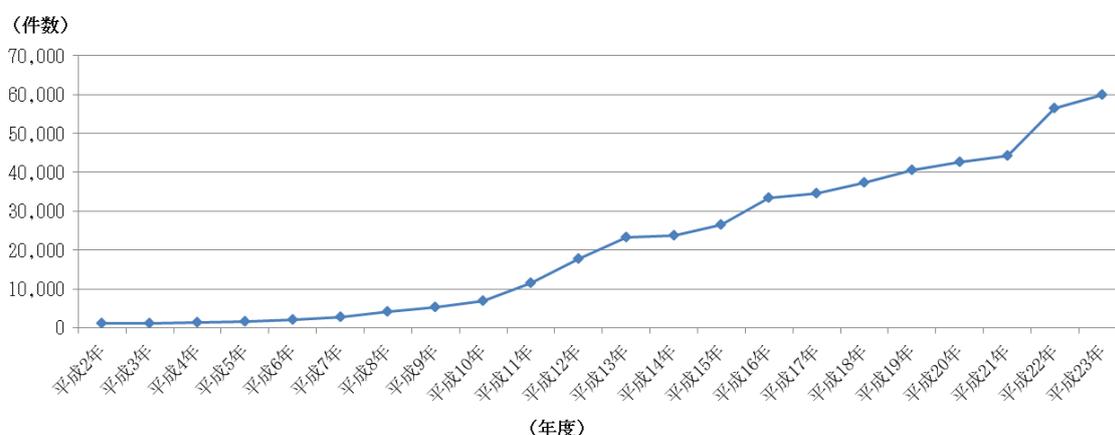
市の留守家庭児童育成事業に関する「監査の結果及び意見」については第5【7】において記載している。

## 7. (特徴的な事業の概要 その4) 虐待防止事業

### (1) わが国における児童虐待をとりまく環境

地域社会における子育て機能の低下や核家族化の進展といった社会環境の変化を背景とする児童虐待が社会問題化したのは最近のことではない。児童相談所に寄せられる児童虐待に係る相談への対応件数は、厚生労働省が平成2年に統計を取り始めて以降毎年増加しており、平成23年度には59,919件となっている。また、平成22年度における児童虐待による子どもの死亡事例は45件発生しており、51人の子どもが死亡している。

【児童虐待相談の対応件数】



(出所：「児童虐待の現状とこれに対する取組について」厚生労働省ウェブサイト)

(注) 東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

国は平成12年11月に児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)を制定し、その後は同法及び児童福祉法などの改正を通じてこの問題に対応している。具体的には、①虐待に至る前に気になるレベルで適切な支援を行う(発生予防)②虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応を行う(早期発見・早期対応)③子どもの安全を守るための一時保護や親子再統合に向けた保護者への支援を行う(子どもの保護・支援/保護者支援)を課題として認識し、それらに必要な施策を実施している。

### (2) 市における虐待防止事業

市では、児童虐待防止法が制定される以前の平成8年に子どもの相談機関連絡協議会内に「アビューズ研究会」を設置するなど児童虐待問題に早くから取り組んでおり、健康部を中心に次の表のとおり、胎生期(妊娠期)から虐待予防に関する取組みを実施している。市の特徴的な取組みのひとつとして、児童虐待発生予防シス

テムが挙げられる。児童虐待発生予防システムとは、保育所入所児童や保健センターが関わっているケースを除く1歳6か月児健診未受診家庭を民生委員や児童委員が訪問し、その報告結果をもとに保健センターで支援の要否を検討して必要な対応につなげる仕組みである。市では当該システムを平成17年度から運用しており、1歳6か月児健診未受診児童のほとんどの状況を把握している。また、市の保健センターでは、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会での台帳管理対象とならないハイリスク・要支援の段階にある児童についても台帳管理を行なって継続的な支援を行なっている。

虐待予防をめざした胎生期（妊娠期）からの支援

（出所：平成24年度要保護児童対策地域協議会代表者会議資料）

＜サポート教室＞

胎生期（妊娠期）	新生児期	早期乳児期	4か月	9～12か月	1歳6か月	3歳6か月
①妊娠届・母子健康手帳交付 ・母子手帳交付時の妊婦面接（保健センター） ・行政サービスセンターの交付について、ハイリスク妊婦は、電話・訪問等を行う ・出産前から支援が必要と思われる妊婦については、特定妊婦として〈養育支援訪問事業〉等の支援につなげる ⇒必要に応じて産後も継続して支援 ②妊婦一般健康診査 ③マタニティクラス、両親学級	①未熟児訪問 ⇒必要に応じて就学までの支援 ②新生児訪問 ・ハイリスク妊婦 ・若年母 ・多胎児 ・出産病院からの連絡 ・希望者に対しては助産師会委託 ・その他	①こんにちは赤ちゃん事業 生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問 ②2か月親子講習会（子育ての不安解消、信頼関係づくり、産後うつ病の早期発見、育児情報の提供） ・2か月の第1子 ⇒①②より早期支援につなげる ③乳児一般健康診査 ④障害児訪問 ⇒就学までの経過把握	①4か月児健診 ・「こんにちは赤ちゃん事業」及び「2か月親子講習会」から気になる親子の状況確認 ・未受診児の訪問による把握	①乳児後期健診（※医療機関に委託） ・医療機関との連携 ・受診票の結果や受診機関からの連絡により支援の必要なケースを把握し、援助を行う	①1歳6か月児健診 （相談できるように心理相談員・保育士を配置） ・未受診児の把握 ※〈児童虐待発生予防システム構築事業〉による民生委員の未受診家庭の訪問	①3歳6か月児健診 （相談できるように心理相談員・保育士を配置） ・未受診児の把握
○ 乳幼児健診は、虐待予防の視点をもって実施する。全ての健診終了後、従事者によるカンファレンスを行ない、情報の共有、すり合わせ等を行う。支援の必要な対象者については、その後の対応についての方針を決定する。						
養育支援が必要な家庭に対し「養育支援訪問事業」による支援を行う						

- ① ティーンズママの会（中・西保健センターで開催）・・・10代で妊娠・出産した母親とその子どもを対象にした教室
- ② マザーグループ（東・中・西保健センターで開催）・・・育児困難を抱える母とその子どもを対象にした教室
- ③ ふたごの教室（東・中・西保健センターで開催）・・・多胎児とその親を対象にした教室

### 第3 監査対象事業に関連した市外郭団体等の概要

#### 【1】社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団

##### 1. 法人の概要

設立年月	基本金 (うち市出捐比率)	住所
昭和 55 年 1 月	5,000 千円 (100%)	東大阪市高井田元町
事業目的	市との取引内容 (平成 23 年度)	
社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与すること。	委託料 1,352,131 千円 (はばたき園以外の介護老人保健施設等分含む)	
役員数 (注)	うち市派遣職員	市職員OB
13 人	0 人 (別途、市職員兼務 3 人)	2 人
職員数 (注)	うち市派遣職員	市職員OB
219 人	1 人	0 人

(注) 平成 24 年 12 月時点。嘱託、アルバイトなどの非常勤職員を含む。

市における障がい児者、高齢者に係る事業を行っている。

主な事業としては、東大阪市療育センター (心身障害児通園施設)、高井田障害者センター (総合福祉センター)、四条の家 (介護老人保健施設) の 3 つの公の施設の指定管理者として事業を行い、こぼと園 (児童デイサービスセンター) の運営事業等につき、市から受託を受けている。その他、国、大阪府からの受託事業等を実施している。

##### 2. 財政状態等及び市との取引

(単位：千円)

	平成 22 年度 決算	平成 23 年度 決算	平成 24 年度 予算
事業活動収入 (注)	1,381,431	1,437,941	1,486,162
うち市からの補助金	—	—	—
市からの受託料	1,302,850	1,352,131	1,359,464
事業活動支出 (注)	1,396,739	1,451,164	1,483,027
うち人件費	1,085,811	1,119,292	1,198,924
当期活動収支差額 (注)	△49,995	86,484	—
総資産	446,476	464,962	/
うち市からの借入金	—	—	
純資産	△89,646	△3,162	

(注) 平成 24 年度予算においては、経常活動による収入、経常活動による支出、当期資金収支差額を記載。

##### 3. 「東大阪市外郭団体統廃合等方針」(平成 20 年 9 月) と社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団

市では平成 20 年 9 月に「東大阪市外郭団体統廃合等方針」を作成しており、社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団については「規模を縮小して存続」と方針を明確にしている。

(以下、「東大阪市外郭団体統廃合等方針」より抜粋)

社会福祉事業団は、心身障害児者に対する福祉サービスを提供する団体として発足したが、平成 5 年に東病院の廃院に伴い設立された四条の家の運営受託を契機として、高齢者福祉サービスの提供まで業務範囲を広げた。

その後、介護保険法施行などを経て、民間法人が高齢者福祉サービスの担い手として成熟してきた今日では、社会福祉事業団の介護サービス事業部門での存続意義は薄れてきている。

一方、障害者福祉の分野では、障害者自立支援法が未だ制度的に確立されたものではなく、民間社会福祉法人の進出に多くを望めない中で社会福祉事業団の持つノウハウ、事業規模は本市にとって欠かせないものであり、今後はこの分野に重点化して事業展開する。

なお、四条の家については、老人保健施設に係る介護サービス事業を行政が担い続ける意義が薄れてきていることから、民間活力を活用することとし、民間施設の整備計画の進捗状況に歩調を合わせ段階的に廃止する。

当方針に対応し、平成 25 年度末に四条の家の事業撤退を予定している。

## 【2】社会福祉法人公共社会福祉事業協会

### 1. 法人の概要

設立年月	基本金 (うち市出捐比率)	住所
平成6年4月	12,812千円(一)	東大阪市稲田新町
事業目的	市との取引内容	
共働き世帯、夫と死別した方等の事情のある母子家庭等に対する多様な福祉サービスの提供と利用者の支援を目的としている。	3保育所の指定管理料 453,548千円 母子生活支援施設指定管理料 22,181千円	
役員数(注)	うち市派遣職員	市職員OB
11人	0人(別途、市職員兼務1人)	1人
職員数(注)	うち市派遣職員	市職員OB
153人	0人	2人

(注) 平成24年12月時点。嘱託、アルバイトなどの非常勤職員を含む。

東大阪市立保育所3施設(春宮保育所、島之内保育所、高井田保育所)及び東大阪市立母子生活支援施設高井田ホーム(以下、「母子ホーム」という。)の指定管理者として管理運営事業を行っている。その他、自主事業として、稲田保育所の運営を行っている。

### 2. 財政状態等及び市との取引

(単位：千円)

	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 予算
事業活動収入	634,677	646,487	654,032
うち市からの補助金	—	—	—
市からの受託料	466,522	475,729	485,812
事業活動支出	617,661	620,403	654,036
うち人件費	519,749	527,780	529,486
当期活動収支差額	17,609	25,887	0
総資産	630,099	652,694	/
うち市からの借入金	—	—	
純資産	563,409	580,104	

### 3. 「東大阪市外郭団体統廃合等方針」(平成20年9月)と社会福祉法人公共社会福祉事業協会

市では平成20年9月に「東大阪市外郭団体統廃合等方針」を作成しており、社会福祉法人公共社会福祉事業協会については「平成21年度に市の関与を離れて自立」と方針を明確にしている。

(以下、「東大阪市外郭団体統廃合等方針」より抜粋)

公共社会福祉事業協会の保育所運営については、民営化後の一定期間は公立

保育所と同等の基準で運営するなど、民営化のメリットは制限されていたが、今日においては純民間保育所とほぼ同様の運営を行っており、自立運営できる素地は整っていると考えられる。

今後は、指定管理者である保育所のうち、譲渡可能な施設については譲渡するなど、一定の市の財産形成支援の下で自立とする。

当方針に対応し、平成 26 年度より春宮・島之内保育所の自立を目指している。

### 【3】社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会

#### 1. 法人の概要

設立年月	基本金 (うち市出捐比率)	住所
昭和42年4月	22,813千円(一)	東大阪市高井田元町
事業目的	市との取引内容	
社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るため。	補助金 420,612千円	
役員数(注)	うち市派遣職員	市職員OB
17人	0人(別途、市職員兼務1人)	1人
職員数(注)	うち市派遣職員	市職員OB
125人	0人	0人

(注) 平成24年12月時点。嘱託、アルバイトなどの非常勤職員を含む。

社会福祉に関する様々な事業を実施しているが、そのうち児童福祉関連事業については、保育園の運営、ファミリー・サポート・センター事業、母子家庭や交通遺児、施設に入所している子ども達を対象にした事業等を実施している。

その他、市の4つの公の施設(五条老人センター、高井田老人センター、高齢者サービスセンター、楠根デイサービスセンター)の指定管理者として管理運営事業を行い、市から地域包括支援センター運営等の13事業を受託している(ただし、楠根デイサービスセンターは平成24年3月末をもって廃止)。

#### 2. 財政状態等及び市との取引

(単位：千円)

	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 予算
事業活動収入(注)	1,589,995	1,623,463	1,019,286
うち市からの補助金	411,130	420,612	427,613
市からの受託料	399,501	409,269	357,939
事業活動支出(注)	1,645,809	791,330	987,500
うち人件費	851,317	1,557,994	735,416
当期活動収支差額 (注)	△50,100	69,909	—
総資産	1,032,175	1,038,270	/
うち市からの借入金	—	—	
正味財産	475,264	475,132	

(注) 平成24年度予算においては、経常活動による収入、経常活動による支出、当期資金収支差額を記載。

#### 3. 「東大阪市外郭団体統廃合等方針」(平成20年9月)と社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会

市では平成 20 年 9 月に「東大阪市外郭団体統廃合等方針」を作成しており、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会については「規模を縮小して存続」と方針を明確にしている。

(以下、「東大阪市外郭団体統廃合等方針」より抜粋)

社会福祉協議会は市の福祉施策の総合的な事業実施主体として、地域福祉活動に加え、老人センターなどの施設管理業務やホームヘルパー派遣業務等の受託を経て、平成 12 年度からは介護保険法施行に合わせ介護サービス事業にも参入するなど、業務の拡大を図ってきた。

しかし法施行後の経年の中で、介護サービス事業部門においては民間法人が担い手として十分に成熟してきており、今日的には社会福祉協議会が実施する意義が薄れてきている。

よって、デイサービス事業や訪問介護事業などの業務からは順次撤退し、現在の業務範囲を縮小し、社会福祉法に規定する社会福祉協議会が本来担うべき地域福祉の推進のための企画、調整機能に重点化する。

これに対応して、平成 21 年度から順次、介護保険等の事業からの縮小・撤退を進め、平成 24 年 3 月に通所介護事業からも撤退し、地域福祉活動に特化した事業活動へ移行している。

## 第4 監査の結果及び意見のまとめ

「子育て支援に係る財務事務」に関する監査の結果及び意見については、報告書の「第5 監査の結果及び意見」に記載したとおりであるが、各記載事項に共通する事項又は子育て支援に係る財務事務のみでなく、市の他の事業の事務にも参考となる指摘事項等が見られた。当該事項のうち、主な事項を、当「第4 監査の結果及び意見のまとめ」として記載する。

### 【1】事業成果の評価のあり方

少子高齢化の進展や道路・橋などのインフラの老朽化といった環境の変化により自治体財政が非常に厳しい状況にあるなか、住民のニーズに合致した行政サービスを提供し続けるためには、行政が実施する事業の継続的な見直しが不可欠である。できるだけ多くの関係者の納得を得て事業の見直しを行うためには、事業毎に、具体的かつ客観的な数値目標を設定し、目標達成状況进行评估することが重要である。

しかし、事業別の成果指標の設定に関して、さらに工夫の余地のあるものが見られた。市民にわかりやすい成果指標を設け、評価することが求められる（意見番号10、42、44、45、49）。

一方、事業成果が十分達成されていない事業につき、今後引き続き事業を継続していくにあたり改善が求められるものがあつた（意見番号58）。

### 【2】指定管理者や委託先との関係のあり方

#### (1) 指定管理者や委託先に対するモニタリング不足

上記【1】に記載したとおり、事業目標の達成状況进行评估することは重要であるが、目標の達成状況を適切に評価するためには、その前提として事業の実施状況や実施結果を正確に把握することが不可欠となる。

指定管理事業や委託事業について具体例をあげるならば、事業が実施されている現場に赴いてその実施状況を観察する、あるいは、指定管理者や委託業者から提出される実績報告書の内容を精査して契約書、仕様書等に準拠して、適切な執行が行われているか確認する必要がある。

このような観点から子育て支援に係る財務事務を監査した結果、指定管理者と締結している協定内容に合致しない実態が見られる等、指定管理者や委託先に対する市によるモニタリングの更なる充実が求められる事例が見受けられた（結果番号1、8、11、意見番号5、18、21、22、27、28、29、43、48、51）。

さらに、事業の実施状況や実施結果を正確に把握するために、指定管理者や委託先に対するモニタリングを強化することが必要である。モニタリングを強化するための工夫のひとつとして、指定管理者等から市へ提出させる実績報告書の様式の整

備や記載方法のルール化等を提案しており、参考にさせていただきたい（意見番号 3 など）。

## （2）委託先選定のあり方

委託先選定のあり方について、長年にわたり同一委託先に随意契約で発注されている等、合理的な選定とは言いがたい事例が見られた（意見番号 24）。適切な競争環境の下で、市が求める最適なサービスを提供できる委託先を選定できるような工夫が求められる。

## 【3】債権管理の強化

子育て支援に係る事業のなかには、受益者（利用者）による一部負担金を徴収するもの（保育料など）があり、これらの事業に発生する債権（未収金）の管理につき、市は適切に行うことが求められている。

しかし、その管理方法が適切でなかったものが見られた（結果番号 12、意見番号 50）。また、債権回収体制につき課題があるもの（意見番号 56、66 など）、サービサー（債権回収会社のこと。以下、同様。）による積極的な滞納債権徴収方法を採用したものの、さらに改善の余地があるものが見られた（意見番号 60）。

## 【4】保育所や幼稚園のあり方（子ども・子育て新システムへの対応）

市における保育所の待機児童はここ数年 200 人前後で推移しているが、平成 25 年に民間保育園 4 園を創設し、既存保育所 2 園が増改築されることにより、待機児童の発生がおおむね解消されることが期待されている。しかしながら、環境を整備することによって新たな入所希望者が発生することもあり、施設の整備が必ずしも待機児童の解消につながらないことが他市の状況からもうかがわれる。

また、市における公立幼稚園のあり方については、平成 21 年 3 月に外部有識者等で構成される幼稚園問題検討委員会から「公立幼稚園運営の効率化（統廃合）」及び「公立幼稚園保育料の引き上げ」が提言されたものの、実現に向けた具体的な検討が十分には行われていない（意見番号 63）。

平成 24 年 8 月に子ども・子育て新システム関連 3 法が国会で可決・成立したことを受け、平成 27 年度からの新制度移行に向けて今後作業が本格化することになるが、定員割れしている幼稚園に保育所機能を持たせることにより、施設を増やすことなく待機児童を減少させるなど、従来の保育所・幼稚園のあり方にとらわれることなく、市における子育て支援のあり方という観点から早急に制度構築することが望まれる。

## 【5】支援を要する子どもに対する体制整備

虐待や障害等により特別に支援を要する子どもは増加しつつあり、市による包括的な支援サービスの提供が求められている。

しかし、支援を要する児童への対応につき、保育所や幼稚園、心身障害児通園施設において、さらに体制の強化が喫緊に求められるもの等が見られた（意見番号 46、47、53）。

なお、市民からの全てのニーズに対応して子育て支援事業を実施することは難しいとは考えられるものの、被虐待児に対する対応施策は第2期市政マニフェストにおいても重点施策として掲げられているため、現在の社会的環境に配慮しつつ、事業内容の充実を図ることが求められる。

## 【6】関係主体間の連携強化

子育て支援に係る事業には多くの主体がかかわっているが、事業の所管部局として市長部局に属する子どもすこやか部（保育所）と教育委員会に属する学事課（幼稚園）、サービスの提供主体として市（公立保育所、公立幼稚園）と民間事業者（民間保育園、私立幼稚園）、サービスの提供場所として中核を担う子育て支援センターなど、必ずしも相互の協力が十分でないものも少なくない（意見番号 17、52、55、56）。

平成25年度に実施される子育て支援に係るニーズ調査をふまえ、市民が求める子育て支援の実現に向けて、これらすべての主体が情報を共有し相互に協力することが望まれる。

上記の事項を含む、報告書第5に記載した事項の一覧は次のとおりである。

事業名	報告書第5における記載箇所	頁	結果又は意見番号	監査の結果又は意見
(地域における子育て支援サービスの充実)				
地域子育てスクラム事業	【1】2.(1)	79	意見1,2	事業精算書作成のための記載要領を作成すべき
	【1】2.(2)	79	意見3	実績報告書の様式を変更すべき
	【1】2.(3)	80	意見4	月別利用状況報告書の提出期限を規定化し、継続的に監視を行うべき
	【1】2.(4)	80	意見5	実施状況を確認できるような仕組みを構築すべき
	【1】2.(5)	80	意見6	現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき
	【1】2.(6)	80	意見7	相談事業について情報の共有を図るべき
	【1】2.(7)	81	意見8,9	補助基準額が妥当であるかの検証を行うべき
	【1】2.(8)	81	意見10	成果指標を設定し、每期達成状況を把握すべき
	【1】2.(9)	82	意見11	地域間格差を是正すべき
	【1】2.(10)	84	意見12	補助金交付の趣旨に合う事業が行われるように指導する体制を構築すべき
地域子育て支援拠点事業(センター型)	【2】2.(1)	85	意見13	地域間のネットワークをコーディネートする活動をより一層行うべき
	【2】2.(2)	86	意見14,15	発注業務に関して工夫を行い、コスト削減に努めるべき
	【2】2.(3)	86	意見16	システムを活用し、所在地別の利用状況を把握すべき
	【2】2.(4)	86	意見17	旭町庁舎の駐車場を有効活用すべき
地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	【3】2.(1)	89	結果1	適正に事業を執行するよう市は指導すべき
	【3】2.(2)	89	結果2	不備がないかの確認を厳正に行うべき
	【3】3.(1)	90	意見18	実施状況を確認できるような仕組みを構築すべき
	【3】3.(2)	90	意見19	現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき
	【3】3.(3)	90	意見20	決算書作成のための記載要領を作成すべき
ファミリー・サポート・センター事業	【3】3.(4)	91	意見21,22	積極的に情報収集を行うべき
	【3】3.(5)	91	意見23	地域間格差を是正すべき
子育て短期支援事業	【4】2.(1)	93	意見24	社会福祉協議会にのみに委託することの妥当性を再検討すべき
子育て支援相談事業	【5】2.(1)	94	意見25	「子育て短期支援事業利用申込書」の提出方法を統一すべき
	【6】2.(1)	95	意見26	購入備品につき、契約書の見直しを行うべき
留守家庭児童育成事業	【6】2.(2)	96	意見27	アンケートの調査結果についてタイムリーに報告を受けるべき
	【7】2.(1)	99	結果3	国に対し、市は実態を適切に報告すべき
	【7】2.(2)	99	結果4	実態に即して費用を計上するよう指導すべき
	【7】2.(3)	100	結果5	次期繰越金額を厳正に確認すべき
	【7】2.(4)	100	結果6	助成金の返還につき、交付要綱を見直すべき
	【7】2.(5)	102	結果7	指導員の加配が適正に行われるよう指導すべき
	【7】3.(1)	103	意見28	記載事項のチェックを厳正に行うべき
	【7】3.(2)	104	意見29	再発防止に向けて、有効な手立てを早急に策定すべき
	【7】3.(3)	105	意見30	研修費については、実費の領収証を提出させるよう指導すべき
	【7】3.(4)	106	意見31	備品購入の詳細や利用目的、設置場所について把握すべき
	【7】3.(5)	106	意見32	備品台帳を整備するよう指導すべき
	【7】3.(6)	107	意見33	備品購入について、一定の牽制を働かせるべき
	【7】3.(7)	108	意見34	修繕負担の区分を明確にすべき
	【7】3.(8)	108	意見35	開設場所を多様化すべき
	【7】3.(9)	109	意見36	現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき
	【7】3.(10)	109	意見37	実績報告書において保険料を計上すべき
【7】3.(11)	109	意見38	環境の改善に速やかに取り組むべき	
【7】3.(12)	110	意見39	金銭出納帳の様式を統一化すべき	
【7】3.(13)	110	意見40	退会理由を把握し、運営改善に役立てる取組みを実施すべき	
【7】3.(14)	111	意見41	指導員の研修の見直しを検討すべき	
【7】3.(15)	111	意見42	課題ごとに成果指標を設定し、継続的に達成状況を把握すべき	
【7】3.(16)	112	意見43	定員数を把握すべき	

事業名	報告書第5に おける記載箇所	頁	結果又は 意見番号	監査の結果又は意見
(子どものすこやかな成長及び発達支援)				
保育研究経費	【8】2.(1)	113	結果8	契約どおりに巡回業務を履行すべき
	【8】3.(1)	113	意見44,45	成果指標を設定し、毎期達成状況を把握すべき
支援を要する児童への対策	【9】2.(1)	116	意見46	支援を要する児童に対する施策について、更なる検討をすべき
通園等発達支援事業	【10】2.(1)	118	結果9	公園遊具等に対する使用未許可を是正すべき
	【10】2.(2)	119	結果10	実績報告書を提出させるよう指導すべき
	【10】2.(3)	120	結果11	市は再委託の報告を求めるべき
	【10】3.(1)	120	意見47	待機児童を解消するための方策をより積極的に検討すべき
児童デイサービス事業	【11】2.(1)	121	意見48	利用状況や待機児童数等も実績報告書の記載事項とすべき
	【11】2.(2)	122	意見49	成果(アウトカム指標)の設定を検討すべき
(子育てを支援する生活環境の整備)				
入院助産事業	【12】2.(1)	123	意見50	滞納債権への対応方針を明文化すべき
	【12】2.(2)	124	意見51	レセプト点検ノウハウを蓄積すべき
幼稚園問題検討委員会の提言への対応	【13】2.(1)	125	意見52	平成23年3月に公表した基本方針を着実に推進すべき
公立幼稚園の運営体制	【14】2.(1)	127	意見53	特別な配慮を必要とする園児の受入体制を整備すべき
関係部局間の連携	【15】2.(1)	128	意見54,55	関係部局間の連携を強化すべき
幼稚園の保育料等	【16】2.(1)	129	結果12	時効にかかった債権を不納欠損処理すべき
	【16】3.(1)	129	意見56	保育料等の徴収体制を見直すべき
	【16】3.(2)	130	意見57	保育料免除要件を定期的に確認する体制を構築すべき
母子生活支援施設への入所事業	【17】2.(1)	131	結果13	再委託業務報告書の記載を正しく求めるべき
	【17】2.(2)	131	結果14	指定管理料の精算の考え方の整理を行うべき
	【17】3.(1)	132	意見58	今後の母子ホームの利便性向上の検討をさらに進めるべき
	【17】3.(2)	132	意見59	利用者負担金の根拠を明確にすべき
母子寡婦福祉資金の貸付事業	【18】2.(1)	133	意見60	サービスへの複数年委託の検討
保育課が実施している補助金事業	【19】2.(1)	136	意見61,62	一般生活費等加算費補助金、庁費管理費補助金、施設運営調整費補助金の考え方について整理すべき
保育課が実施している委託事業	【20】2.(1)	138	結果15	協定書と実態の乖離を是正すべき
待機児童関連の諸問題	【21】2.(1)	140	意見63	公的施設の空き状況を確認し、待機児童解消対策の利用に努めるべき
	【21】2.(2)	142	意見64	入所要件の充足確認業務の実効性について再考し、在所者と待機児童の公平性を検討すべき
保育所における保育料	【22】2.(1)	143	意見65	保育料の見直しを検討すべき
	【22】2.(2)	144	意見66	過年度の未収保育料の徴収方法を確立すべき
公立保育所の施設整備	【23】2.(1)	146	意見67	公立保育所の老朽化対策について早急に対応すべき
保育所に対する指導監査の実施	【24】2.(1)	148	結果16	児童福祉行政指導監査実施要綱に従い指導監査を実施すべき

## 第5 監査の結果及び意見

(地域における子育て支援サービスの充実)

### 【1】地域子育てスクラム事業 (担当：子育て支援課)

#### 1. 事業の概要

(単位：千円)

事業名	概要	
地域子育てスクラム事業	地域に密着した児童福祉施設として、子どもの育ちや子育てに関する知識、技術を生かし、地域の子育て家庭に対して、子育てへの不安・負担感の軽減につながる事業を行い、地域における子育て支援機能の充実を図った民間保育園に対して補助金を交付する。具体的な事業内容としては、園庭開放、親子教室、講座・講演会、出前保育、相談事業などがある。	
平成22年度事業費(決算)	平成23年度事業費(決算)	平成24年度事業費(予算)
45,228	46,500	47,400

地域子育てスクラム事業における各事業の補助基準額は、次のとおりである。

対象事業	補助基準額
園庭開放 (プール開放)	400,000 円
親子教室	400,000 円
講座・講演会	200,000 円
出前保育	400,000 円
定期的を開催する相談事業・情報提供	300,000 円
地域交流事業	200,000 円

#### 【さくらい保育園】



## 2. 意見

### (1) 事業精算書作成のための記載要領を作成すべき

各保育園（48 施設）の事業精算書を閲覧したところ、補助金額（収入）と年間経費（支出）が同額となっている施設が散見された。通常、補助金額と年間経費が同額になることは考えられず、経費が補助金額を超過した場合は、収入側に自己資金を補填した額を記入する必要がある、また反対に経費が補助金額を下回った場合は、支出側に繰越額を記入する必要がある。

現状の事業精算書からでは収支状況の実態が確認できないため、各保育園の当事業における収支状況の実態が確認できるように、事業精算書作成のための記載要領を作成する必要があると考える（意見番号1）。

なお、当事業の事業者は保育園を経営している事業者が大半であり、保育園で勤務する職員が当事業を担当することが多いため、当事業に係る人件費を区分算定することが困難なケースもあると思われる。記載要領の作成に当たっては、人件費の算定方法等を明確にしたうえで、記載要領を作成することが望ましいと考える（意見番号2）。

### (2) 実績報告書の様式を変更すべき

東大阪市民間保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱において、相談事業については次のように規定されている。

対象事業	事業内容	補助基準額
定期的を開催する相談事業・情報提供	育児不安・負担を抱える保護者に対し、保育士又は保健師による面接又は電話での相談・子育てに関する情報提供（印刷物の発行等）を行う。相談については常時受け付けるものとし、別途定期的に（原則として月2回以上）相談・情報提供の機会を設ける。	300,000 円

当該相談事業は、他の事業とともに毎月、月別利用状況報告書が提出されることになっている。しかし、月別利用状況報告書の様式では、相談件数を記載する欄は設けられているが、別途定期的に開催する相談については実施日や実施内容を記載する欄が設けられておらず、実施状況を把握することができない。

実績報告書の様式と要綱が整合していない状況となっているため、定期的を開催した相談の実施状況が把握できるように実績報告書の様式を見直すべきである（意見番号3）。

(3) 月別利用状況報告書の提出期限を規定化し、継続的に監視を行うべき

毎月の利用状況は、月別利用状況報告書によって市へ報告されているが、現行の要綱においては、月別利用状況報告書の提出期限については規定されていない。現状では、月別利用状況報告書は、6月、10月、3月に数か月分がまとめて提出されているような状態となっている。

園庭開放や出前保育などは、「月2回以上」といった条件のもとで補助金が増額されているが、これでは要綱どおりに当事業が行われているかを適時にチェックすることができない。

要綱どおりに行われていない場合、適時に改善指導が行えるように、月別利用状況報告書の提出期限を規定化し、継続的に監視・指導を行うべきである（意見番号4）。

(4) 実施状況を確認できるような仕組みを構築すべき

園庭開放や親子教室など、各事業の実施状況の確認については、実績報告書にて実施日、実施場所、参加者数を事後的に確認しているのみで、実際に開催されているかどうかの確認はなされていない。すべてのイベントについて、市の職員が現場に赴いて実施状況を確認することは困難と考えるが、年に数回不定期にチェックする、あるいは参加者からアンケートをとり、当該アンケート用紙を実績報告書に添付させる等して、事後的に実施状況を確認することは可能である。

実施状況については、実績報告書での確認のみとなっているため、実際に開催されたことが確認できるような仕組みを早急に構築すべきである（意見番号5）。

(5) 現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき

当事業の中には、園外で行われる出前保育や、園内であっても日曜日に開催される園庭開放がある。これらのイベントにおいて事故が発生した場合、各保育所で加入している保険が、当事業を利用するすべての児童に対して適用されるかどうか、市はその実態を把握できていない。

万が一事故が発生した場合に、市としては最低限度の保険サービスが受けられるような体制を整備しておく必要がある。まずは、速やかに現状を把握するとともに、当事業を利用するすべての児童に対して保険が適用されるよう加入する保険に関するルールを策定することが望ましいと考える（意見番号6）。

(6) 相談事業について情報の共有を図るべき

現在、民間保育園において相談業務が行われているが、相談者の境遇や相談内容が個々の状況により異なるため、どういった対応がベストであるのかをそれぞれの保育園が単独で判断することは大変難しいと思われる。

相談内容によっては、他の保育園の相談対応者と協議したほうがよい事例や、専門機関に委ねたほうがよい事例などもあると考えられることから、相談事例や対処法について、公立保育所と民間保育園の関係者の間で情報を共有することは大変有意義であるとする。

現状では、様々な相談について各保育園それぞれで対応している状況にあるため、公立保育所と民間保育園が連携し、相談事業において連絡会議を設けるなどして情報の共有を図るべきである（意見番号7）。

#### (7) 補助基準額が妥当であるかの検証を行うべき

補助金交付要綱の別表において、各事業の補助金額が次のように規定されている（再掲）。

対象事業	補助基準額
園庭開放（プール開放）	400,000円
親子教室	400,000円
講座・講演会	200,000円
出前保育	400,000円
定期的を開催する相談事業・情報提供	300,000円
地域交流事業	200,000円

担当課に当該補助基準額の積算根拠について問い合わせたところ、「現在資料として残っていないが、人件費等その事業に係る時間から算出したと考えられる」とのことであった。

各事業の補助基準額の積算根拠が不明確な状態となっているため、各事業において現状の補助基準額が妥当であるかの検証を行い、現状に見合わない場合は速やかに補助基準額を変更すべきである（意見番号8）。

また、補助金額の積算根拠資料を保存していない場合、そもそも何を基準として補助金額を設定したのかがわからず、補助金額の見直しが困難となるため、今後補助金額を変更した場合は、積算根拠資料を適切に保存しておくべきである（意見番号9）。

#### (8) 成果指標を設定し、每期達成状況を把握すべき

月別利用状況報告書や実績報告書から、各保育所の利用状況を集計しているが、成果指標が設定されていない。

担当課に当事業の課題について質問をしたところ、「園庭開放の回数や参加人数及び相談事業等の回数にもバラつきがあるため、市のどの地域に住んでいても均等のサービスを受けられるようにすることである」との回答を得た。

こういった認識を持っているならば、所在地別の利用状況を成果指標として設定

し、地域間格差をなくすための取組みを行い、毎期継続的に達成状況を把握する必要があると考える。

事業の成果や達成状況が不明瞭な状態となっているため、成果指標を設定し、毎期達成状況を把握すべきである（意見番号10）。

(9) 地域間格差を是正すべき

下記表のように、各実施事業につき、市内リージョン地区の間において保育所が実施する各事業の実施状況の格差が見受けられる。相談事業については、すべての保育所において実施されているものの、出前保育については、市全体において実施回数が少なく、また親子教室、出前保育、保育所体験事業については、地域間において格差がある。人員を確保できない等やむを得ない理由もあると考えるが、格差の激しいところに関しては、まずは格差となっている原因を突き止め、地域間格差を是正するよう努力すべきである（意見番号11）。

地域	東大阪市 0～4歳人口		東大阪市 全保育所数		園庭開放を 行っている園		イーア	ウーア	ウーイ
	人数	割合(%) ア	保育園数	割合(%) イ	保育園数	割合(%) ウ			
A地区	2,462	12.4%	6	9.7%	5	11.4%	△2.7%	△1.0%	1.7%
B地区	2,597	13.0%	6	9.7%	6	13.6%	△3.4%	0.6%	4.0%
C地区	3,035	15.2%	9	14.5%	7	15.9%	△0.7%	0.7%	1.4%
D地区	3,988	20.0%	15	24.2%	10	22.7%	4.2%	2.7%	△1.5%
E地区	1,636	8.2%	4	6.5%	2	4.5%	△1.8%	△3.7%	△1.9%
F地区	3,463	17.4%	12	19.4%	8	18.2%	2.0%	0.8%	△1.2%
G地区	2,742	13.8%	10	16.1%	6	13.6%	2.4%	△0.1%	△2.5%
合計	19,923	100.0%	62	100.0%	44	100.0%			

地域	東大阪市 0～4歳人口		東大阪市 全保育所数		親子教室を 行っている園		イーア	ウーア	ウーイ
	人数	割合(%) ア	保育園数	割合(%) イ	保育園数	割合(%) ウ			
A地区	2,462	12.4%	6	9.7%	4	21.1%	△2.7%	8.7%	11.4%
B地区	2,597	13.0%	6	9.7%	3	15.8%	△3.4%	2.8%	6.1%
C地区	3,035	15.2%	9	14.5%	3	15.8%	△0.7%	0.6%	1.3%
D地区	3,988	20.0%	15	24.2%	3	15.8%	4.2%	△4.2%	△8.4%
E地区	1,636	8.2%	4	6.5%	1	5.3%	△1.8%	△2.9%	△1.2%
F地区	3,463	17.4%	12	19.4%	3	15.8%	2.0%	△1.6%	△3.6%
G地区	2,742	13.8%	10	16.1%	2	10.5%	2.4%	△3.2%	△5.6%
合計	19,923	100.0%	62	100.0%	19	100.0%			

地域	東大阪市 0～4歳人口		東大阪市 全保育所数		育児講座講演を 行っている園		イーア	ウーア	ウーイ
	人数	割合(%) ア	保育園数	割合(%) イ	保育園数	割合(%) ウ			
A地区	2,462	12.4%	6	9.7%	5	12.2%	△2.7%	△0.2%	2.5%
B地区	2,597	13.0%	6	9.7%	4	9.8%	△3.4%	△3.3%	0.1%
C地区	3,035	15.2%	9	14.5%	6	14.6%	△0.7%	△0.6%	0.1%
D地区	3,988	20.0%	15	24.2%	10	24.4%	4.2%	4.4%	0.2%
E地区	1,636	8.2%	4	6.5%	3	7.3%	△1.8%	△0.9%	0.9%
F地区	3,463	17.4%	12	19.4%	8	19.5%	2.0%	2.1%	0.2%
G地区	2,742	13.8%	10	16.1%	5	12.2%	2.4%	△1.6%	△3.9%
合計	19,923	100.0%	62	100.0%	41	100.0%			

地域	東大阪市 0～4歳人口		東大阪市 全保育所数		出前保育を 行っている園		イーア	ウーア	ウーイ
	人数	割合(%) ア	保育園数	割合(%) イ	保育園数	割合(%) ウ			
A地区	2,462	12.4%	6	9.7%	1	11.1%	△2.7%	△1.2%	1.4%
B地区	2,597	13.0%	6	9.7%	2	22.2%	△3.4%	9.2%	12.5%
C地区	3,035	15.2%	9	14.5%	1	11.1%	△0.7%	△4.1%	△3.4%
D地区	3,988	20.0%	15	24.2%	1	11.1%	4.2%	△8.9%	△13.1%
E地区	1,636	8.2%	4	6.5%	1	11.1%	△1.8%	2.9%	4.7%
F地区	3,463	17.4%	12	19.4%	0	0.0%	2.0%	△17.4%	△19.4%
G地区	2,742	13.8%	10	16.1%	3	33.3%	2.4%	19.6%	17.2%
合計	19,923	100.0%	62	100.0%	9	100.0%			

地域	東大阪市 0～4歳人口		東大阪市 全保育所数		相談事業を 行っている園		イーア	ウーア	ウーイ
	人数	割合(%) ア	保育園数	割合(%) イ	保育園数	割合(%) ウ			
A地区	2,462	12.4%	6	9.7%	6	9.7%	△2.7%	△2.7%	—
B地区	2,597	13.0%	6	9.7%	6	9.7%	△3.4%	△3.4%	—
C地区	3,035	15.2%	9	14.5%	9	14.5%	△0.7%	△0.7%	—
D地区	3,988	20.0%	15	24.2%	15	24.2%	4.2%	4.2%	—
E地区	1,636	8.2%	4	6.5%	4	6.5%	△1.8%	△1.8%	—
F地区	3,463	17.4%	12	19.4%	12	19.4%	2.0%	2.0%	—
G地区	2,742	13.8%	10	16.1%	10	16.1%	2.4%	2.4%	—
合計	19,923	100.0%	62	100.0%	62	100.0%			

地域	東大阪市 0～4歳人口		東大阪市 全保育所数		保育所体験事業を 行っている園		イーア	ウーア	ウーイ
	人数	割合(%) ア	保育園数	割合(%) イ	保育園数	割合(%) ウ			
A地区	2,462	12.4%	6	9.7%	2	10.5%	△2.7%	△1.8%	0.8%
B地区	2,597	13.0%	6	9.7%	4	21.1%	△3.4%	8.0%	11.4%
C地区	3,035	15.2%	9	14.5%	3	15.8%	△0.7%	0.6%	1.3%
D地区	3,988	20.0%	15	24.2%	4	21.1%	4.2%	1.0%	△3.1%
E地区	1,636	8.2%	4	6.5%	0	0.0%	△1.8%	△8.2%	△6.5%
F地区	3,463	17.4%	12	19.4%	1	5.3%	2.0%	△12.1%	△14.1%
G地区	2,742	13.8%	10	16.1%	5	26.3%	2.4%	12.6%	10.2%
合計	19,923	100.0%	62	100.0%	19	100.0%			

(注) 上記の6つの表は、民間保育園及び公立保育所の開設場所数を合算したものである。

(10) 補助金交付の趣旨に適う事業が行われるように指導する体制を構築すべき

東大阪市民間保育所地域子育て支援事業補助金の交付事務について、サンプルテストを実施した結果、当初計画通りに実施されていないケースが2件発見された。発見事項は次のとおりである。

	発見事項
1	東大阪市に提出している「民間保育所地域子育て支援事業実施計画」において、園庭開放を実施する旨を記載していたにもかかわらず、実績報告である「民間保育所地域子育て支援事業月別利用状況報告書」においては、平成23年度において園庭開放の参加者が0人となっていた（A保育園）。これは、実際は園庭開放を実施しているものの、いわゆる開店休業状態であり、参加者がいなかったため、とのことであった。なお、園庭開放の準備として経費（絵本購入等）は実際には支出されている。（参考までに、当該A保育園において、平成22年度については、25回の園庭開放を実施しているが、その内、2回しか参加者がおらず、残りの23回は参加者0人となっていた。）
2	地域交流事業について、実績報告である「民間保育所地域子育て支援事業月別利用状況報告書」を閲覧すると、実際に参加しているのは在宅の児童とその保護者であり、参加人数が少なく、地域交流事業としては不十分であった（B学園）。

上記2例とも、実際には事業を実施しているケースであるため、補助金の返還義務は発生していない。

しかし、補助金交付はいわゆる公費投入である。今回発見された事例は、補助金交付の趣旨を勘案すると、補助金交付の対象として適しているかどうか、補助の目的が達成できたのか、という点において疑問が残る。

今後は、計画通りの実績があったかどうかだけでなく、交付金の対象として相応しい実績内容であるかどうかについても、検討すべきである。担当課によると、今回の発見事例は、どちらも事業としての宣伝が足りなかったとの反省があるため、今後は担当課も協力した上で当事業について広く周知する方法を模索していくことが必要である。また、補助金制度の趣旨に適う事業を行うように担当課が保育所に指導徹底していく事も必要である（意見番号12）。

## 【2】地域子育て支援拠点事業（センター型）（担当：子育て支援課）

### 1. 事業の概要

（単位：千円）

事業名	概要	
地域子育て支援拠点事業 （センター型）	公立保育所・子育て支援センターを子育て支援の中核施設と位置づけ、育児相談、園庭開放、子育てサークルの育成、子育て情報の提供など、子育てを支援している旭町子育て支援センターに係る管理費である。	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
26,473	14,131	15,758

### 【旭町子育て支援センター】



### 2. 意見

#### （1）地域間のネットワークをコーディネートする活動をより一層行うべき

子育て支援センターにおいて相談業務が行われているが、他の事業においても保育所やつどいの広場などで相談業務が行われており、相談業務に携わる関係者は相当数存在するものと思われる。

相談の内容によっては、他の子育て支援センターや保育所の相談対応者と協議したほうがよい事例や、家庭児童相談室や保健センターといった他の専門機関に委ねたほうがよい事例などもあると考えられることから、相談業務に携わる関係者の間で、相談事例や対処法について、情報を共有することは大変有意義であると考えられる。

これまで、地域連携会議において相談事例や対処法などが紹介されているとのことであるが、当該会議への出席は必須ではなく、また年7回（平成23年度実績）のみの開催となっている。したがって、地域連携会議だけでなく、市として各地域間のネットワークをコーディネートする活動を今後より一層行っていくべきであると考える（意見番号13）。

(2) 発注業務に関して工夫を行い、コスト削減に努めるべき

市において、子育て支援センターは、鴻池、荒本、長瀬、旭町に4施設存在するが、清掃、警備、設備保守といった委託業務については、現在、それぞれの施設が個々別々に契約を締結しているような状態である。

これまでこれらの委託業務について、4施設分を一括して発注した場合に、どれほどの金額になるのか、業者から見積もりをとったことがないとのことであった。

施設の管理コストに占める委託料の割合は大きく、管理コストの削減を図るうえで、委託料の削減努力は必須である。委託業務に関しては、それぞれの施設が個別に発注している状態にあるため、発注業務に関して工夫を行い、コスト削減に努めるべきである（意見番号14）。

また、旭町子育て支援センターの隣は旭町庁舎となっており、施設が隣接しているような場合にも、発注業務に関して工夫を行うことは可能であると考え。上記の4施設に限らず、市内の施設について、隣接している場合に一括発注が可能であるか否かも検討すべきである（意見番号15）。

(3) システムを活用し、所在地別の利用状況を把握すべき

各子育て支援センターは、利用者管理システムにより利用状況を把握し、事業報告書にて当該システムにより集計された利用者数を市に対して報告している。

事業報告書においては、自由来館、親子広場、育児相談といったメニューごとに利用者数が報告されているが、所在地別の利用状況については報告されていない。

各子育て支援センターにおいて使用されている利用者管理システムは、所在地別の利用状況を把握することが可能なシステムであるが、当該機能は使用されていない。

地域間格差を是正するためにも、システムを活用し、所在地別の利用状況を把握すべきである（意見番号16）。

(4) 旭町庁舎の駐車場を有効活用すべき

旭町子育て支援センターには駐車場がなく、現状では、遠方の利用者は交通手段としてはバスを利用するしかないとのことである。

旭町子育て支援センターの隣は旭町庁舎となっており、この旭町庁舎には駐車場がある。しかし、子育て支援センターの利用者は、当該駐車場を利用することはできないこととなっている。

利用者からの要望も多いことから、当該駐車場に空車スペースがあるのであれば、時間制限を設けるなどして子育て支援センターの利用者も駐車可能とし、駐車場を有効活用していくことが望ましいと考える（意見番号17）。

こういった駐車スペースの問題は、施設を設置する前から容易に想像できることである。平成 25 年に、楠根においても子育て支援センターを設置する予定があるとのことであるが、事前に対策を講じておく必要があると考える。

### 【3】地域子育て支援拠点事業（ひろば型）（担当：子育て支援課）

#### 1. 事業の概要

（単位：千円）

事業名	概要	
地域子育て支援拠点事業 （ひろば型）	子育て中の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）が気軽につどい、相互交流を図る場を提供する常設の「つどいの広場」の運営事業者に対する委託料である。	
平成22年度事業費（決算）	平成23年度事業費（決算）	平成24年度事業費（予算）
47,748	51,014	65,168

地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とした、いつでも気軽に参加できる親子交流の場として、つどいの広場が設置されている。

つどいの広場における活動内容は、次のとおりである。

- 子育て中の親子が気軽にかつ自由に利用できるつどいの場を提供し、交流の促進を図る取組みを実施すること。
- 子育てに不安や悩みを持つ親に対する相談及び支援を実施すること。
- 地域における育児や子育て支援に関する情報を提供すること。
- 子育て中の親子や、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者を対象として、子育て及び子育て支援に関する講習等を行うこと。
- その他、地域の子育て力を高める取組みを実施すること。

実施場所については、公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、民家、マンション・アパートの一室などとなっており、開設時間については、週3日以上、かつ1日5時間以上開設することが条件となっている。なお、利用料は無料である。

当事業は、事業を適切に実施することができると認める特定非営利法人、社会福祉法人等に対し、その全部又は一部を委託して実施されており、平成23年度末時点において、次の13施設が設置されている。

#### 【つどいの広場（きらりっこ）】



【つどいの広場の一覧】

ひろば名	運営主体	場所	地区	広さ(m <sup>2</sup> )
親子deカフェあん	特定非営利法人	中石切町	A	42.31
キッズステーション	特定非営利法人	善根寺町	A	51.00
コロボックル	特定非営利法人	今米	C	47.94
きらりっこ	医療法人	岩田町	D	195.45
くすのきわんぱく	社会福祉法人	菱江	D	44.50
さわらびわんぱく	社会福祉法人	稲田本町	E	65.00
フタバあそび	社会福祉法人	森河内西	E	127.00
つみき	社会福祉法人	宝持	F	88.00
ほしのごクラブ	社会福祉法人	小阪本町	F	53.00
こども広場	学校法人	西堤学園町	F	373.57
木の実わんぱく	社会福祉法人	岸田堂西	G	147.45
みとさつききらら	社会福祉法人	近江堂	G	102.20
ひしのみ	社会福祉法人	菱屋西	G	44.46

市から各運営主体への委託料は、週3～4日の開所で3,556,000円、週5日以上  
の開所で4,355,000円である。

## 2. 結果

### (1) 適正に事業を執行するよう市は指導すべき

東大阪市つどいの広場事業実施要綱第10条において、公民館や公園等の子育て  
親子が集まる場に、原則として週1回以上つどいの広場の専任職員が定期的に出向  
き、必要な支援や見守り等を行う取組みに対して、448,000円の委託料が加算され  
る旨が規定されている。

当該取組みにつき、週1回以上事業を実施していない事業者が見受けられた。また、実績報告書において、事業を開催していたが参加者が0人であったという報告  
をしている事業者が散見された。

週1回以上の開催を条件に委託料が増額されているのであるから、適正に事業を  
執行するとともに、参加者の増加を図るための広報活動を積極的に行うよう、市は  
事業者へ指導すべきである（結果番号1）。

### (2) 不備がないかの確認を厳正に行うべき

月別利用状況報告書は、翌月10日までに提出することが実施要綱に規定されて  
いるが、提出期限を超過して提出されているものがあつた。また、年度終了後に提  
出される実績報告書につき、押印漏れや日付漏れとなっているものが散見された。

市は、月別利用状況報告書や実績報告書につき、実施要綱に基づいて適切に報告  
がなされるよう各事業者に対して指導を行うとともに、報告書の受領時に不備がな  
いかの確認を厳正に行うべきである（結果番号2）。

### 3. 意見

#### (1) 実施状況を確認できるような仕組みを構築すべき

地域の子育てを高める取組み（イベント）の実施状況の確認については、実績報告書にて実施日、実施場所、参加者数を事後的に確認しているのみで、実際に開催されているかどうかの確認はなされていない。すべてのイベントについて、市の職員が現場に赴いて実施状況を確認することは困難と考えるが、年に数回抜き打ちでチェックする、あるいは参加者からアンケートをとり、当該アンケート用紙を実績報告書に添付させる等して、事後的に実施状況を確認することは可能である。

現在、実施状況については実績報告書での確認のみとなっているため、実際に開催されたことが確認できるような仕組みを市は早急に構築すべきである（意見番号18）。

#### (2) 現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき

各つどいの広場（13 施設）の決算報告書を閲覧したところ、加入している損害保険の保険料につき最高額は 284,500 円、最低額は 4,000 円とかなりの開きがあった。

万が一事故が発生した場合に、市としては最低限度の保険サービスが受けられるような体制を整備しておくべきであるが、市は各つどいの広場に対して、どういった保険に加入すべきであるかの指導、伝達ができておらず、また各つどいの広場がどのような保険に加入しているのか把握できていない。

現状では、加入している保険が各つどいの広場によって異なってしまうため、どの施設においても最低限度の保険サービスを受けられるように、市は加入する保険に関するルールを策定すべきである（意見番号19）。

なお、加入する保険については、子育て支援センターが加入している「子育てひろば全国連絡協議会」の保険も選択肢の一つであると考えられる。

#### (3) 決算書作成のための記載要領を作成すべき

各つどいの広場（13 施設）の決算報告書を閲覧したところ、委託料（歳入額）と歳出額が同額となっている施設が散見された。通常、委託料と歳出額が同額になることは考えられず、歳出が委託料を超過した場合は、歳入に自己資金を補填した額を記入する必要がある、また反対に歳出が委託料を下回った場合は、歳出に繰越額を記入する必要がある。

このような決算書からでは収支状況の実態が確認できないため、各つどいの広場の収支状況の実態が確認できるように、市は決算書作成のための記載要領を作成する必要があると考える（意見番号20）。

#### (4) 積極的に情報収集を行うべき

市では、地域子育て支援拠点事業に関して他の自治体から自主的に情報を入手したり、利用者に対してアンケート調査を実施したりすることなどは行っていない。

近隣他市においては、公民館内でつどいの広場が開設されていたり、一時預かりや夜間預かりが実施されていたりと、先進的な取組みが行われている。

近隣他市で行っているものを、単に市においても実施すればよいというものではないが、利用者のニーズを適時、的確に把握し、他の事業の状況も勘案して実施可能なことから実行していく姿勢が大切である。

現状では、他の自治体や利用者から情報収集が行われていないため、今後は積極的に情報収集を行うべきであると考える（意見番号 21）。

なお、子ども・子育て支援法において、平成 25 年度よりアンケート調査を実施することが定められているが、具体的な質問項目については現時点では決まっていない。アンケート調査の実施に際しては、利用者のニーズにとどまらず、利用者の満足度についても把握していくことが望ましいと考える（意見番号 22）。

#### (5) 地域間格差を是正すべき

市内のリージョンエリア地域別のつどいの広場の設置数を集計し、市民の利用しやすさについて検討したところ、下記表のように、つどいの広場設置数につき、地域間において格差が見受けられる。

これまで計画的に募集を行ってきたものの、現状では地域間格差が見受けられるため、今後、公募をする場合には、開設場所の地域を考慮するなど、地域間格差を是正するような工夫をすべきである（意見番号 23）。

ひろば名、センター名	地区	地区別		市内0～4歳人口		ア-イ
		設置数	割合(%) ア	人数	割合(%) イ	
親子deカフェあん	A	2	11.8%	2,462	12.4%	△0.6%
キッズステーション						
旭町子育て支援センター ●	B	1	5.9%	2,597	13.0%	△7.2%
コロボックル	C	2	11.8%	3,035	15.2%	△3.5%
鴻池子育て支援センター ●						
きらりっこ	D	3	17.6%	3,988	20.0%	△2.4%
くすのきわんぱく						
荒本子育て支援センター ●						
さわらびわんぱく	E	2	11.8%	1,636	8.2%	3.6%
フタバあそび						
つみき	F	3	17.6%	3,463	17.4%	0.3%
ほしのこクラブ						
こども広場						
木の実わんぱく	G	4	23.5%	2,742	13.8%	9.8%
みとさつききらら						
ひしのみ						
長瀬子育て支援センター ●						
		17	100.0%	19,923	100.0%	

(注) ●は子育て支援センターである。つどいの広場13施設と、子育て支援の中核施設である子育て支援センター4施設を合わせた17施設を対象として割合を算定している。

#### 【4】ファミリー・サポート・センター事業（担当：子育て支援課）

##### 1. 事業の概要

（単位：千円）

事業名	概要	
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの放課後の送り迎え等を登録したファミリーサポーターが対応する事業。サービス利用希望者とファミリーサポーターとの仲介業務を社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）へ委託。事業費は全額当法人への委託料。	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
3,610	3,639	3,643

##### 2. 意見

###### （1）社会福祉協議会にのみに委託することの妥当性を再検討すべき

平成 15 年度に設定された「東大阪市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱」において、当事業の事務を取り決めているが、実施要綱第 12 条において「市長は、事業の運営を社会福祉協議会に委託するものとする」と規定されている。委託先を要綱で取り決めることは公正な競争を阻害している。要綱設定後約 10 年が経過しており、市内において NPO 法人が設置・育成されているものの、社会福祉協議会は市内ボランティアグループ等とのネットワークを独自に有しているために要綱において、特定の契約先として規定しているという。しかし、当該理由が平成 15 年から約 10 年間経過した現在も妥当であるのか毎年、事業委託の効果を検証する必要がある。

本来要綱で契約相手を取り決めるのではなく、契約の都度、契約先が社会福祉協議会で妥当であるのか確認をしたうえで、契約を行うようにすべきである（意見番号 24）。

## 【5】子育て短期支援事業（担当：子育て支援課）

### 1. 事業の概要

（単位：千円）

事業名	概要	
子育て短期支援事業	保護者が疾病等の社会的な事由又は保護者が仕事等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設において一時的に養育。市内で児童養護施設又は乳児院を運営する法人すべて（5法人、社会福祉法人公德会、社会福祉法人生駒学院、社会福祉法人若江学院、社会福祉法人イエス団、社会福祉法人花園精舎）に委託。	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
2,336	2,649	3,883

### 2. 意見

#### （1）「子育て短期支援事業利用申込書」の提出方法を統一すべき

当事業を実施する市内6箇所の児童養護施設や乳児院においては、利用者から受け付けた「子育て短期支援事業利用申込書」を市に提出を行い、措置費を受け取っている。

しかし、利用者から受け付けた「子育て短期支援事業利用申込書」は、原紙であるものやコピーであるものが混在していた。「子育て短期支援事業利用申込書」の記載内容をもって支援金額を決定しているが、利用者本人以外の者による架空の申請が行われていても発見しにくい状況である。

重複申請や架空申請を防止するためにも、原紙をもって提出をするよう取り決めることが望まれる（意見番号25）。

## 【6】子育て支援相談事業（担当：子ども見守り課）

### 1. 事業の概要

（単位：千円）

事業名	概要	
子育て支援相談事業 （注）	<b>【親子支援プログラム事業】</b> 子育て家庭を体系的に支援するため、子ども、保護者それぞれを対象としたプログラムを実施する。子育て支援に関わる職員を対象に、各プログラムを実践するためのファシリテーターを要請する。 <b>【休日・夜間子育て支援相談事業】</b> 子育てについての不安や悩みの相談について、休日・夜間においても応じることにより、虐待の未然防止を図る。	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
32,163	40,477	32,375

（注）当事業は、「東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」においては「子育て情報の提供及び相談の充実」、「休日・夜間子育て支援相談事業」、「のびのび教室事業」、「虐待に係る相談・支援事業」、「親子支援プログラム事業」に分類されている。

### 2. 意見

#### （1）購入備品につき、契約書の見直しを行うべき

平成 23 年度において、市は親子支援プログラム事業につき、特定非営利法人児童虐待防止協会に委託をしている（委託期間：平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日）。

当該委託事業は、前向きな子育ての考え方、行動をするためのスキルを身に付けてもらうために保護者に対して講習を行うトリプルPと、情緒的、社会的な発達を促し、問題を解決する力を育て、自己肯定感を高めるために子どもを対象に講習を行うファンフレンズプログラムからなる。児童虐待防止協会は、当事業で使用する備品を購入しており、購入した備品の一覧は次のとおりである。

備品名	金額
プロジェクター	978,600 円
スクリーン	
レーザーポインター	
スピーカ	
ワイヤレスマイク	
NOTE パソコン	
パソコン用バック	
プロジェクター用バック	

Office2010 Professional (ソフトウェア)	
Creative SuiteR5.5 Design Premium (ソフトウェア)	
素材集	
インストール・セットアップ作業	

(出所：決算内訳書)

委託料で購入した備品が委託契約終了後にも使用可能な場合、当該備品は契約終了後、速やかに市に返却すべきである。上記表の備品は、複数年使用できるものと考えられるが、委託契約期間が終了した後も市に返却がなされていない。

委託契約書を閲覧したところ、当事業を行ううえで備品を購入することの可否や、備品の返還義務については特に記載されていなかったため、契約書の見直しが必要であると考える (意見番号 26)。

## (2) アンケートの調査結果についてタイムリーに報告を受けるべき

市は親子支援プログラム事業 (トリプルP) につき、児童虐待防止協会に委託している。当事業は、前向きな子育ての考え方、行動をするためのスキルを身に付けてもらうために保護者に対して講習を行うものである。

児童虐待防止協会は、当該事業について利用者 (保護者) に対して、講座開催の都度、受講前と受講後にアンケート調査を実施しているが、市はこのアンケート調査の結果につき、平成 25 年 1 月に報告を受けている。

利用者のニーズや満足度をタイムリーに把握するためにも、委託業者が行っているアンケートの調査結果については、年度終了後、速やかに報告を受けるべきである (意見番号 27)。

【7】留守家庭児童育成事業（担当：青少年スポーツ室）

1. 事業の概要

（単位：千円）

事業名	概要	
留守家庭児童育成事業	下校後、保護者が就労等により家庭にいない小学校低学年（1年生から3年生）の児童を、地域の運営委員会により開設・運営している留守家庭児童育成クラブ（以下、「育成クラブ」という。）にて預かり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を図る。	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
316,772	338,683	390,662

育成クラブを利用できる児童は、原則小学校1年生から3年生であって、下校後保護者が家庭にいないなどの留守家庭児童である。

育成クラブの開設時間は、放課後から午後5時までであり、夏休みなどの長期休業日については午前9時から午後5時までとされている（日曜日、祝日、年末年始は休み。なお、開設日は午後6時までの延長が可能である。また、会費は月額5,000円である）。

市では運営委員会方式が採用されており、入会児童数に応じて市から各育成クラブ運営委員会に対して助成金が支給されている。下記表は、助成金額の一覧表である。

【助成金額一覧表】

項目		児童数	単価（年額）円
事業費		20人未満	3,280,000
		20人～35人	3,340,000
		36人～50人	3,400,000
		51人～65人	3,460,000
		66人～80人	3,520,000
		81人～100人	3,640,000
		101人～120人	3,760,000
		121人	3,880,000
障害児加算	重度	1人	1,200,000
		以後1人増毎	800,000
	その他	1人	600,000
		以後1人増毎	400,000

設置形態については、余裕教室を使用している育成クラブや小学校の敷地内に独立の建屋（プレハブ）を設置して当該建屋を使用している育成クラブがある。

各育成クラブの入会児童数、施設概要等は次のとおりである。

## 【各育成クラブの児童数、施設概要等】

平成23年5月1日現在

クラブ名	全校生徒数 (人)	入会児童数 (人)	待機児童数 (人)	設置形態	室内面積 (㎡)	一人あたり 床面積 (㎡)
縄手	347	35	0	余裕教室	63.0	1.80
縄手北	353	35	0	余裕教室	63.0	1.80
枚岡東	536	55	0	プレハブ	108.5	1.97
枚岡西	994	71	0	プレハブ	156.0	2.20
石切	1,006	69	0	余裕教室	94.5	1.37
孔舎衛	899	58	0	プレハブ	90.0	1.55
縄手南	956	95	0	プレハブ	141.0	1.48
池島	606	46	0	余裕教室	126.0	2.74
上四条	243	22	0	余裕教室	63.0	2.86
縄手東	294	29	0	余裕教室	63.0	2.17
孔舎衛東	469	30	0	余裕教室	63.0	2.10
石切東	641	60	0	プレハブ	77.8	1.30
成和	1,282	130	9	プレハブ	197.4	1.52
北宮	802	80	0	プレハブ	132.0	1.65
弥栄	462	47	0	プレハブ	106.5	2.27
玉川	589	45	12	余裕教室	63.0	1.40
玉美	304	47	1	プレハブ	64.0	1.36
英田北	1,117	125	0	プレハブ	184.0	1.47
若江	744	70	5	余裕教室	126.0	1.80
花園	418	43	0	余裕教室	63.0	1.47
鴻池東	613	50	3	余裕教室	63.0	1.26
玉串	647	80	0	プレハブ	161.2	2.01
岩田西	744	84	0	余裕教室	126.0	1.50
英田南	668	89	0	プレハブ	161.1	1.81
加納	578	48	0	プレハブ	132.0	2.75
花園北	217	29	0	余裕教室	63.0	2.17
荒川	469	46	0	プレハブ	64.8	1.41
長堂	339	34	0	余裕教室	63.0	1.85
三ノ瀬	111	20	0	プレハブ	64.0	3.20
高井田東	556	51	2	余裕教室	63.0	1.24
森河内	585	51	1	余裕教室	63.0	1.24
菱屋西	269	44	0	プレハブ	66.0	1.50
太平寺	257	35	0	余裕教室	126.0	3.60
高井田西	158	24	0	余裕教室	63.0	2.63
楠根	574	73	0	プレハブ	110.9	1.52
意岐部	448	54	0	プレハブ	77.0	1.43
小阪	340	27	0	余裕教室	63.0	2.33
上小阪	546	54	0	余裕教室	126.0	2.33
弥刀	356	31	0	プレハブ	75.0	2.42
長瀬北	265	27	0	余裕教室	63.0	2.33
長瀬東	186	29	0	余裕教室	63.0	2.17
八戸の里	373	47	0	プレハブ	82.4	1.75
永和	125	22	0	余裕教室	63.0	2.86
長瀬南	287	52	0	余裕教室	126.0	2.42
弥刀東	415	57	0	プレハブ	116.3	2.04
長瀬西	298	32	0	余裕教室	63.0	1.97
楠根東	765	64	0	プレハブ	149.1	2.33
柏田	225	28	0	余裕教室	63.0	2.25
西堤	668	88	2	余裕教室	126.0	1.43
大蓮	282	39	0	余裕教室	63.0	1.62
大蓮東	137	16	0	余裕教室	63.0	3.94
八戸の里東	452	64	0	プレハブ	84.0	1.31
藤戸	465	39	0	余裕教室	63.0	1.62
	26,480	2,720	35			

※「一人あたり床面積」欄に色を付しているものは、児童一人当たりの室内面積が、厚生労働省が策定している

「放課後児童クラブガイドラインについて」で望ましいとされている1.65㎡に満たない施設である(21施設)。

一人あたり床面積=室内面積÷入会児童数

## 【育成クラブの様子】



## 2. 結果

### (1) 国に対し、市は実態を適切に報告すべき

市から国へ提出する補助金の実績報告書において、53 ある育成クラブのうち5つの育成クラブについては、教室を2室使用しているにもかかわらず、1教室の使用として報告がなされていた。実態を正しく報告していた場合、補助金は増額となっていたが、過少に申告されたため、補助金額自体に影響は及ぼさなかった。

実績報告書の記載要領については、放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱に定められており、規程に沿った適切な財務事務を行う必要がある(結果番号3)。

### (2) 実態に即して費用を計上するよう指導すべき

「収支計算書作成の手引き」において、事業費、運営委員会運営費に係る費目、内容、注意点等が記載されている。以下は、そのうち会議費に係る部分を抜粋したものである。

項目	説明	注意点
会議費	運営委員会・協議会に関する費用 運営委員等の会議費、資料代、交通費、お茶代等	運営委員等の会議費は出席者1人1回3,000円の支出が可能です。交通費は実費です。会議のお茶代以外の飲食は認められません。

年に数回、会議は開催されているが、すべての会議において出席者へ限度額の3,000円が渡し切りで支給されている。(会議への出席者は、3,000円を受領する際に、領収証へ領収印を押印している。)

会議費も領収証を提出することになっているが、育成クラブにおいては当該領収証をもって「会議費の領収証」として市に提出している。

会議費は、上記の作成の手引きに規定されているように、会議における資料代、交通費、お茶代等に係る費用が計上されるべきである。しかしながら、市の担当者に質問を行ったところ、育成クラブで会議費として計上されている費用の実態は、会議に出席した運営委員に対する報酬であり、市も当該費用を会議費として処理することをこれまで容認してきたとのことであった。

現行の処理は実態を反映していないため、運営委員への報酬は報奨費として処理し、実態に即して費用を計上すべきである（結果番号4）。なお、現行の作成の手引きにおいては、運営委員に対する報奨費は明文化されていないため、手引きの改定を早急に行う必要がある。

### (3) 次期繰越金額を厳正に確認すべき

「助成金交付の手引き」には、育成クラブは金銭出納帳を作成し、そのコピーを提出する旨が定められている。D 育成クラブの提出物を閲覧したところ、実績報告書に記載されている次期繰越金額と、金銭出納帳の期末現金残高とが一致していなかった。その後の調査により、実績報告書の次期繰越金額は正しい金額で、金銭出納帳に記載の不備があったことが確認できた。しかしながら、このことより、実績報告書の次期繰越金額と金銭出納帳の期末残高が一致しているかといった基本的な確認が、市において行われていなかったことがわかる。

市においては、繰越金額に 30 万円という制限が設けられており、制限額を超えない範囲で適正に繰り越されているかを確認することは大変重要であると考えられるため、実績報告書の次期繰越金額と金銭出納帳の期末残高が整合しているかの確認を厳正に行うべきである（結果番号5）。

### (4) 助成金の返還につき、交付要綱を見直すべき

市の交付要綱においては、申請時点の児童数によって助成金額が決定することになっているため、年度中に児童数が減少することとなっても助成金が市へ返還されることはない。次の表は、各育成クラブの平成 23 年 4 月の申請時点での児童数と平成 24 年 3 月時点の児童数の一覧である。

【児童数の増減表】

クラブ名	平成23年4月		平成24年3月		増減人数 A-B	増減率 (A-B)÷A
	児童数		児童数			
	A	B	A	B		
縄手	35	34			△ 1	△2.9%
縄手北	35	32			△ 3	△8.6%
枚岡東	55	48			△ 7	△12.7%
枚岡西	72	51			△ 21	△29.2%
石切	68	55			△ 13	△19.1%
孔舎衛	57	52			△ 5	△8.8%
縄手南	95	83			△ 12	△12.6%
池島	46	41			△ 5	△10.9%
上四条	22	20			△ 2	△9.1%
縄手東	29	29			0	—
孔舎衛東	30	31			1	3.3%
石切東	59	53			△ 6	△10.2%
成和	130	127			△ 3	△2.3%
北宮	80	64			△ 16	△20.0%
弥栄	47	39			△ 8	△17.0%
玉川	45	42			△ 3	△6.7%
玉美	47	43			△ 4	△8.5%
英田北	123	108			△ 15	△12.2%
若江	70	61			△ 9	△12.9%
花園	44	37			△ 7	△15.9%
鴻池東	48	48			0	—
玉串	79	59			△ 20	△25.3%
岩田西	84	76			△ 8	△9.5%
英田南	88	79			△ 9	△10.2%
加納	46	39			△ 7	△15.2%
花園北	29	30			1	3.4%
荒川	45	37			△ 8	△17.8%
長堂	34	35			1	2.9%
三ノ瀬	20	18			△ 2	△10.0%
高井田東	51	27			△ 24	△47.1%
森河内	51	40			△ 11	△21.6%
菱屋西	44	39			△ 5	△11.4%
太平寺	36	30			△ 6	△16.7%
高井田西	26	22			△ 4	△15.4%
楠根	71	66			△ 5	△7.0%
意岐部	53	36			△ 17	△32.1%
小阪	27	17			△ 10	△37.0%
上小阪	54	42			△ 12	△22.2%
弥刀	31	23			△ 8	△25.8%
長瀬北	28	27			△ 1	△3.6%
長瀬東	29	29			0	—
八戸の里	53	48			△ 5	△9.4%
永和	22	20			△ 2	△9.1%
長瀬南	53	48			△ 5	△9.4%
弥刀東	61	55			△ 6	△9.8%
長瀬西	32	25			△ 7	△21.9%
楠根東	68	51			△ 17	△25.0%
柏田	29	22			△ 7	△24.1%
西堤	88	79			△ 9	△10.2%
大蓮	39	35			△ 4	△10.3%
大蓮東	15	12			△ 3	△20.0%
八戸の里東	67	57			△ 10	△14.9%
藤戸	39	31			△ 8	△20.5%
合計	2,729	2,352			△ 377	△13.8%

中には、20人以上の児童が退会したクラブもあり、全体としても13.8%（=377÷2,729人）の児童が減少している。

当事業は国から三分の一が補助されることになっており、国から各市町村への補助金は5月1日現在の児童数に基づいて一旦は支給されるが、年度終了後、年間の平均児童数を算定し、申請時点よりも年間の平均児童数が減少していた場合は、差額部分を国へ返還することとなっている（市は、平成23年度1,240,000円を国へ返還している）。

助成金額は児童数に基づいて決定されているのであるから、国の交付要綱と同様に、申請時点の児童数と年間平均児童数の差額部分については、市へ返還させるよう交付要綱を改定すべきである（結果番号6）。

#### （5）指導員の加配が適正に行われるよう指導すべき

下記表の28クラブは、障害児を考慮した場合、指導員の加配が必要であるにもかかわらず、加配がなされていない育成クラブである。全体ではおよそ49人の指導員が不足しているが、市は加配すべき人員について、各育成クラブに対して特段指導を行っておらず、現状に対する指導、監督が不十分となっている。

クラブ名	障害児数 (注1)	配置基準 (注2)	加配人数 (注3)	あるべき 配置者数	実際の 配置者数	不足人数	障害児加算 (注4)
枚岡西	3人	6人	2.3人	8.3人	5人	3.3人	2,800,000円
石切	4人	6人	2.3人	8.3人	6人	2.3人	2,800,000円
孔舎衛	2人	5人	1.3人	6.3人	5人	1.3人	1,600,000円
池島	2人	4人	0.8人	4.8人	4人	0.8人	1,000,000円
上四条	1人	3人	0.4人	3.4人	3人	0.4人	500,000円
縄手東	1人	3人	0.5人	3.5人	3人	0.5人	600,000円
孔舎衛東	3人	3人	1.1人	4.1人	3人	1.1人	1,300,000円
石切東	1人	5人	0.5人	5.5人	5人	0.5人	600,000円
北宮	2人	6人	0.8人	6.8人	6人	0.8人	1,000,000円
玉川	1人	4人	0.6人	4.6人	4人	0.6人	675,000円
玉美	3人	4人	1.7人	5.7人	4人	1.7人	2,000,000円
鴻池東	2人	4人	0.8人	4.8人	4人	0.8人	1,000,000円
玉串	1人	6人	1.0人	7.0人	6人	1.0人	1,200,000円
英田南	14人	7人	9.0人	16.0人	7人	9.0人	10,800,000円
加納	1人	4人	1.0人	5.0人	4人	1.0人	1,183,000円
三ノ瀬	1人	3人	1.0人	4.0人	3人	1.0人	1,200,000円
高井田東	1人	5人	0.5人	5.5人	4人	1.5人	600,000円
森河内	2人	5人	1.3人	6.3人	3人	3.3人	1,533,000円
高井田西	1人	3人	0.8人	3.8人	3人	0.8人	1,000,000円
小阪	2人	3人	0.8人	3.8人	3人	0.8人	1,000,000円
弥刀	1人	3人	0.5人	3.5人	3人	0.5人	600,000円
長瀬北	1人	3人	1.0人	4.0人	3人	1.0人	1,200,000円
長瀬南	3人	5人	2.0人	7.0人	5人	2.0人	2,454,000円
弥刀東	2人	5人	2.4人	7.4人	5人	2.4人	2,901,000円
長瀬西	2人	3人	0.8人	3.8人	3人	0.8人	1,000,000円
楠根東	10人	5人	4.8人	9.8人	5人	4.8人	5,800,000円
大蓮	2人	4人	1.7人	5.7人	4人	1.7人	2,000,000円
藤戸	3人	4人	2.2人	6.2人	3人	3.2人	2,667,000円
合計	72人	121人	44.2人	165.2人	116人	49.2人	53,013,000円

(注1) 平成24年3月時点における障害児数である。

(注2) 東大阪市留守家庭児童育成クラブ基本方針に定められている配置基準である。

(注3) 重度障害児童一人当たりの助成金加算金額 1,200,000円を一人として加配人数を算定している。

(注4) 障害児加算として実際に支給された助成金額(退会による返金を考慮済み)

B 育成クラブでは 374,000 円のテレビが購入されていたり、D 育成クラブでは 256,000 円の冷蔵庫が購入されていたりと(詳細は後述(5)、(6)参照)、高価な備品を購入している育成クラブが見受けられるが、障害児加算で支給された助成金が適切に人件費に充てられているとは言い難い。

障害児加算の金額は、指導員の人件費をもとに算定されているが、当該障害児加算が実際に配置人員数の増加には結びついていないため、指導員の加配が行われていない育成クラブに対しては、指導員の加配が適正に行われるよう指導すべきである(結果番号7)。

### 3. 意見

#### (1) 記載事項のチェックを厳正に行うべき

助成金申請時点の提出書類の中に在籍児童名簿、事業計画書がある。しかし、A

育成クラブにおいて、在籍児童名簿に 82 名の記載しかないにもかかわらず、担当者の記入誤りにより事業計画書に 84 名との記載がなされ、申請されていた。

下記表は交付要綱別表の一部抜粋である。

助成金額		
項目	児童数	単価（年額）円
事業費	20 人未満	3,280,000
	20 人～35 人	3,340,000
	36 人～50 人	3,400,000
	51 人～65 人	3,460,000
	66 人～80 人	3,520,000
	81 人～100 人	3,640,000
	101 人～120 人	3,760,000
	121 人以上	3,880,000

※第 2・4 土曜日未開設の場合は、事業費より 1 クラブ 280,000 円減額する。

上記表のとおり、助成金額は申請時点の児童数に応じて単価が設定されており、児童数について誤りがあった場合は助成金額に影響してくることになるため、申請時点において児童数が何人であるかの確認は厳正に行うべきである（意見番号 28）。

## （2）再発防止に向けて、有効な手立てを早急に策定すべき

平成 20 年 11 月に、B 育成クラブに対する助成金につき、住民監査請求が提訴された。この請求により、監査委員による監査が行われ、毎年別通帳にプールされた裏金を使用して体育倉庫を設置したり、校長室のクーラーを購入したりするなど、事業目的外の支出がなされていたことが明らかになった。

市としては、その後、目的外使用の再発防止に向けて、次の 3 点の取組みを実施しているとのことであった。

### 【再発防止策の一覧】

	平成 20 年度まで	平成 21 年度以降
① 事務担当者の選任	なし	事務担当者を選任した場合、謝礼金の支出が可能。（15 万円）
② 運営委員会運営費	決算報告書で報告すれば、翌年度へ繰越が可能。	平成 21 年度については翌年度への繰越が不可。ただし、平成 22 年度からは目的を明示した上で 30 万円まで繰越可能とした。

③ 精算報告時に提出する領収証	1万円以上の領収証、金銭出納帳のコピー	通帳・領収証・金銭出納帳のコピー
-----------------	---------------------	------------------

①については、事務担当者の選任に関して規定化しているが、事務担当者の設置は任意であり、また、事務担当者の職務内容について何ら規定されていない。したがって、仮に目的外使用がなされた場合であっても、牽制が働かないような状態である。

②については、翌年度繰越額につき一定の制限がかけられるようになったとのことであるが、繰越額が制限されたとしても、目的外の備品を購入することは可能であり、目的外使用を抑制する手立てとはなっていない。

③については、少額な備品費についても通帳・領収証・金銭出納帳のコピーの提出を義務付けているが、これらの証憑からでは目的外に使用しているか否かを判断することができない。

このように、上記3点の取組みは、目的外使用の再発防止策として有効な手立てとなっていない。

東大阪市留守家庭児童育成クラブ基本方針において、会計監査担当者を選任する旨が規定されているが、今現在、会計監査担当者の具体的な職務内容や監査項目が定められておらず、また、金銭出納帳などの提出を受けた市側も、何をチェックするのかが決められていない状態にある。

平成20年度より、近年の間に2度、育成クラブの助成金関連で住民監査請求が提訴されているが、過去の事件より目的外使用に関してはより厳重な監査が求められるところである。

今後、会計監査担当者や市側の監査項目を定める際には、金銭出納帳や実績報告書に関する監査項目はもちろんのこと、目的外使用に関する監査項目も定め、目的外使用がなされることがないような仕組み（チェックリストの作成を含む）を構築することが必要である（意見番号29）。

(3) 研修費については、実費の領収証を提出させるよう指導すべき

B 育成クラブ、D 育成クラブにおいては、年に数回指導員が研修会に参加し、当該費用を研修費として費用計上している（B 育成クラブについては、平成21年度に30,000円、D 育成クラブについては、平成23年度に9,000円計上している）。当該研修費用は、指導員へ現金が渡し切りで支給されている。（研修の参加者は、現金を受領する際に、領収証へ領収印を押印している。）

研修費も領収証を提出することになっているが、育成クラブにおいては当該領収証をもって「研修費の領収証」として市に提出している。

しかし、当該領収証からでは、実際に何の支出にあてられたのかを確認すること

ができない。住民監査請求後に策定された再発防止策が、何ら有効な手立てとなっていないことがこのことからもうかがえる。

したがって、指導員への現金支給時の領収証を提出させるのではなく、実際にかかった経費に係る領収証を研修費の領収証として提出させるよう市は各育成クラブに対して指導すべきである（意見番号 30）。

#### (4) 備品購入の詳細や利用目的、設置場所について把握すべき

以下は、C 育成クラブの実績報告書の備品購入費部分を抜粋したものである。

項目	金額 (円)	説明
備品購入費	228,021	渡り廊下雨除け工事
	134,568	一輪車9台、プール備品
	116,670	ゼッケン1～60番
	132,000	カメラ用モニター設置
	74,961	簡易型テント7張
	120,750	トランシーバー他
	432,600	液晶テレビ並びに設置工事
合計	1,239,570	

交付要綱において、購入した備品に関しては、他の経費と同じように領収証の提出が義務付けられている。しかし、領収証からでは、金額と購入した物品名（例：冷蔵庫、ビデオデッキ）が把握できるのみで、メーカー、品番、サイズといった製品の詳細や、設置した場所、利用目的などについては把握することができない。

例えば上記表において、「簡易テント」や「トランシーバー」が購入されているが、領収証からではどのような目的で使用されるのかが把握できないため、育成クラブにおいて本当に必要なものであるかを判断することができない。

備品については、金額的に重要性が高く、市としては購入備品の詳細や設置目的、設置場所についても把握しておくべきであるが、市はこのような支出に関して何の調査も実施していなかった。

また、形式的に書類がそろっていたとしても、購入された備品が実際には育成クラブ以外において使用されている恐れがあるため、市は購入備品の詳細や利用目的、設置場所に関して把握すべきである（意見番号 31）。

#### (5) 備品台帳を整備するよう指導すべき

下記表は、D 育成クラブ、B 育成クラブの過去5年間に購入された備品の一部である。

【D育成クラブ 購入備品】

備品名	購入年度	金額 (円)
掃除機	平成19年度	51,700
	平成21年度	26,800
	平成22年度	32,000
	平成22年度	32,000
テレビ	平成21年度	68,080
	平成22年度	67,800
冷蔵庫	平成22年度	64,300
	平成23年度	256,000
DVD プレーヤー	平成21年度	67,499
	平成22年度	11,100
	平成23年度	※1
電子レンジ	平成22年度	18,000
	平成23年度	※1

【B育成クラブ 購入備品】

備品名	購入年度	金額 (円)
掃除機	平成21年度	39,800
	平成21年度	39,800
冷蔵庫	平成21年度	69,800
	平成23年度	137,150
テレビ	平成21年度	374,000

※1：内訳不明（DVDプレーヤーと電子レンジを合わせて271,000円）

同じ年度に掃除機が2台購入されていたり、3年連続でDVDプレーヤーが購入されていたりと、一つの育成クラブにおいて果たしてこれだけの備品が必要なのか疑問である。購入する備品は、各育成クラブに委ねられているが、各クラブにおいて備品台帳は整備されておらず、数量管理がなされていない。

毎年、年度終了後に、提出書類の確認を行う市側も、今年度に購入された備品のみを検証するのではなく、過年度に購入された備品も考慮して、今年度当該備品を購入することが妥当であるか否かも含めて検証することが必要である。

適切な時期に適切な量が購入されるように、早急に備品台帳を整備するよう指導すべきである（意見番号32）。

(6) 備品購入について、一定の牽制を働かせるべき

下記表は、D育成クラブの実績報告書の備品購入費の一覧である。

項目	金額 (円)	説明
備品購入費	256,000	冷蔵庫
	271,000	レンジ、ビデオ
	149,000	ウインドブレーカー上下セット
	54,000	ファミリージャンボプール
	102,000	トレーナー（文字入り）、Tシャツ（文字入り）
	186,162	その他
合計	1,018,162	

冷蔵庫、レンジ、ビデオなど大変高価なものが購入されている。また、他の育成クラブにおいても、プレハブ倉庫、シュレッダー、屋外カメラ、パン焼き機、簡易型テントなど、様々な備品が購入されており、中にはこれほど高価な備品が育成ク

ラブにおいて必要なものであるか疑問に感じられるものがある。

現行の規定では、育成クラブにおいて使用するものであれば、何ら制限なく購入できることになっているが、ある一定金額以上の備品を購入する場合には、市への報告を求め承認を行う等、一定の牽制を働かせる仕組みの整備が必要であると考え  
る（意見番号 33）。

(7) 修繕負担の区分を明確にすべき

育成クラブで使用される教室、プレハブの修繕工事については、修繕費用の負担関係に関する規定がなく、現状では各育成クラブの収支状況により、育成クラブ側で負担するのか、市側で負担するのかが決められている。

具体的な判断基準がなく、不明瞭な状態となっているため、修繕負担の区分表を作成するなどして、予め修繕負担の区分を明確にしておくべきである  
と考える（意見番号 34）。

(8) 開設場所を多様化すべき

市に 53 ある育成クラブのうち、24 クラブが小学校の敷地内に、プレハブを建設する方式で設置されている。

しかし、一度プレハブを建設すると、一定の維持管理コストが発生し、また育成クラブでの使用が見込まれなくなった場合には、他に転用することは容易ではない。

全国学童保育連絡協議会の調査によると（下記表参照）、開設場所としては学校の施設内が 51.8%と過半数を占めているものの、その他は学校外において開設されている。現在、E 小学校以外に空き教室は存在しないとのことであるが、将来的に子どもの数の減少が見込まれており、今後、各小学校において空き教室が増えていくものと考えられる。

児童の安全面に配慮がなされることは当然であるが、将来的な見通しなどを考慮して、まずは学校の内外を問わず、既存の施設を利用することを検討すべきである  
（意見番号 35）。

【全国における学童保育の開設場所（平成 24 年 5 月 1 日現在）】

開設場所	箇所数	割合	備考
学校施設内	10,797	51.8%	余裕教室活用（5,344）、学校敷地内の独立専用施設（4,532）、校舎内の学童保育専用室（384）、その他の学校施設を利用（537）
児童館内	2,700	13.0%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,622	7.8%	学校外にある独立専用施設

その他の公的施設	1,944	9.3%	公民館(496)、公立保育園内(173)、幼稚園内(192)、その他の公的な施設(1,083)
法人等の施設	1,332	6.4%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,381	6.6%	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	1,067	5.1%	自治会集会所・寺社など
合計	20,843	100.0%	

(出所：学童保育の実施状況調査結果 全国学童保育連絡協議会)

(9) 現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき

育成クラブに所属する児童が加入する保険については、年度初めに各運営委員を対象に行われる説明会において、保険の契約内容等についての説明が行われている。当該説明会では1名当たりの保険金額、年間保険料など、加入すべき保険の一定の基準が示されている。

しかし、実際に当該基準を満たす保険に加入しているのか市において確認ができていない状態にある。

万が一事故が発生した場合に、市としては最低限度の保険サービスが受けられるような体制を整備しておく必要がある。まずは、速やかに現状を把握するとともに、加入する保険に関するルールを策定すべきである（意見番号36）。

(10) 実績報告書において保険料を計上すべき

児童が加入する損害保険の保険料につき、今現在、実績報告書への計上がなされていない状態にある。市の説明によると、保険料を保険会社に支払うまで一時的に預かるだけであるため、実績報告書には計上していないとのことであった。

収支の実態を明らかにするためにも、実績報告書において保険料を計上すべきである（意見番号37）。

(11) 環境の改善に速やかに取り組むべき

厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」（2007年10月）では、「子どもが生活するスペースについては児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」とされている。市に53ある育成クラブのうち、21クラブがこれに満たない状況である。

【児童一人当たり床面積】

クラブ名	育成クラブ 児童数	広さ(m <sup>2</sup> )	児童一人当たり 床面積(m <sup>2</sup> )
石切	69	94.50	1.37
孔舎衝	58	90.00	1.55
縄手南	95	141.00	1.48
石切東	60	77.76	1.30
成和	130	197.38	1.52
玉川	45	63.00	1.40
玉美	47	64.00	1.36
英田北	125	184.00	1.47
花園	43	63.00	1.47
鴻池東	50	63.00	1.26
岩田西	84	126.00	1.50
荒川	46	64.80	1.41
高井田東	51	63.00	1.24
森河内	51	63.00	1.24
菱屋西	44	66.00	1.50
楠根	73	110.88	1.52
意岐部	54	77.00	1.43
西堤	88	126.00	1.43
大蓮	39	63.00	1.62
八戸の里東	64	84.00	1.31
藤戸	39	63.00	1.62

市は成果指標として「入会希望者数に対する入会者数の割合」を設定し、待機児童の解消に力を入れて取組みを実施している。確かに待機児童の解消も重要な課題であるが、ガイドラインに示されている基準に満たない環境の改善にも速やかに取り組むべきである（意見番号 38）。

(12) 金銭出納帳の様式を統一化すべき

助成金の精算手続として、各育成クラブは年度終了後に金銭出納帳のコピー、通帳のコピー、領収証を市に対して提出することとなっている。当該提出資料を閲覧したところ、育成クラブによって金銭出納帳の様式や銀行口座の口座数にバラつきがあった。また、領収証に番号を付し、金銭出納帳と領収証とを相互に参照することが可能になっている育成クラブもあれば、領収証が不規則に添付されている育成クラブもあるような状態であった。

市において、支出内容についての確認作業（監査）を行いやすいように、金銭出納帳の様式を統一化することが望ましいと考える（意見番号 39）。

(13) 退会理由を把握し、運営改善に役立てる取組みを実施すべき

平成 23 年度においては、年間 380 名（全体の 10%程度）の児童が育成クラブを

年度途中で退会しているが、退会の理由について、市は「運営委員会からの報告では、夏休み明けやリストラ等による理由が多くを占めている」と説明されている。しかし、退会理由について、原因別に把握、集計することなどは行われていないため、今後退会理由について、運営委員会からのより詳細な情報を入手するとともに、これらの情報を分析検討し、育成クラブの運営改善に役立てる取組みを実施すべきである。(意見番号 40)。

(14) 指導員の研修の見直しを検討すべき

現在、育成クラブの指導員の要件については、交付要綱において「指導者は、児童の健全育成について、豊富な知識、経験等を有し、かつ健康で熱意ある者とする」となっており、特段資格の保有要件はない。子どもの安全を守り、健全な育成を図るには、指導員の力量は重要である。しかし、市においては指導員に対する研修を年3回実施しているものの、出席は必須となっておらず、また受講後に指導員に対する理解度の確認も実施していない。

指導員の力量を一定水準以上に確保するためにも、市が開催する研修は必修にすることや、受講後に理解度の確認を実施することを検討すべきである (意見番号 41)。

(15) 課題ごとに成果指標を設定し、継続的に達成状況を把握すべき

事務点検評価票において、当事業の成果指標を「入会希望者数に対する入会者数の割合」としている。平成 23 年度の当該割合の実績値は、98.5% (待機児童数 35 名) と大変高い値となっている。しかし、これは上述のように、児童一人当たり床面積が国のガイドラインで定める基準 (1.65 m<sup>2</sup>) を満たしていない上での値である。仮に、基準を満たすような定員とした場合、下記表のように待機児童は 177 名となる。

【潜在的待機児童数】

クラブ名	育成クラブ 児童数（人）	部屋の広さ （㎡）	基準を満たす 定員数（人）	潜在的待機 児童数（人）
	A	B	$C=B \div 1.65m^2$	A-C
石切	69	95	57	12
孔舎衛	58	90	55	3
縄手南	95	141	85	10
石切東	60	78	47	13
成和	130	197	120	10
玉川	45	63	38	7
玉美	47	64	39	8
英田北	125	184	112	13
花園	43	63	38	5
鴻池東	50	63	38	12
岩田西	84	126	76	8
荒川	46	65	39	7
高井田東	51	63	38	13
森河内	51	63	38	13
菱屋西	44	66	40	4
楠根	73	111	67	6
意岐部	54	77	47	7
西堤	88	126	76	12
大蓮	39	63	38	1
八戸の里東	64	84	51	13
藤戸	39	63	38	1
合計	1,355	1,944	1,178	177

また、平成 23 年度の育成クラブの退会者数は年間 380 名と、待機児童数を大幅に上回る人数となっていることや、障害児に関する指導員の加配基準を満たしていない育成クラブが 53 クラブ中 28 クラブあることを考慮すると、課題は多い。

現在の成果指標は、「入会希望者数に対する入会者数の割合」のみとなっているため、課題ごとに成果指標を設定し、継続的に達成状況を把握する必要があると考える（意見番号 42）。

(16) 定員数を把握すべき

市においては、各育成クラブの定員数を把握できていないため、受入可能な人数に対して実際にどれだけの入会児童があったのか（定員充足率）を把握することができない状況にある。

定員充足率は、当該育成クラブが定員超過となっているのか、あるいは定員未満となっているのかを知る重要な情報であるため、速やかに各育成クラブの定員数を把握すべきである（意見番号 43）。

(子どものすこやかな成長及び発達支援)

【8】保育研究経費（担当：子ども見守り課）

1. 事業の概要

(単位：千円)

事業名	概要	
保育研究経費（注）	保育所において障害児保育が円滑に進められるように、保育相談、発達検査、巡回指導及び研修を実施するとともに、次年度の入所に伴う調整事務を行う。 【保育所巡回指導訓練業務】 公、私立保育所に入所している障害のある子どもの症例に応じた適切な療育指導等が講じられるよう、医師、理学療法士、作業療法士等により定期的に保育所を巡回する業務である。市は、当事業を社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団（以下、「社会福祉事業団」という。）に委託している。	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
2,887	2,780	2,924

(注) 当事業は「東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」において、「児童相談事業（児童虐待・発達相談・子育て相談・学校生活等に関する相談）」、「要保護児童・障害児研修の実施」、「保育所巡回指導訓練業務」に区分されている。

2. 結果

(1) 契約どおりに巡回業務を履行すべき

市は保育所巡回指導訓練業務につき、社会福祉事業団に委託しており、委託契約書において、医師の派遣を1ヵ月に1回行う旨が記載されている。したがって、年間12回、医師を保育所へ派遣しなければならないことになるが、実績報告書を閲覧したところ、年間を通じて2回のみ派遣となっていた。

契約どおりに巡回業務が履行されておらず、契約に違反しているため、契約書に沿った適切な事務の執行を行うべきである（結果番号8）。

医師が派遣される代わりに、理学療法士や作業療法士が派遣されているケースが見受けられたが、今後、医師の派遣が1ヵ月に1回実施する必要性がないと判断される場合には、実態に応じて契約書並びに委託料の積算の見直しを行うべきである。

3. 意見

(1) 成果指標を設定し、每期達成状況を把握すべき

子ども見守り課において実施されている事業につき、児童虐待防止事業以外の事業については、成果指標が設定されておらず、事業の成果や評価結果が把握されていなかった。

事業の成果や達成状況を明らかにするためにも、成果指標を設定し、每期達成状

況を把握すべきである（意見番号 44）。

なお、指標の設定に当たっては、プログラム参加者数、受講者数などの結果（アウトプット）指標のみではなく、当事業に対する利用者の満足度などの成果（アウトカム）指標の設定が望ましいと考える（意見番号 45）。

## 【9】支援を要する児童への対策（担当：子ども見守り課、保育課）

### 1. 概要

#### （1）公立保育所の役割

「公立保育所は、虐待を受ける恐れのある児童や発達支援を要する児童など処遇困難な児童を積極的に受け入れ、児童がともに育ち合い、すこやかに育成されるよう支援していくこと。以下省略」

「保育行政にかかる施策方針について」（平成 20 年 9 月策定）より抜粋

#### （2）障害児加配の実施

市の保育所においては、公民を問わず、障害児については、保育士の加配を行っている。まず、障害児について A～D のランク判定を設けた上で、それぞれのランクに対して、基準の保育士加配を設定し、児童の個別事情を勘案したうえで、1 : 1～4 : 1 の間で保育士の加配を実施している。

(参考)	公立保育所		民間保育園	
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
保育所数	14	14	48	48
障害児入所数(人)	105	104	311	325
加配保育士(人)	44	42	137	146

(注 1) 加配保育士は正職員・アルバイト・パートを含む。

(注 2) 公立の加配保育士には土曜日ローテーション対応 2 名含む

#### （3）公民保育所への巡回保育相談の実施

子ども見守り課においては、障害児保育の専門的相談及び支援策の一環として、公民保育所への巡回保育相談を実施している。なお、平成 23 年度においては、保育士 3 名、心理判定員 4 名のチームを組んだ上で、公立保育所 14 園及び民間保育園 48 園の巡回を実施している（上述【8】保育研究経費を参照）。

#### （4）公民保育所（園）に入所している要保護児童数の 5 ヶ年推移

(単位：人)

(参考)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
公立保育所	51	36	40	50	39
民間保育園	72	69	42	52	60
合計	123	105	82	102	99

(出所：子どもすこやか部保育室保育課資料)

(注 1) 各年 4 月 1 日時点の人数

(注 2) 要保護児童とは虐待による保護児童のこと。

なお、上記表は、虐待による要保護児童としての人数のみである。しかし、虐待以外にも、例えば、保護者の精神的疾患等による特別な支援が必要な児童も多く存在するとのことであった。この点、所管課において、平成 24 年度より、このようなケースも含めて特別に支援を要する児童の人数把握を開始しているとのことである。

#### (5) 特別な支援を要する児童に対応するための現場力強化の取組み

子ども見守り課においては、特別な支援を要する児童に対応するための現場力強化の取組みとして、平成 23 年度においては、公立保育所・民間保育園の保育士等を対象に 3 回の研修会を実施している。また、公立保育所については、障害児部会・要支援児部会を設置し、公立保育所向けに部会まとめの「障害児保育部会・要支援児保育実践報告」という冊子を配布している。民間保育園では別途、私立園障がい児保育部会が存在する。

#### 【島之内保育所】



## 2. 意見

### (1) 支援を要する児童に対する施策について、更なる検討をすべき

昨今の社会情勢を反映し、虐待や保護者の精神的疾患等により、近年、障害児以外にも支援を要する児童が増加している背景がある。1. 概要(4)に記載のとおり、市内の公民保育所に入所している過去 5 年間の要保護児童数はほぼ横ばいに推移しており、虐待以外は、特別な支援が必要な児童も多く存在する。

市としては、障害児以外のこのような特別な支援を要する児童について、保育士の加配を実施してない。

なお、子ども見守り課で実施している巡回保育相談については、本来障害児保育を対象としている。だが、近年、障害児以外の支援を要する児童が増加しており、実務現場である保育所としては、このような児童に対する専門的なメンタルケアも

含めた保育相談の実施に対する要望が強い。しかしながら、圧倒的なマンパワー不足により、現場要望には応えられていない状況である（例えば、今回視察を実施した民間保育園のA保育園では、面談を要請しても2ヵ月程度待たされることもあるとのことであった）。

現状の社会情勢を勘案すると、障害児以外にも、特別に支援を要する児童に対する、より専門的な対応が必要な場面は増加してくるものと予想される。そのため、今後は、特別に支援を要する児童に対応するため、現場力の向上とそれをバックアップする体制作りが必要であると考ええる。

現場力の向上の取組みとして、現在、市が取り組んでいる事項は、1. 概要（5）に記載のとおりである。現場力の向上について、単純に研修会の回数を増やせばいいというものではないが、現場の実例を踏まえた公立保育所・民間保育園の保育士相互の情報や意見交換の場を増やしていくことは、今まで以上に必要であると考える。また、現場をバックアップする体制として、例えば、障害児以外にも支援を要する児童に対応した保育士を含む専門職の配置や現在実施している巡回保育相談の回数を増やしていく等の体制を強化していくことが望まれる（意見番号46）。

## 【10】通園等発達支援事業（子ども家庭課）

### 1. 事業の概要

（単位：千円）

事業名	概要	
通園等発達支援事業	東大阪市立心身障害児通園施設（以下、「はばたき園」という。）の管理のための指定管理料。社会福祉事業団が指定管理者。	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
531,672	531,711	532,973

（注）社会福祉事業団の詳細説明は第3【1】を参照。

市では、心身障害児の福祉の増進を図るため、心身障害児通園施設（はばたき園）を設置しており、その管理を社会福祉事業団が指定管理者として担っている。

はばたき園は次のとおりさらに2つに区分されている。

名称	区分	内容
第1 はばたき園	福祉型児童発達支援センター	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を提供すること（知的障がい児施設）。
第2 はばたき園	医療型児童発達支援センター	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練並びに治療を提供すること（肢体不自由児施設）。

### 【はばたき園入口】



### 2. 結果

#### （1）公園遊具等に対する使用未許可を是正すべき

はばたき園の園庭の一部は元々、市の公園管理課が所管していた「中高井田児童遊園（ちびっこ広場）」であったが、平成 20 年度にはばたき園を所管する市の子ど

も家庭課へ所管変更を行い、はばたき園の園庭の一部として位置づけられ、公の施設の一部として指定管理者である社会福祉事業団に管理を担わせている。

しかし、園内にあるすべり台等の遊具等（注）については実質上、園児が利用しているにもかかわらず、指定管理者の社会福祉事業団に対して使用許可を与えていない。協定書において許可を与える備品は「東大阪市立心身障害児通園施設の管理に関する協定書」の別表「3. 貸与物件の表示」において、レントゲン装置一式等の記載はあるものの、当該遊具等が記載されていない。

実態に対応して、速やかに許可を与えるべきであり、協定書において当該遊具等を「3. 貸与物件の表示」に追加すべきである（結果番号9）。

（注）公園内施設一覧（出所：平成20年8月当時の土木部公園管理課からこども家庭課への「中高井田児童遊園（ちびっこ広場）の引継について」）

- ・ブランコ（2連） 2基
- ・滑り台 1基
- ・砂場 1カ所
- ・バーゴラ（藤棚） 1基
- ・照明灯 2基
- ・水飲み場 1カ所
- ・南東フェンスから園外に出ている蛇口 1カ所
- ・高木 13本
- ・中低木 13本

#### 【はばたき園の園庭】



#### （2）実績報告書を提出させるよう指導すべき

市は指定管理者である社会福祉事業団と「東大阪市心身障害児通園施設の管理に関する協定書」を締結しており、当協定書第13条において、精算書及び事業の実績報告書を市に提出することを求めている（注）。

しかし、精算書及び事業の実績報告書の提出は、社会福祉事業団の「事業報告書」

(いわゆる年度別に発行する事業報告書)をもって代替し、返還等はなく、精算額はゼロであった、と扱われている。

事業別の収支報告書や事業実施状況については「事業報告書」に記載されているとはいえ、精算がゼロであることが明確とならない書式であり、別途、市は精算書の提出を第 13 条の規定どおりに求めるべきである(結果番号 10)。

(注) 第 13 条 乙(社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団)は支払いを受けた管理経費について、協定期間終了後 2 ヶ月以内に精算書及び事業の実績報告書を甲(市)に提出しなければならない。

### (3) 市は再委託の報告を求めるべき

「東大阪市心身障害児通園施設の管理に関する協定書」第 21 条において、再委託を原則させてはならない旨とやむを得ず再委託する場合においては書面による承認を求めている。

しかし、再委託対象となる業務は指定管理協定手続前に提出を受けた指定管理期間(3年間)の事業計画書に予定が記載されているのみで、実際の再委託の契約内容については何ら報告していない。

市は指定管理者に対して、再委託契約の都度、再委託申請を行わせ、指定管理者ではなく別の第三者に公の施設の管理(の一部)を担わせることの妥当性を市として確認すべきである(結果番号 11)。

## 3. 意見

### (1) 待機児童を解消するための方策をより積極的に検討すべき

はばたき園は 2 つの園をもって運営しており、第 1 はばたき園の定員 60 人、第 2 はばたき園の定員 40 人であるのに対して、待機児童数は第 1 が 59 人、第 2 が 9 人(平成 24 年度時点)である。特に第 1 が多いのは、発達障害の児童が近年増加していることが原因という。

平成 23 年度において、市と指定管理者である社会福祉事業団、関係機関との間で待機児童対策を協議し、はばたき園において待機児童グループへの対応を実施したとのことであるが、抜本的な解消対策を策定することが求められる(意見番号 47)。

なお、市では新たに障害児者支援拠点施設の建設及び定員増を平成 28 年度頃に予定しており、待機児童の解消が期待されている。

## 【11】 児童デイサービス事業（担当：子育て支援課）

### 1. 事業の概要

（単位：千円）

事業名	概要	
児童デイサービス事業	障害者自立支援法に基づき、介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具費などの支給決定及び給付を行い、障害者（児）が地域で自立した生活を送ることができるよう支援する東大阪市立子どもデイサービスセンター第1こぼと園、第2こぼと園の運営を社会福祉事業団へ委託。	
平成22年度事業費(決算)	平成23年度事業費(決算)	平成24年度事業費(予算)
16,816	16,815	(注) 127,645

(注) 障害者自立支援法・児童福祉法が一部改正され、放課後等デイサービスが創設されたことなどにより、平成24年度事業費予算が大幅に増加している。

当事業は、社会福祉事業団に委託されており、東大阪市立子どもデイサービスセンター第1こぼと園、及び第2こぼと園にて実施されている。当事業所においては、利用児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、利用児の身体、精神の状況に応じて適切かつ効果的な指導、訓練を行っている。

利用者は、サービス利用に要する費用の1割を負担する。

営業時間	午前8時45分～午後5時45分まで
休業日	祝日、年末年始、8月13日から8月17日まで

サービス提供時間	利用定員
午前9時30分～午前11時30分まで	5名
午後1時30分～午後3時30分まで	5名

### 2. 意見

#### (1) 利用状況や待機児童数等も実績報告書の記載事項とすべき

市は委託先である社会福祉事業団より、実績報告書の提出を受けており、当該実績報告書において、第1・第2こぼと園の月別の延べ利用者数、事業終了後の進路などが報告されているのみであり、待機児童数、定員数や申込者数に関しては報告がなされていない。

当該サービスの実施場所や実施回数については、利用状況や待機児童数等に応じて決定されることが望ましいと考えるが、現状はそのようになっていない。

したがって、現状を把握し、利用状況に応じてサービスが提供できるように、利用状況や待機児童数等の情報も実績報告書の記載事項とすべきである（意見番号

48)。

(2) 成果（アウトカム指標）の設定を検討すべき

事業管理報告書において、指標として「デイサービスを利用した実人数」が設定されている。「実人数」は、事業を実施することによって直接発生した成果物・事業量（アウトプット）を表す指標であるが、サービスを受ける対象者にとってどのような形でどの程度役に立っているのかを把握するためには、事業の実施により発生する効果・成果（アウトカム）を表す指標も設定する必要があると考える。他の自治体においては、下記の指標により成果を検証されている事例もあるので、参考にされたい。

定員充足率平均値

年間1回以上の利用実績のある障害者数÷障害者手帳保有者数

現在、設定されている指標としてはアウトプット指標のみとなっているため、アウトカム指標の設定を検討することが望ましいと考える（意見番号49）。

(子育てを支援する生活環境の整備)

## 【12】入院助産事業（子ども家庭課）

### 1. 事業の概要

(単位：千円)

事業名	概要	
入院助産事業	経済的理由により出産費用の捻出が困難な場合、指定の助産施設で出産する際の必要な費用の一部を助成。	
平成 22 年度事業費(決算)	平成 23 年度事業費(決算)	平成 24 年度事業費(予算)
54,464	53,563	54,000

助産施設とは、児童福祉法第 36 条に規定されている児童福祉施設のひとつで、経済的理由により病院で入院助産を受けることができない妊産婦（市内在住の市民税非課税世帯と生活保護世帯の者）が、安心して出産できるよう指定された施設である。東大阪市においては総合病院と産科を設置している民間医療法人 2 法人の合計 3 病院が指定を受けている。

出産時の費用すべてにつき、医療機関からの請求を受けて、市が支払うが、所得区分に応じて生じる本人負担分については、市は本人へ請求して回収する。

### 2. 意見

#### (1) 滞納債権への対応方針を明文化すべき

東福祉事務所において、平成 24 年 10 月 23 日の調査日時点において、次の滞納債権があった。

発生日	金額(円)	状況
平成 23 年 11 月 30 日	75,200	平成 23 年 12 月 20 日に督促状を送付し、平成 24 年 1 月 16 日を延期回収期日として通知したものの、未入金。その後平成 24 年 12 月に約 1 年経過することもあり、催告状を送付したものの、未入金。

なお、平成 24 年 12 月末時点において回収期日を超過した債権（滞納債権）は次のとおりである。

福祉事務所名	件数	債権金額
東福祉事務所	3 件	166,500 円
中福祉事務所	16 件	656,500 円
西福祉事務所	5 件	309,000 円
合 計	24 件	1,132,000 円

当債権の時効は 5 年間であるものの、特に滞納債権に対する督促のルール化は福祉事務所で行われていない。明文化を行うべきである（意見番号 50）。

(2) レセプト点検ノウハウを蓄積すべき

助産施設への措置を行うに際して、医療機関（市内の登録された3病院のほか、措置対象者の状況によっては本人の希望を受けて別途病院の医療機関も可能）が市へレセプト（医療行為ごとに報酬金額の基礎となる点数を記載している書類）の明細をもって請求し、市は請求金額を医療機関に支払っている。

しかし、医療機関から発行されたレセプト明細の記載内容を確認する市の担当者（各福祉事務所の庶務係）においては、医療行為に関する専門知識を必要とするが、医療事務に関する資格を有しておらず、専門知識を十分に確保した体制であるとはいえない。助産施設の措置に関してではないが、生活保護の医療費措置についても医療機関からの請求内容の不正水増し事件が他自治体で発生しているように、市の立場においてレセプトの正確性を確かめることは重要である。大規模の請求案件のみや、一定期間のレセプトのみを専門家にチェックさせる等の不正請求を抑制する仕組みの体制を整備することが望まれる（意見番号51）。

## 【13】 幼稚園問題検討委員会の提言への対応（担当：学事課）

### 1. 概要

平成 21 年 3 月に外部有識者等で構成される幼稚園問題検討委員会が提出した「東大阪市の今後の幼稚園施策のあり方について」において、「公立幼稚園運営の効率化（統廃合）」及び「公立幼稚園保育料の引き上げ」という 2 つの提言が行われた。

これを受けて教育委員会が平成 23 年 3 月に「東大阪市の今後の幼稚園施策に係る基本方針」を公表しており、そこでは、①幼稚園教育の推進のため、幼稚園規模の適正化と小学校との連携強化を図る、②就園機会確保のため、幼稚園の保護者負担の適正化と公私間較差の縮小を図る、という基本方針が示されている。

### 【枚岡幼稚園】



### 2. 意見

#### (1) 平成 23 年 3 月に公表した基本方針を着実に推進すべき

上記①については、集団での遊びや学習が十分行えるように、進級によって集団が変わる可能性も含めて複数学級を設けることができる規模とすることが望ましいとされている。ところが、保育所へのニーズが高まる一方で幼稚園への入園希望者は減少しているため、ほとんどの公立幼稚園で定員割れを生じている。4 歳児、5 歳児とも 1 クラスしかない園は、平成 20 年 5 月 1 日時点で 3 園であったが（幼稚園問題検討委員会報告書に添付されている資料より）、平成 24 年 5 月 1 日現在においては 7 園に増加している。

また、②で課題とされている公私間の保護者負担の較差は次のとおりであり、私立幼稚園に子どもを通わせている保護者の負担額は公立幼稚園に子どもを通わせている保護者の負担額の約 2.5 倍となっている（平成 23 年度決算額）。なお、その要因のひとつとして、東大阪市立幼稚園の保育料は他市と比べて低いことがあげられる（政令市を除く 31 市のなかで 3 番目に低くなっている）。

【公立・私立幼稚園の保護者負担額の差（4歳児入園の場合の年間所要額）】（単位：円）

		公立幼稚園（A）	私立幼稚園（B）	B/A
保育料等	入園料	5,000	56,364	
	保育料	78,000	251,127	
	計	83,000	307,491	3.70
補助金	就園奨励費補助金 （国庫補助事業）	3,425	90,751	
	私立幼稚園就園補助金 （市単独事業）	-	21,532	
	計	3,425	112,283	
保護者負担額		79,575	195,208	2.45

（注1）私立幼稚園の入園料及び保育料は東大阪市の私立幼稚園の平均

（注2）「就園奨励費補助金」の1人当たり額の計算式

公立幼稚園：公立分決算額÷平成23年5月1日時点の在園者数

私立幼稚園：私立分決算額÷平成23年5月1日に在園する本市児童数（市外圏含む）

（注3）「私立幼稚園就園補助金」の1人当たり額の計算式

決算額÷平成23年5月1日に在園する4歳、5歳児童数（市外圏含む）

【大阪府下の公立幼稚園の保育料等の比較（政令市除く）】（単位：円）

	4歳児		5歳児		4歳児入園の場合の 保護者負担額
	入園料	保育料年額	入園料	保育料年額	
東大阪市	5,000	78,000	5,000	78,000	161,000
中核市・特例市の平均	4,500	112,438	4,500	112,438	229,375
一般市の平均	2,341	102,523	2,341	101,432	206,295
東大阪市を除く全市平均	2,917	105,167	2,917	104,367	212,450

中核市：高槻市

特例市：枚方市、豊中市、吹田市、八尾市、茨木市、寝屋川市、岸和田市

現下の厳しい社会情勢等を考慮する必要はあるものの、幼稚園に通う児童にとって望ましい幼稚園規模の実現及び保護者負担の適正化の観点から、基本方針の着実な推進を図るべきである（意見番号52）。

## 【14】 公立幼稚園の運営体制（担当：学事課）

### 1. 概要

障害、要保護（保護者がいない又は保護者に監護させることが不相当であると認められる）、要支援（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる）など特別な配慮を必要とする園児が増加する傾向にある。

### 2. 意見

#### （1）特別な配慮を必要とする園児の受入体制を整備すべき

公立幼稚園では保護者が望む場合には基本的に拒むことなくこれらの園児を受け入れているが、教員配置の面で必ずしも十分な受入体制が整備されているとはいえない状況にある。具体的には、各園に特別支援教員が1名配置されているものの、特別な支援を要する園児の有無にかかわらず必ず配置しなければならない主任教諭がこれを兼務しており、追加で必要となる支援の程度に応じて教員等の配置が行われているわけではない（ただし、肢支不自由児が在籍する園には、園全体を補助するものとして、加配が行われている）。

特別な支援を必要とする園児の受け入れは公立幼稚園の重要な役割と考えられるため、職員配置ルールの設定や必要な予算措置といった受入体制の整備を進めるべきである（意見番号53）。

## 【15】関係部局間の連携（担当：学事課）

### 1. 概要

幼稚園は学校教育法に基づいて満3歳以上の幼児に対して就学前教育を行う施設である。これに対し、保育所は児童福祉法に基づいて「保育に欠ける」乳児又は幼児に保育を提供する施設である。そのため、市においても幼稚園は教育委員会の所管（私立幼稚園は大阪府の所管）、保育所は子どもすこやか部の所管とされており、従来は教育委員会と子どもすこやか部の交流はほとんどない状況であった。

平成24年8月に子ども・子育て新システム関連3法案が国会で成立したのを受け、対応を協議するために教育委員会と子どもすこやか部も参加して「子ども・子育て支援関係所属会議」が開催されている。しかしながら、東大阪市としての子育て支援のあり方についての検討が十分に進んでいるとはいえない状況にある。

### 2. 意見

#### (1) 関係部局間の連携を強化すべき

新システムへの対応に当たっては各種認定こども園の設置が認められるなど、従来の幼稚園と保育所の枠組みに大きな変革をもたらす可能性が高い。そのため、市の幼稚園のあり方について教育委員会としての見解を明確化したうえで積極的に会議に参加し、市における子育て支援という観点から、子どもすこやか部との連携を強化すべきである。なお、子どもすこやか部との連携に当たっては、事務方で協議を行うのみではなく、保育所の所長と幼稚園の園長とが交流できる機会を設けるなど、現場レベルでの交流を進めることも検討すべきである（意見番号54）。

また、各種認定こども園の所管に関連して、現在幼稚園を所管している教育委員会と保育所を所管している子どもすこやか部の事務分担のあり方について市長公室や経営企画部などの関係部局を含めて協議を進める必要がある。

なお、平成25年度には子ども・子育て新システムに基づく子ども会議の設置や子育て支援に関するニーズ調査が行われるため、スピード感をもって関係部局間の連携強化を進めるべきである（意見番号55）。

## 【16】 幼稚園の保育料等（担当：学事課）

### 1. 概要

「第2【3】5.（2）」に記載しているとおり、市における公立幼稚園の入園料は5,000円であり、保育料は月々6,500円である。また、公立幼稚園の保育料等の免除要件は次のとおりであり、平成23年度における保育料等の免除は1号（保護者が養護施設長）によるものが18件（合計：1,177千円）、2号（生活保護）によるものが39件であった（合計：2,691千円）。なお、57件のうち41件については入園料も免除されている（合計：205千円）。

#### 【高等学校及び幼稚園における費用の徴収に関する条例施行規則】

##### 第5条（保育料等の免除要件）

- ・児童福祉法第27条第1項第3号に規定する里親又は養護施設長であるとき（第1号）
- ・生活保護法による被保護者の世帯に属する者であるとき（第2号）
- ・前2号に掲げる者のほか、教育委員会が特に免除の必要があると認める者であるとき（第3号）

### 2. 結果

#### （1）時効にかかった債権を不納欠損処理すべき

平成24年5月1日現在における公立幼稚園の保育料等に係る滞納額は次のとおりであるが、幼稚園の保育料等は非強制徴収公債権であるため、その時効期間は5年となる。よって、平成19年以前に発生した保育料等で、すでに時効にかかっているものについては、早急に不納欠損処理すべきである（結果番号12）。

#### 【幼稚園保育料等の滞納額】

（単位：千円）

	入園料	保育料	合計
平成15年度発生	10	65	75
平成16年度発生	-	202	202
平成17年度発生	5	91	96
平成18年度発生	-	124	124
平成19年度発生	-	82	82
平成20年度発生	-	46	46
平成21年度発生	-	59	59
平成22年度発生	-	52	52
平成23年度発生	-	33	33
合計	15	751	766

### 3. 意見

#### （1）保育料等の徴収体制を見直すべき

保育料等が期限までに納付されない場合、保護者に対する督促などの回収業務は基本的に幼稚園に任せており、幼稚園を所管する教育委員会（学事課）は関与していない。担当者に理由を尋ねたところ、保護者と園の関係に配慮しているとのこと

であった。上記の「結果（１）」に記載しているとおり一部の保育料等は時効にかかって消滅しているが、幼稚園に子どもを預けてサービスの提供を受けている以上保育料等を支払うのは当然のことであり、また、一部の保護者が保育料等を支払わずに済むということは他の保護者との公平性の観点からも問題がある。

一義的には保護者との信頼関係を築いている園に督促などの回収業務を委ねるとしても、学事課もその状況を適時に把握し、必要に応じて園と協力して保育料等の回収にあたるべきである（意見番号 56）。

## （２）保育料免除要件を定期的に確認する体制を構築すべき

高等学校及び幼稚園における費用の徴収に関する条例施行規則によると、「免除を行うべき理由が止んだとき」は免除の決定を取り消すことができ（第 9 条第 1 項第 2 号）、「免除の決定を取り消された者は、当該免除の取消しに係る保育料又は入園料の全部を速やかに納付しなければならない」とされている（第 9 条第 3 項）。

しかしながら、免除要件の変更は本人の自己申告に委ねられており、市が主体的に要件の充足性を確認することは行っていない。平成 23 年度における生活保護を理由とする免除者について確認したところ、年度途中で免除決定の取消対象とすべき者はいなかったが、要件の充足性について市が定期的に確認する仕組みを構築すべきである（意見番号 57）。

## 【17】 母子生活支援施設への入所事業（子ども家庭課）

### 1. 事業の概要

（単位：千円）

事業名	概要	
母子生活支援施設への入所事業	東大阪市立母子生活支援施設高井田ホーム（以下、「母子ホーム」という。）の管理運営事業であり、社会福祉法人公共社会福祉事業協会（以下、「公共社会福祉事業協会」という。）が指定管理者。	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
23, 383	22, 181	23, 246

（注）公共社会福祉事業協会の詳細説明は第 3 【2】を参照。

### 2. 結果

#### （1）再委託業務報告書の記載を正しく求めるべき

市は公共社会福祉事業協会との間に「東大阪市立母子生活支援施設高井田ホームの管理に関する協定書」を交わしており、第 21 条において再委託について取り決めている（注）。当条文に対応し、平成 23 年度再委託申請書の提出を受け「保安警備業務」、「消防設備点検業務」の再委託の旨の報告を行っていたものの、会計業務につき再委託する旨の報告が漏れており、市側において手書きにより追加で記載されていた。公共社会福祉事業協会に対して修正を求め、提出を受けるべきであった。

さらに、再委託先の業者名記入欄が空欄で記載漏れであった。市は正しく記載を求めるべきであった（結果番号 13）。

（注）第 21 条 乙（社会福祉法人公共社会福祉事業協会）は、施設の管理業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次の各号に規定する業務及び管理業務の一部の処理について書面により甲（市）の承認を得たときは、この限りではない。

- （1）保安警備業務
- （2）消防設備点検業務
- （3）会計業務

#### （2）指定管理料の精算の考え方の整理を行うべき

指定管理料の精算については、「東大阪市立母子生活支援施設高井田ホームの管理に関する協定書」第 13 条において取り決めがなされている（注）。平成 22 年度においては、当事業は余剰が発生していた。

しかし、指定管理料の余剰分に対する留保や返還に関するルールが設けられておらず、指定管理者の努力による余剰分であるか否かを検討したうえで、指定管理者の努力以外の要因によるものは市へ返還するように取り決めるべきである（結果番号 14）。

(注) 第 13 条 乙（社会福祉法人公共社会福祉事業協会）は支払いを受けた管理経費について、指定期間終了後 2 ヶ月以内に精算書及び事業の実績報告書を甲（東大阪市）に提出しなければならない。

2 前項の精算の結果、その要した費用の額が管理経費の額に満たないときは、乙はその差額を甲に返納するものとする。

### 3. 意見

(1) 今後の母子ホームの利便性向上の検討をさらに進めるべき

平成 24 年 12 月の調査時点での利用者数は 5 件（母子ホームには母子室（母子が入居する部屋）14 室あり）のみであり、利用率は高いとはいえない。この原因としては施設老朽化（当施設は昭和 24 年に建築された）、和室であることが挙げられるという。さらなる母子世帯の利便性を向上させるための検討が必要と考える（意見番号 58）。

(2) 利用者負担金の根拠を明確にすべき

入居利用者においては、水道代月額 2,400 円、ガス代 750 円、お風呂代 4,200 円（子どもが中学生の世帯は 4,800 円）を負担することとされ、公共社会福祉事業協会は利用者から徴収している。

しかし、これらの利用者負担金の根拠は明確になっていない。

実際の光熱水費の支出状況を分析したうえで、利用者負担金のあるべき金額を設定するよう、市は公共社会福祉事業協会を指導すべきである（意見番号 59）。

## 【18】 母子寡婦福祉資金の貸付事業（子ども家庭課）

### 1. 事業の概要

(単位：千円)

事業名	概要	
母子寡婦福祉資金の貸付事業	母子家庭及び寡婦に対して貸付を行っている（貸付限度額、償還期限等貸付に関しては母子及び寡婦福祉法施行令に定めあり）。	
平成 22 年度事業費(決算)	平成 23 年度事業費(決算)	平成 24 年度事業費(予算)
64,617	69,332	128,050

母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成・生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図ることを目的とした貸付を行っている。貸付金の種類は、用途に応じ、修学資金、就学支度資金等、12種ある。

### 【貸付額の推移】

(単位：千円)

年度	貸付額	未収金額
平成 19 年度	80,347	70,935
平成 20 年度	65,408	76,765
平成 21 年度	53,836	86,384
平成 22 年度	64,617	97,632
平成 23 年度	69,332	106,024

なお、平成 22 年度において「未収金に係る事務の執行について」で当貸付金事業を検討されており、指摘を受けている。指摘への措置状況は第 6 章で紹介している。

### 2. 意見

#### (1) サービサーへの複数年委託の検討

市は滞納した貸付金の回収業務をサービサーへ平成 23 年度から委託している。

しかし、当該契約は単年度で契約を交わしている。サービサーへの委託契約が単年度契約であると長期間の粘り強い交渉ができず、回収の効率性が下がる懸念がある。複数年委託、又は契約事務として単年度契約であっても複数年契約を前提として契約業者を選定する、等の方法でサービサーを選定すべきである(意見番号 60)。

【19】 保育課が実施している補助金事業（担当：保育課）

1. 事業の概要

保育課が実施している平成 23 年度の補助金事業は次のとおりである。

（単位：千円）

補助金名	概要	
乳児等保育特別対策費補助金	民間保育園に対する運営費補助金（1歳児担当保育士数を、6対1（園児6人に対して1人の保育士の配置）から5対1にしている保育園に対する人件費補助金）	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
86,006	95,729	105,160
補助金名	概要	
調理員加配対策補助金	民間保育園に対する運営費補助金（国の保育所運営費交付基準を超えて調理員を確保し、保育の実施児童に給食を提供している保育園に対する人件費補助金）	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
36,073	36,304	43,776
補助金名	概要	
給与改善費補助金	民間保育園に対する運営費補助金（市が求める保育士数及び調理員数を確保している保育園に対する人件費加算補助金）	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
69,681	72,744	83,472
補助金名	概要	
一般生活費等加算費補助金※	民間保育園に対する運営費補助金（国の保育所運営費交付基準に定める額を超えて支出する給食費、行事費、教材費等に対する補助金）	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
7,044	7,362	7,392
補助金名	概要	
給食費補助金	民間保育園に対する運営費補助金（3歳以上の児童に対する牛乳等の経費に対する補助金）	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
49,843	53,126	55,347
補助金名	概要	
庁費管理費補助金※	民間保育園に対する運営費補助金（備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、保健衛生費等保育所管理に要する経費で、国の保育の実施費の交付基準を超えて支出する経費に対する補助金）	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
94,338	97,902	99,342
補助金名	概要	
施設運営調整費補助金※	民間保育園に対する運営費補助金（補修費、その他の経費で、国の保育の実施費の交付基準を超えて支出す	

	る経費に対する補助金)	
平成 22 年度事業費 (決算)	平成 23 年度事業費 (決算)	平成 24 年度事業費 (予算)
83, 328	86, 592	88, 304
補助金名	概要	
保育特別対策費補助金	民間保育園に対する運営費補助金 (市が求める保育士数を超えて配置する保育士等に対する人件費補助金)	
平成 22 年度事業費 (決算)	平成 23 年度事業費 (決算)	平成 24 年度事業費 (予算)
321, 569	339, 943	398, 168
補助金名	概要	
障害児保育事業補助金	民間保育園に対する運営費補助金 (障害児保育に必要な保育士の人件費補助金)	
平成 22 年度事業費 (決算)	平成 23 年度事業費 (決算)	平成 24 年度事業費 (予算)
401, 327	394, 952	481, 767
補助金名	概要	
延長保育促進事業補助金	民間保育園に対する運営費補助金 (国の延長保育促進事業実施要綱等に基づいて、延長保育を実施している保育園に対する経費補助金)	
平成 22 年度事業費 (決算)	平成 23 年度事業費 (決算)	平成 24 年度事業費 (予算)
249, 279	257, 059	268, 481
補助金名	概要	
一時預かり事業補助金	民間保育園に対する運営費補助金 (国の一時預かり事業実施要綱等に基づいて、一時預かり保育を実施している保育園に対する経費補助金)	
平成 22 年度事業費 (決算)	平成 23 年度事業費 (決算)	平成 24 年度事業費 (予算)
41, 376	39, 009	45, 740
補助金名	概要	
休日・夜間保育事業補助金	民間保育園に対する運営費補助金 (国の休日・夜間保育事業実施要綱等に基づいて、休日・夜間保育を実施している保育園に対する経費補助金)	
平成 22 年度事業費 (決算)	平成 23 年度事業費 (決算)	平成 24 年度事業費 (予算)
2, 460	2, 460	2, 460
補助金名	概要	
待機児童解消促進事業補助金	民間保育園に対する運営費補助金 (国の待機児童解消促進事業実施要綱等に基づいて、待機児童解消促進事業を実施している保育園に対する経費補助金)	
平成 22 年度事業費 (決算)	平成 23 年度事業費 (決算)	平成 24 年度事業費 (予算)
2, 400	2, 400	2, 400
補助金名	概要	
産休等代替職員費補助金	民間保育園に対する運営費補助金 (職員の出産又は傷病を理由とした長期休暇に対する代替職員の臨時的任用における所用経費に対する補助金)	
平成 22 年度事業費 (決算)	平成 23 年度事業費 (決算)	平成 24 年度事業費 (予算)
1, 693	1, 420	2, 911

補助金名	概要	
経験年数加算費補助金	民間保育園に対する運営費補助金（優れた人材を確保するため、保育士等に対する経験年数に応じた補助金）	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
6,130	7,020	6,900
補助金名	概要	
簡易保育施設運営補助金	簡易保育施設に対する運営費補助金	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
13,378	13,191	15,657
補助金名	概要	
社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会に關係する社会福祉諸団体に対する運営経費補助金	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
293	293	293
補助金名	概要	
民間保育所施設設備補助金	民間保育園に対する施設設備費補助金	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
468,550	11,301	389,268
合計		
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
1,934,768	1,518,805	2,096,838

## 2. 意見

(1) 一般生活費等加算費補助金、庁費管理費補助金、施設運営調整費補助金の考え方について整理すべき

「東大阪市民間保育所運営費補助金交付要綱」に定められる各補助金の概要は次のとおりである。

補助金名	補助要件	補助対象経費	算定基準
一般生活費等加算費補助金	保育を実施していること。 *他市委託分は、4月1日現在6人以上。	保育所運営費交付基準に定める額を超えて支出する給食費、行事費、教材費等。	児童1人当たり月額80円 (教材費20円、行事費60円)
庁費管理費補助金	市が児童福祉法第51条第4号の規定により支弁する保育所運営費及び市が補助する保育所運営費補助金等を適正に執行したことを証し、これらの交付目的と競合する保護者負担金を徴収しないものであること。 *他市委託分は、4月1日現在6人以上。	備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、保育衛生費等保育所管理に要する経費で、保育の実施費の交付基準を超えて支出する経費。	児童1人当たり年額18,000円

施設運営調整費補助金	市が児童福祉法第 51 条第 4 号の規定により支弁する保育所運営費及び市が補助する保育所運営費補助金等を適正に執行したことを証し、これらの交付目的と競合する保護者負担金を徴収しないものであること。	補修費、その他の経費で、保育の実施費の交付基準を超えて支出する経費。	児童 1 人当たり年額 16,000 円
------------	---	------------------------------------	----------------------

上記表にある補助金の算定基準について、確認したところ、現在においてその算定基準の根拠が明確にわかる文書等は存在しなかった。また、これらの補助金の補助対象経費は、保育の実施費の交付基準を超えて支出する経費とある。保育の実施費とは、「【20】保育課が実施している委託事業」の概要に記載している民間保育所運営費委託のことであるが、これは、費目別に紐付けた支給とはなっていないため、費目別に保育の実施費の交付基準を超えた経費を算定する事は困難である。そのため、実務上は、算定基準に従った金額を渡し切りで補助しているものである。

決して少なくない金額の公費を投入している事業であることを考えると、補助金の算定基準の根拠については、本来、明確に文書等で残しておくべきである（意見番号 61）。

また、この補助金の支給の目的は、保育の実施費でまかないきれない保育所の運営経費を市の単費で補助するものである。算定基準の根拠が明確になっていない同じような目的の補助金については、算定基準の根拠を明確にし、ひとつの補助金として包括的に整理することが望ましい（意見番号 62）。そうすることで、補助金支給に関する事務負担も軽減され、また、補助金の支給目的の趣旨に適うものと考えられる。

【20】 保育課が実施している委託事業（担当：保育課）

1. 事業の概要

保育課が実施している委託事業のうち、主なものは次のとおりである。

（単位：千円）

事業名	概要	
病児・病後児保育事業	東大阪市における病児・病後児保育事業の運営委託	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
26, 711	30, 708	29, 000
事業名	概要	
民間保育所運営委託事業	児童福祉法第 51 条第 4 号における認可保育所の運営委託	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
4, 555, 099	4, 769, 502	4, 823, 088
事業名	概要	
市立春宮保育所管理運営事業	公共社会福祉事業協会に対する市立春宮保育所の管理運営委託	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
152, 424	155, 736	158, 388
事業名	概要	
市立高井田保育所管理運営事業	公共社会福祉事業協会に対する市立高井田保育所の管理運営委託	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
143, 940	148, 257	152, 354
事業名	概要	
市立島之内保育所管理運営事業	公共社会福祉事業協会に対する市立島之内保育所の管理運営委託	
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
146, 775	149, 555	151, 824
合計		
平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（決算）	平成 24 年度事業費（予算）
5, 024, 949	5, 253, 758	5, 314, 654

2. 結果

(1) 協定書と実態の乖離を是正すべき

「市立春宮保育所管理運営事業」、「市立高井田保育所管理運営事業」、「市立島之内保育所管理運営事業」の 3 事業につき、公共社会福祉事業協会と交わした協定書第 13 条は次のとおりである。

（以下において、甲は東大阪市、乙は公共社会福祉事業協会である。）

乙は支払を受けた管理経費について、協定期間終了後 60 日以内に精算書及び事業の実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 前項の精算の結果、その要した費用の額が管理経費の額に満たないときは、乙は当事業報告書を提出した日から起算して15日以内に、その差額を甲に返還するものとする。

上記の第13条第2項に関連して、公共社会福祉事業協会の決算書より3保育所の委託金額（指定管理料）から事業活動支出を控除して算定したところ、平成22年度22,140千円、平成23年度29,230千円であった。このように費用額が指定管理料を下回っているが、協定書第13条第2項に規定される管理経費の精算はなされていなかった。

当該部分については、管理経費の余剰として精算するものではなく、以下を根拠として、公共社会福祉事業協会の会計において、保育所施設・設備整備積立預金として積み立てられているものであり、協定書第13条における「その要した費用」であるとの説明を受けた。

「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日）（児発第299号）より抜粋  
1 運営費の使途範囲  
（4）…（略）…また、この保育所施設・設備整備積立預金を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。…（略）…  
（6）…（略）…弾力運用に係る要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。  
①…（略）…  
②保育所施設・設備整備積立預金（…略…）

しかしながら、協定書第13条第2項における「その要した費用」とは、将来の施設整備のための「保育所施設・設備整備積立預金積立金」への積立支出分まで認めるとは解釈でき難い。指定管理料の精算については、現状を整理したうえで、実態に沿った協定書の改定が必要である（結果番号15）。

## 【21】待機児童関連の諸問題（担当：保育課、福祉事務所）

### 1. 概要

市における待機児童数及び未入所児童数は次のとおりである。

（単位：人）

	就学前 児童数	入所定 員数	入所児 童数	入所申 込児童 数	内新規 入所数	未入所 児童数	待機児 童数
平成 22 年度	24,749	6,297	6,806	2,335	1,469	866	220
平成 23 年度	24,348	6,507	7,092	2,426	1,736	690	192
平成 24 年度	24,093	6,517	7,148	2,433	1,614	819	214

（注1）待機児童数…入所要件を充足しており、入所希望が複数園である児童数

（注2）未入所児童数…入所申込児童数－内新規入所数。入所要件を充足していない児童数も含む。

### 2. 意見

#### （1）公的施設の空き状況を確認し、待機児童解消対策の利用に努めるべき

概要に記載のとおり、待機児童数は平成 24 年 4 月時点で 214 人である。市では、平成 25 年度において開園する民間保育園 4 園及び既存保育所 2 園の増改築により、290 名の定員増加を見込んでおり、数値上は待機児童数の解消を予定している。

しかしながら、平成 24 年 4 月時点の入所を希望した上で、保育所に入園できなかった児童（待機児童に潜在的な待機児童を合算した児童数であり、いわゆる未入所児童数。）は 819 人に及んでいる。

昨今の社会情勢上、女性の就労率は高まっているとはいえ、少子化傾向である点を勘案すると、保育所の新設や増改築は将来の空施設になるなどの一定のリスクを伴うものと推測する。

この点、例えば、幼稚園の預かり保育サービスの充実による解消も一案である。また、待機児童解消対策として、公有地や公的施設の空きスペースを利用した対策を講じている自治体も存在する。

#### 【自治体の取組み事例】

- ・ 国家公務員宿舎の空き部屋を利用した小規模の保育サービスの提供  
（西宮市・東京都文京区・大津市）
- ・ 小学校と市営住宅の空きスペースに保育ルームを開設（西宮市）
- ・ 市営住宅の広場に保育園を造る計画（西宮市）
- ・ 公園の目的外使用による保育園の開設（東京都世田谷区）
- ・ 国家公務員宿舎の跡地を利用した保育園の設置を検討（東京都世田谷区）

#### 【国と自治体の一体的取組み事例】

- ・ 待機児童ゼロ特命チームを立ち上げ、「待機児童解消『先取り』プロジェクト」

を開始。(注)

(プロジェクトに採択されると、これまで国からの支援が手薄だった都市部の自治体でも手厚い支援が受けられる。学校や公営住宅などの余裕スペースを活用した保育所の整備や、家庭的保育事業への国からの補助が従来の2分の1から3分の2に引き上げられる。)

(平成23年8月15日日本経済新聞より)

(注)「待機児童解消『先取り』プロジェクト」について

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」

採択自治体数 185 自治体 (注1)

【参考】事業別採択自治体数

(1) 保育所緊急整備事業 148 自治体

保育所の創設、増築、増改築による整備、または、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用した小規模な保育所の整備に関して、財政力指数1.0未満の市区町村について補助率嵩上げ(1/2→2/3)。土地を借り上げる場合は土地借料を補助。

(2) 賃貸物件による保育所整備事業 34 自治体

地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用した、賃貸物件による小規模な保育所の整備に関して、財政力指数1.0未満の市区町村について補助率嵩上げ(1/2→2/3)。

(3) 家庭的保育改修等事業 38 自治体

地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用した、家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業に関して、財政力指数1.0未満の市区町村について補助率嵩上げ(1/2→2/3)。家庭的保育事業実施のための賃借料補助額の引上げ。

(4) グループ型小規模保育事業 32 自治体

グループ型小規模保育事業(複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する。1グループは原則3人(対象児童9人)まで。各家庭的保育者に補助者を配置する場合は、対象児童15人まで。)への助成。

(5) 認可外保育施設運営支援事業 56 自治体

児童福祉施設最低基準を満たすことを基本として、質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助。

(6) 幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み 39 自治体 (注2)

(7) 地域型保育・子育て支援モデル事業(一般市町村モデル) 2自治体

合併により市域が拡大した市町村などにおいて小規模な保育事業(20名未満)に加え「交流・相談」や「小規模放課後児童クラブ(10名未満)」等を併せて実施するとと

もに「地方版子ども・子育て会議」を設置する費用の一部を補助。

(注1)「待機児童ゼロ計画」を提出し、採択された自治体の数。1つの地方自治体で複数の事業を実施するため、各事業の採択自治体数の合計数とは一致しない。また、「待機児童ゼロ計画」の採択により交付が決定するものではないため、実施事業自治体数等については確定していない。

(注2) 都道府県が行う私学助成に対する国庫補助(私立高等学校等経常費助成費補助金)による場合は、別途交付決定手続きを行う。

(平成24年9月6日内閣府「待機児童解消『先取り』プロジェクト」に基づく地方自治体の「待機児童ゼロ計画」の採択について)

幼稚園以外の公的施設に関しては、保育所としての最低基準の充足という壁は存在するものの、自治体が保有する公有地や公的施設の空き状況を確認した上で、その利用を検討することは、待機児童解消対策として有効な一案である。

これまで、市においては、待機児童解消対策への活用可能性を検討するために公的施設の空き状況の調査をしたことがないとのことであった。今後は、他の自治体の事例を踏まえた上で、所管課だけでなく、教育委員会等の関連部局と連携しながら、公的施設の空き状況を確認し、待機児童解消対策の利用に努めるべきであると考える(意見番号63)。

(2) 入所要件の充足確認業務の実効性について再考し、在所者と待機児童の公平性を検討すべき

市においては、一年に一度、保育所の入所者について当初申請した入所選考基準に合致しているかどうかについて、書類の提出を受けて確認している。

しかしながら、当該要件確認において、当初の選考基準から外れる事例が見つかったとしても、実務上は退所を求めることはしていない。そのため、書類の未提出については、一定期限までの提出数を把握するのみであり、一定期限以降の未提出に関しては、その数すら把握はしておらず、全件回収を行っているわけではない。すなわち、市において実施している入所要件の確認業務は、中途半端な実施状況であり、また、その実効性も高くない。

実務上は、入所要件を充足しなくなったとはいえ、在所者に対して、退所を迫ることは相当に困難であると推測できるが、多数の待機児童がいる中で、入所要件を充足しないものを在所させ続けることは、公平性の観点から問題である。

公費を投入し、実施している入所要件の充足確認業務の実効性を上げるためにも、まずは、入所要件を充足しないものに対して、どのように対応していくべきかについて検討する必要がある。その上で、現在実施している入所要件の確認業務については、全件回収を行い、必要な対応を実施することを検討すべきである(意見番号64)。

## 【22】 保育所における保育料（担当：保育課）

### 1. 概要

当報告書第2において記載のとおり、市における保育料は「保育の実施による費用の徴収に関する条例」で定められており、国基準の72.5%で設定されている。

#### 第3条

前条第1項の規定により徴収金を納入しなければならないこととなる者（以下、「納入義務者」という。）から徴収する徴収金の月額、厚生労働省が示した前年度における保育所徴収金（保育料）基準額表（以下、「徴収金（保育料）基準額表」という。）を適用して各納入義務者について算定した徴収金基準額に0.725を乗じて得た額とする。

（「保育の実施による費用の徴収に関する条例」より）

近隣市との保育料の比較は第2【3】4の記載のとおりである。

### 2. 意見

#### （1）保育料の見直しを検討すべき

保育料については、「保育の実施による費用の徴収に関する条例」により平成3年12月に定められており、本市の保育料は、前年度国基準の72.5%で設定されている。72.5%の根拠としては、設定当時における本市の保護者の税の情報や子どもの出生率、他市の状況も勘案し策定しているとのことであったが、書面等の形として現在は残されてはいなかった。また、平成3年12月に、72.5%の設定基準を設けてから、かなりの年数が経過しており、その間、他市比較を実施するなど、現在の保育料が実態に照らして、合理的であるかについての検討を行っていない。

ここで、第2【3】4の近隣市比較を考察すると、所得税課税世帯については、3歳未満時、3歳児、4歳以上児の保育料は、他市と比較して低い水準であることがわかる。さらに、3歳児、4歳以上児の保育料については、所得税課税世帯の階層区分に対する保育料の設定は他市と比較して大括り（区分が荒い）である。

また、第2【3】4（3）③を参照すると、保育所事業に対する平成23年度における市の一般財源からの財政負担額は約60億円であり、決して少ない金額とは言えないものである。

以上より、受けている保育サービスに応じた負担を求めるという点から、現在の保育料が妥当な基準であるかどうかを見直す必要があると考える。また、その設定基準の理由は重要なものであり、保存年限に限らず、文書等の形で保管しておく事が望ましいと考える（意見番号65）。

(2) 過年度の未収保育料の徴収方法を確立すべき

認可保育所における徴収状況の3ヵ年推移は下記のとおりである。

【調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移】

(単位：千円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	1,430,597	1,432,650	1,476,892
	過年度分	293,293	320,594	338,332
	計	1,723,890	1,753,244	1,815,224
収入額	現年度分	1,360,948	1,371,378	1,421,938
	過年度分	20,465	24,489	28,491
	計	1,381,413	1,395,867	1,450,429
不納欠損額	現年度分	—	—	—
	過年度分	19,746	17,980	35,594
	計	19,746	17,980	35,594
収入未済額	現年度分	69,649	61,272	54,954
	過年度分	253,082	278,125	274,247
	計	322,731	339,397	329,201
収納率	現年度分	95.1%	95.7%	96.3%
	過年度分	7.0%	7.6%	8.4%
	計	80.1%	79.6%	79.9%

(出所：東大阪市子どもすこやか部保育室保育課資料) ※還付未済額を除く

平成22年度の包括外部監査において、未収金の回収状況については指摘を受けている。当該指摘を受けて、市の未収金特別対策室に債権自体を移管して、平成23年7月から10月までの4ヵ月間において徴収業務を実施した。なお、この時、過年度未収金の徴収対象としたのは、滞納上位88件の49百万円であり、この内、平成24年3月末時点において納付に至った金額は5.5百万円である。

現状は保育課内において、3名体制で未収保育料の徴収に当たっているが、実務として現年度の未納対応に追われていることから、過年度未収金に対して、積極的な徴収業務は行っていない上に、未収金特別対策室と連携を行った時の徴収ノウハウ（例：給与差押え、預貯金差押え等）は生かされていない状況である。

なお、過年度の未収保育料の現状の徴収業務としては、年に三度、該当家庭に保育料催告書を送付した上で、それに対して、何ら反応のない家庭に対しては電話連絡を行っている。また、各園において納付相談を実施している。

平成23年度末における過年度未収入額は、274,247千円と決して少ない金額ではない。また、確実に保育料を納付している家庭との公平性の観点から、過年度未収保育料の徴収体制については、早急に確立すべきである。

平成 19 年 8 月 22 日に発出された「保育所保育料の徴収状況に関する調査の結果について（通知）」において、徴収に係る補助的な業務については、民間への委託は可能であることが明記されており、保育課におけるマンパワー不足が否めないの  
であれば、過年度の未収保育料の徴収業務について、民間会社の利用も今後は考慮  
すべきと考える（意見番号 66）。

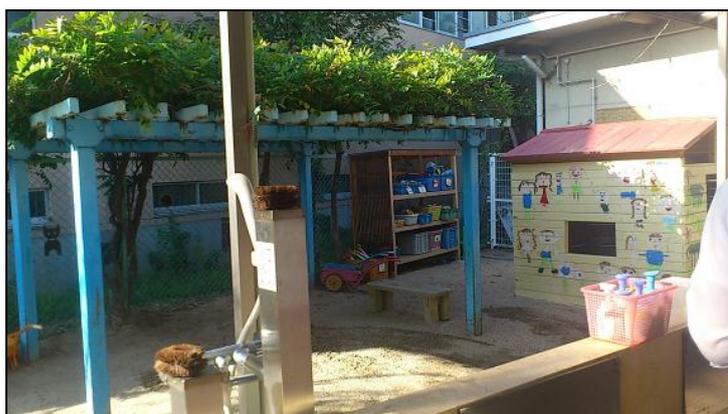
## 【23】 公立保育所の施設整備（担当：保育課）

### 1. 概要

平成 19 年 2 月に東大阪市社会福祉審議会で採択された「今後の保育行政のあり方について」の「3 公立保育所のあり方について（3）公立保育所の体制及び施設の整備」の中で、「東大阪市の公立保育施設は、建築後およそ 30 年から 40 年を経過し、老朽化が進んでいます。保育施設の総点検を実施し、計画的な改修等の作業を早期に進めていく必要があります。」と記載されている。

また、当該「今後の保育行政のあり方について」を受けて、市においては、保育・子育て支援について、「保育行政にかかる施策方針について」として平成 20 年 9 月に具体的な方針を決定している。この中の「5 公立保育所の施設状況の把握」において、「保育施設の総点検を実施し、施設及び設備状況の総合的な評価を行い、設備整備や改修等（場合によっては改築も含めて）を計画的に進めていく。」と記載されている。

#### 【金岡保育所（昭和 41 年建築）】



### 2. 意見

#### （1）公立保育所の老朽化対策について早急に対応すべき

概要に記載したとおり、市は、公立保育所の老朽化を問題視している。この点、平成 23 年度時点においては、市が保有する公立保育所 14 園のうち、8 園においては、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準のままであり、耐震診断がなされていない状況である。

これに対して市は「東大阪市市有建築物耐震化整備計画」を平成 23 年 5 月に策定している。この中で、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準に基づき建設された市有建築物について、3 つに分類しており、保育所に関しては、ウ. その他一般建築物として分類している。当該計画の中で、ウ. その他一般建築物に関しては、早期に

耐震診断を実施し、計画的に耐震化を実施する旨を記載しているものの、耐震診断がなされていない8園について具体的な対応時期は明記されていなかった。

この点、現在、市では、耐震診断がなされていない8園に関する平成25年度中の耐震診断の計画を立案している状況であり、当該結果を受けた上で、必要に応じて、対策工事を実施する計画である。

保育所は、子どもの命を預かり、保育を行う施設として、安全性の確保は必須である。市として、公立保育所の老朽化対策について、迅速かつ確実に実行することが望まれる（意見番号67）。

## 【24】 保育所に対する指導監査の実施（担当：法人指導課）

### 1. 概要

保育所に対する市による指導監査の方法については、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）【第2次改正】平成21年4月1日雇児発第0401002号 厚生省児童家庭局長」の「別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱（平成23年9月30日雇児発0930第11号）」において、次のとおり定められている。

#### 1 指導監査の目的

指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

#### 5 指導監査の方式及び回数

一般指導監査は、次のアからエによること。

ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第38条の規定により年1回以上の実地検査を行うこと

### 2. 結果

#### (1) 児童福祉行政指導監査実施要綱に従い指導監査を実施すべき

「1. 概要」に記載のとおり、中核市である市においては、児童福祉行政指導監査実施要綱に定めるとおり、年に一度、児童福祉施設の指導監査を行う必要があり、法人指導課において、指導監査計画を策定の上、保育課職員とともに監査を実施し、その結果の概要を、市ウェブサイト上で公開している。

市のウェブサイトで公開されている「平成23年度 社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査結果」によると、平成23年度においては、民間保育園48園中、8園の民間保育園について指導監査を実施していない。その理由は、当初48園すべてについて、年間計画を策定していたものの、期中において法人指導課として優先的に対応しなければならない事案が発生し、平成23年度内に計画通りに指導監査を完了することが出来なかったため、とのことである。なお、平成23年度において、指導監査を実施できなかった8園に関しては、平成24年度の7月～8月にかけて、指導監査を実施している。

当該指導監査の目的は、「1. 概要」に記載のとおりであり、保育所を含む児童福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るものである。

今後は、指導監査の趣旨を鑑み、確実に年に一度の指導監査が行えるような体制を構築することが必要である（結果番号16）。

## 第6 過去の包括外部監査報告書の「監査の結果」・「意見」への措置状況の検討

子育て支援に係る事務に関連して、過年度（平成17年度、平成18年度、平成20年度、平成22年度）に包括外部監査が行われている。これらの監査報告書中の「監査の結果」又は「意見」に対して現在の措置の状況を検討する。

次のものについては平成25年2月現在、措置が未だ行われていない。これらのうち重要と考えられる項目については、改めて今回の監査の中で検討し、前述第5に記載しているとおりである。

### 【平成17年度】

#### 『補助金及び負担金に係る事務の執行について』

	対象部門 【補助金名称】	「監査の結果」・「意見」 (概要)	措置の状況(市ウェブ公表の措置報告書等より)
1	福祉部こども家庭室 (現子どもすこやか部子ども家庭室) 【簡易保育施設運営助成金】	認可外保育施設29施設のうち、過去から受給している2施設のみが交付対象となっており、交付する場合には、広く認可外保育施設29施設へ交付されるべきである。 認可外保育施設が整備されるまでの暫定措置として開始されてから既に35年以上経過しており、認可保育施設の整備が進んできた現在においては、その必要性が薄れてきているといえる。認可保育施設の整備で対応するのであれば、認可保育施設の整備に対する補助金の充実を図り、将来的には、当補助金自体の廃止も検討すべきである。	(未措置) (平成20年10月末時点) 市内のすべての認可外保育施設を視野入れた施策を検討中です。
2	福祉部子ども家庭室 (現子どもすこやか部子ども家庭室) 【社会福祉法人公共社会福祉事業協会補助金】	稲田保育所を民間保育所として扱っているのに、他の民間保育所と異なる制度により補助金を支出している。他の民間保育所の補助金制度への一本化を検討する必要があると考える。	(未措置) (平成20年10月末時点) 平成21年4月より他の民間保育所の補助金制度と一本化する予定です。

	対象部門 【補助金名称】	「監査の結果」・「意見」 (概要)	措置の状況(市ウェブ公表の措置報告書等より)
3	学校教育部 学事課 【私立幼稚園就園補助金(市単独)】	補助金の対象は園児の保護者でないため、市としては当該補助金が各補助者に実際に配分されたことを確認する必要がある。受領書を直接保護者から市が入手する、あるいは市から幼稚園を経由せず直接各保護者に対し支給する等を検討すべきである。	(未措置) (平成20年10月末時点) 保護者への配分の確認については、市補助金交付要綱で申請は私立幼稚園設置者となっており、幼稚園を通じて保護者に配分されていることから、保護者から幼稚園に提出された受領書や銀行振込み控え(各5年保存)の確認方法について私立幼稚園側とも引き続き協議をします。
4	学校教育部 学事課 【私立幼稚園就園奨励費補助金(国庫補助事業)】	補助金の対象は園児の保護者であり幼稚園でないため、市としては当該補助金が各保護者に実際に配分されたことを確認する必要がある。受領書を直接保護者から市が入手する、あるいは市から幼稚園を経由せず直接書く保護者に対し支給する等を検討すべきである。	(未措置) (平成20年10月末時点) 同上

【平成18年度】

『外郭団体の「経営に係る事業の管理」及び「財務に関する事務の執行について」』

	対象団体	「監査の結果」・「意見」(概要)	措置の状況(市ウェブ公表の措置報告書等より)
1	社会福祉法人公共社会福祉事業協会	市立保育所3園(春宮、島之内、高井田)は指定管理者に移行し、当初非公募の後、次回3年後の更新時より公募が実施された場合、他の直営保育所11園についてはなんら民間への開放の是非について検討がなされておらず、市の保育方針が明確とは言えない。 他方、高井田ホーム事業について、建物自体の老朽化の問題もあり、今後市の福祉計画との整合性を十分に考慮して、市がイニシアチブをとり運営主体についても十分に検討すべきである。	(未措置) (平成21年9月末時点) ・保育所運営事業に指定管理者制度の活用が有効か否かについて検討中です。公共社会福祉事業協会は「外郭団体統廃合等方針」に基づき、平成21年度末自立をめざし準備をすすめております。 ・高井田ホームについては、施設の老朽化等もあり入所世帯の減少など、現行施設のままでは採算性は見込めず、指定管理者の公募は困難な状況です。施設の新設等の困難な財政状況の中、今後の施設のあり方について検討を行い、方向性を決定します。

【平成 20 年度】

『公の施設の管理について』

	対象部門 (施設名称)	「監査の結果」・「意見」 (概要)	措置の状況(市ウェブ公表 の措置報告書より)
1	社会教育部 荒本青少年 センター (荒本青少年 センター)	利用者の負担について、センターでは低学年月額 1,500 円、高学年月額 2,000 円の協力金を負担しているが、これらは主として給食の食材費に充てられている。 児童育成クラブでは、月額 5,000 円の会費(他におやつ代 2,000 円)を負担しなければならないが、また、給食はないため、弁当を持参しなければならない。センターを利用できる校区に所属する住民、しない住民で著しい不公平が生じている。	(見解の相違) (平成 23 年 3 月末時点) 学童保育(児童育成クラブ)の立ち上げは保護者会に委ねる部分が大きく、本校区の保護者会は現在も一本化に至っておらず、本センターがその役目を担っている状況であり、今後も引き続きその役目を担っていく必要があると考えています。
2	社会教育部 荒本青少年 センター (荒本青少年 センター)	センターで実施している事業は、非常に有意義なものであるが、センターのある小学校校区とない小学校校区において、学童保育サービスに著しい不公平が生じている。他校区の学童保育(児童育成クラブ)では小学校の校舎を利用しており、センターの実施する事業の大部分は、同校区の小学校の校舎で代替実施が可能と考えられる。 センターは、同和地区における青少年の人権意識や教育文化の向上を目指し設立された経緯があるが、現在は近隣マンションが建ち、年々他地区の登録者が増え同和地区の登録者と他地区の登録者は約半々となり、設立当初とは状況が大きく変化している。 また施設は建設から 35 年ほど経過しており、非常に老朽化が目立つ。電球がついていない箇所や割れた窓ガラスをダンボールやガムテープで補修してあるような状態である。 利用者間の公平性、外部環境の変化による利用者層の変化、施設の老朽化の面から、センターで実施している事業の児童育成クラブ事業への移管について検討を行うべきである。	(見解の相違) (平成 23 年 3 月末時点) 本センターから児童育成クラブ事業への移管については、当校区の保護者会が 2 つあり、いまだ一本化に至っておらず、今後も子どもの安全確保等を考慮すると本センターがその役割を担っていく必要があると考えております。 施設の老朽化については、再度粘り強く予算措置の働きかけを継続していきます。

【平成 22 年度】

『未収金に係る事務の執行について』

	対象部門 (未収金名称)	「監査の結果」・「意見」(概要)	措置の状況(担当課インタビューより)
1	市民生活部 国民年金課 (児童扶養 手当返還 金)	虚偽の届出を行って不正に手当の支給を受けている不正受給者の滞納者が督促や支払交渉に応じない場合には、強制徴収公債権として取り扱い、財産調査を行い、状況に応じて滞納処分を行うことが必要である。 あわせて、滞納した場合には滞納処分が行われる可能性があることを周知する必要がある。	偽りその他不正の手段により手当の支給を受けたものについては、強制徴収公債権として取り扱います。滞納した場合、滞納処分が行われる可能性があることの周知については、今後検討してまいります。
2		市は延滞金に関する規程を定めておらず、実務上も延滞金の徴収を行っていません。不正利得者に対しては特に厳格に対処し、延滞金の徴収も検討する必要があるものと考えられる。	延滞金に関する規程については、今後検討してまいります。
3	福祉部各福祉事務所 (助産施設 入所措置事 業)	助産施設入所負担金の額は出産育児一時金の額をベースとして計算されているが、その趣旨は、出産育児一時金の一部を負担金の支払いに充ててもらふことにあると考えられる。しかしながら、未収金となっている者については、出産育児一時金の支給を受けていながら助産施設入所負担金への支払いがない状態にあることから、出産育児一時金支給が行われた直後に当該負担金を支払うよう、即時の回収に努める必要がある。	負担金を前納できない方には、誓約書記入時に出産育児一時金の支給予定日を参考に負担金の支払予定日設定してもらい、その支払予定日の前後で負担金納付の注意喚起と電話催告等を並行して行うことで、出産育児一時金の支給の直後の負担金の支払につなげていくことを検討しております。
4		助産施設入所負担金は強制徴収公債権であり、地方税の滞納処分の例により処分することが可能であるが、市では過去、助産施設入所負担金の滞納者に対して滞納処分を実施したことはなかった。十分な督促及び催告を実施し、債務者の状況を把握し考慮したうえで滞納処分を行うか否かを検討しかつ対処する必要がある。あわせて、滞納した場合には滞納処分が行われる恐れがあることを周知する必要がある。	「東大阪市債権管理マニュアル」に則り、督促や催告等の債権回収事務を行うとともに、何の連絡もなく支払にも応じない債務者に対して財産調査の実施ができないか、各福祉事務所及び未収金特別対策室と連携をとりながら検討してまいりたいと考えております。

	対象部門 (未収金名称)	「監査の結果」・「意見」(概要)	措置の状況(担当課インタビューより)
5		<p>現状、未納者に対する対応としては、各福祉事務所の担当者が督促状を発送するほか、電話催告の実施や、一括収納の難しい者については分割納付の推奨を実施している。しかし、訪問による催告までは行っていない。</p> <p>福祉事務所においても滞納者の生活状況を把握し、未収となっていることの注意喚起をあわせて実施することにより、債権の回収率の向上が期待できるものと考えられる。</p>	<p>「東大阪市債権管理マニュアル」に則り、督促や催告等の債権回収事務を行うとともに、滞納者については生活状況を把握し、分割納付の相談に応じるなど、引き続き未収金の回収に努めてまいります。</p>
6	学校管理部 学事課(幼稚園保育料・入園料)	<p>幼稚園の保育料及び入園料については、幼稚園の園長が回収し、市にまとめて納付している。未収金が発生した場合の督促業務についても幼稚園の園長が実施している。幼稚園の園長から未収金管理について相談があった場合には学事課が相談により、督促業務を支援している。</p> <p>しかし、基本的には幼稚園が督促業務を行っており、学事課においては督促業務を行っておらず、その業務内容の把握及び適切に行われているかについての十分なモニタリングが実施できていない。</p> <p>学事課において、幼稚園における回収業務が適切かどうかモニタリングし、また必要に応じて学事課も協力して督促業務を行い、連携して回収業務を実施していくことが望ましい。</p>	<p>「東大阪市立幼稚園入園料・保育料の督促事務の手引き」を作成して幼稚園の督促業務を支援しており、今後は幼稚園と協力しながら督促を行うなど、回収を強化してまいります。</p>
7	福祉部子ども家庭課 (母子・寡婦福祉資金貸付金)	<p>当該貸付は、各福祉事務所に配置された母子自立支援員(平成22年4月1日時点で計7名)が、事業の対象となる母子及び寡婦の相談に応じ、申請内容及び保証人の確認を行っている。それに対して回収業務は本庁の職員が一人で実施しており、人員的に不足しているものの、現状、母子自立支援員は回収業務には関与していない。</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金は返済期限が到来していながら返済されていない金額が8千万円を超えて多額に上っており、なおかつ未収金額が年々増加しつつある中、収納対策行動計画に母子・寡婦福祉資金貸付金の現年収入率の向上が目標値として設定されており、その目標を達成するためには督促業務に係る人員数を増やす必要がある。よって、母子自立支援員との連携による滞納者への督促業務を実施する必要がある。</p>	<p>平成23年度より、母子自立支援員による債務者の生活状況把握を実施しており、平成24年度からは一部督促業務も実施してもらう予定である。</p>

	対象部門 (未収金名称)	「監査の結果」・「意見」(概要)	措置の状況(担当課インタビューより)
8		<p>母子及び寡婦福祉法施行令第17条は、「都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りではない。」と定めている。</p> <p>しかし、市においては当該違約金に関する条文を適用していなかった。但し書きにあるとおり、必ずしも違約金を徴収しなければならないものではないものの、正当な理由なく支払を遅延した者に対して違約金の徴収を検討する必要がある。</p>	<p>貸付申請時に借主に対して、違約金についての説明をするようにいたしました。</p>

以上